# 有 価 証 券 報 告 書

2018 年 度

（第　95　期）

自　2018 年 4 月 1 日

至　2019 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

Ｅ０４４９８

本書は、ＥＤＩＮＥＴ（Electronic Disclosure for Investors’NETwork）システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

# 目次

頁

【表紙】
第一部　【企業情報】 …… 1
第１　【企業の概況】 …… 1
１【主要な経営指標等の推移】 …… 1
２【沿革】 …… 4
３【事業の内容】 …… 7
４【関係会社の状況】 …… 9
５【従業員の状況】 …… 13
第２　【事業の状況】 …… 14
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 14
２【事業等のリスク】 …… 17
３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 20
４【経営上の重要な契約等】 …… 24
５【研究開発活動】 …… 27
第３　【設備の状況】 …… 28
１【設備投資等の概要】 …… 28
２【主要な設備の状況】 …… 28
３【設備の新設、除却等の計画】 …… 34
第４　【提出会社の状況】 …… 37
１【株式等の状況】 …… 37
２【自己株式の取得等の状況】 …… 53
３【配当政策】 …… 54
４【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 55
第５　【経理の状況】 …… 79
１【連結財務諸表等】 …… 80
(1)　【連結財務諸表】 …… 80
(2)　【その他】 …… 126
２【財務諸表等】 …… 127
(1)　【財務諸表】 …… 127
(2)　【主な資産及び負債の内容】 …… 151
(3)　【その他】 …… 152
第６　【提出会社の株式事務の概要】 …… 153
第７　【提出会社の参考情報】 …… 154
１【提出会社の親会社等の情報】 …… 154
２【その他の参考情報】 …… 154
第二部　【提出会社の保証会社等の情報】 …… 155

［監査報告書］

## 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年６月27日 |
| 【事業年度】 | 第95期（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日） |
| 【会社名】 | 東京電力ホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長　　小早川　智明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目１番３号 |
| 【電話番号】 | 03（6373）1111（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理室　財務計画グループマネージャー　藤原　裕久 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目１番３号 |
| 【電話番号】 | 03（6373）1111（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理室　財務計画グループマネージャー　藤原　裕久 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

# 第一部【企業情報】

## 第１【企業の概況】

### １【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第91期 | 第92期 | 第93期 | 第94期 | 第95期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2015年３月 | 2016年３月 | 2017年３月 | 2018年３月 | 2019年３月 |
| 売上高 | 百万円 | 6,802,464 | 6,069,928 | 5,357,734 | 5,850,939 | 6,338,490 |
| 経常利益 | 〃 | 208,015 | 325,938 | 227,624 | 254,860 | 276,542 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 〃 | 451,552 | 140,783 | 132,810 | 318,077 | 232,414 |
| 包括利益 | 〃 | 530,145 | 121,494 | 145,398 | 331,597 | 225,212 |
| 純資産額 | 〃 | 2,102,180 | 2,218,139 | 2,348,679 | 2,657,265 | 2,903,699 |
| 総資産額 | 〃 | 14,212,677 | 13,659,769 | 12,277,600 | 12,591,823 | 12,757,467 |
| １株当たり純資産額 | 円 | 669.60 | 746.59 | 838.45 | 1,030.67 | 1,179.25 |
| １株当たり当期純利益 | 〃 | 281.80 | 87.86 | 82.89 | 198.52 | 145.06 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 〃 | 91.49 | 28.52 | 26.79 | 64.32 | 46.96 |
| 自己資本比率 | % | 14.6 | 16.1 | 19.1 | 21.1 | 22.6 |
| 自己資本利益率 | 〃 | 24.9 | 6.6 | 5.9 | 12.7 | 8.4 |
| 株価収益率 | 倍 | 1.61 | 7.05 | 5.26 | 2.07 | 4.83 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 872,930 | 1,077,508 | 783,038 | 752,183 | 503,709 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 〃 | △523,935 | △620,900 | △478,471 | △520,593 | △570,837 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 〃 | △626,023 | △394,300 | △603,955 | 12,538 | △117,698 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 〃 | 1,292,477 | 1,339,910 | 940,243 | 1,184,384 | 999,362 |
| 従業員数<br>〔外、平均臨時従業員数〕 | 人 | 43,330<br>〔2,715〕 | 42,855<br>〔2,855〕 | 42,060<br>〔3,157〕 | 41,525<br>〔3,085〕 | 41,086<br>〔2,956〕 |

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第91期 | 第92期 | 第93期 | 第94期 | 第95期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2015年３月 | 2016年３月 | 2017年３月 | 2018年３月 | 2019年３月 |
| 売上高 | 百万円 | 6,633,706 | 5,896,978 | 798,637 | 840,235 | 820,775 |
| 経常利益 | 〃 | 167,362 | 327,503 | 5,873 | 119,176 | 215,411 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 〃 | 427,013 | 143,637 | △40,091 | 207,731 | 209,085 |
| 資本金 | 〃 | 1,400,975 | 1,400,975 | 1,400,975 | 1,400,975 | 1,400,975 |
| 発行済株式総数 | | | | | | |
| 普通株式 | 千株 | 1,607,017 | 1,607,017 | 1,607,017 | 1,607,017 | 1,607,017 |
| Ａ種優先株式 | 〃 | 1,600,000 | 1,600,000 | 1,600,000 | 1,600,000 | 1,600,000 |
| Ｂ種優先株式 | 〃 | 340,000 | 340,000 | 340,000 | 340,000 | 340,000 |
| 純資産額 | 百万円 | 1,657,945 | 1,800,504 | 1,762,793 | 1,971,356 | 2,179,701 |
| 総資産額 | 〃 | 13,727,610 | 13,189,615 | 11,024,908 | 9,205,175 | 8,296,291 |
| １株当たり純資産額 | 円 | 410.21 | 499.10 | 475.60 | 605.65 | 735.57 |
| １株当たり配当額 | | | | | | |
| 普通株式 | 〃 | － | － | － | － | － |
| Ａ種優先株式 | 〃 | － | － | － | － | － |
| Ｂ種優先株式 | 〃 | － | － | － | － | － |
| （うち１株当たり中間配当額） | | | | | | |
| （普通株式） | （〃） | （－） | （－） | （－） | （－） | （－） |
| （Ａ種優先株式） | （〃） | （－） | （－） | （－） | （－） | （－） |
| （Ｂ種優先株式） | （〃） | （－） | （－） | （－） | （－） | （－） |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | 〃 | 266.23 | 89.55 | △25.00 | 129.52 | 130.37 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 〃 | 86.49 | 29.09 | － | 42.08 | 42.35 |
| 自己資本比率 | % | 12.1 | 13.7 | 16.0 | 21.4 | 26.3 |
| 自己資本利益率 | 〃 | 29.6 | 8.3 | △2.3 | 11.1 | 10.1 |
| 株価収益率 | 倍 | 1.71 | 6.91 | － | 3.17 | 5.37 |
| 配当性向 | % | － | － | － | － | － |
| 従業員数 | 人 | 32,831 | 32,440 | 7,743 | 8,443 | 8,309 |
| 株主総利回り | % | 109.4 | 148.8 | 104.8 | 98.6 | 168.3 |
| （比較指標：配当込みTOPIX） | % | (130.7) | (116.5) | (133.7) | (154.9) | (147.1) |
| 最高株価 | 円 | 505 | 939 | 624 | 489 | 767 |
| 最低株価 | 円 | 321 | 451 | 343 | 378 | 403 |

(注) １．売上高には、消費税等は含まれていない。
２．売上高には、附帯事業営業収益を含む。
３．第93期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載していない。
４．第93期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第91期、第92期、第94期及び第95期の配当性向については、配当がないため記載していない。
５．最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。
６．Ａ種優先株式及びＢ種優先株式は非上場であるため、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価については、記載していない。

７．当社は、2016年４月１日付けでホールディングカンパニー制へと移行し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル＆パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へそれぞれ承継させた。このため、第93期より当社の経営指標等の状況は、第92期以前と比較し、大きく変動している。

２【沿革】

| | |
|---|---|
| 1951年５月 | 関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立<br>電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（1962年５月商号変更）」） |
| 1951年８月 | 東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（2012年７月大阪証券取引所上場廃止） |
| 1953年３月 | 尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（1972年４月商号変更）」） |
| 1953年７月 | 東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化 |
| 1954年４月 | 東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（1961年９月商号変更）」） |
| 1955年４月 | 東電不動産株式会社設立（現・連結子会社）<br>＊東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（1973年１月）<br>＊東電不動産管理株式会社から東電不動産株式会社に商号変更（2005年４月） |
| 1955年11月 | 東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」）<br>＊東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（1975年６月）<br>＊東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（2013年７月） |
| 1957年６月 | 東京礦油株式会社設立<br>＊東京礦油株式会社から株式会社テプコーユに商号変更（1987年12月）<br>＊株式会社テプコーユから東電リース株式会社に商号変更（2011年７月） |
| 1957年12月 | スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（1987年12月商号変更）」） |
| 1957年12月 | 南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（2011年７月商号変更）」） |
| 1960年12月 | 株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（1966年７月商号変更）」） |
| 1961年10月 | 名古屋証券取引所市場第一部に上場（2012年６月同証券取引所上場廃止） |
| 1963年８月 | 姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（1986年６月商号変更）」） |
| 1977年７月 | 東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（2001年10月商号変更）」） |
| 1977年７月 | 東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（1999年７月商号変更）」） |
| 1979年９月 | 東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社） |
| 1980年２月 | 東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（1996年10月商号変更）」） |
| 1980年４月 | 東京リビングサービス株式会社設立 |
| 1982年９月 | 東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（1987年10月商号変更）」） |
| 1982年10月 | 東双不動産管理株式会社設立 |
| 1984年４月 | 株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（2000年１月商号変更）」） |
| 1987年９月 | 東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社） |
| 1987年９月 | 東京レコードマネジメント株式会社設立 |
| 1989年11月 | 株式会社テプコケーブルテレビ設立 |
| 1997年４月 | テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社） |
| 1999年７月 | トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立 |
| 2000年３月 | マイエナジー株式会社設立 |
| 2000年６月 | 株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社） |
| 2000年10月 | 株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社） |
| 2000年12月 | 日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社） |
| 2000年12月 | パシフィック・エルエヌジー・シッピング社設立 |
| 2001年８月 | 東電タウンプランニング株式会社設立（現・連結子会社） |
| 2002年２月 | パシフィック・ユーラス・シッピング社設立 |
| 2002年２月 | ティーエムエナジー・オーストラリア社設立 |
| 2002年12月 | 東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社） |
| 2003年３月 | テプコ・オーストラリア社設立 |
| 2003年３月 | テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立 |
| 2003年６月 | 東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化<br>これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化 |
| 2004年３月 | 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社） |
| 2004年９月 | 株式会社パワードコムの株式を取得し子会社化<br>これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化<br>＊株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（2005年12月） |

| | |
|---|---|
| 2005年５月 | 株式会社リビタ設立 |
| 2005年５月 | トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンＩ社設立 |
| 2005年11月 | リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社） |
| 2005年11月 | シグナス・エルエヌジー・シッピング社設立 |
| 2006年１月 | 株式会社パワードコム解散（ＫＤＤＩ株式会社と合併） |
| 2006年１月 | ＴＥＰＣＯトレーディング株式会社設立 |
| 2006年１月 | 東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社） |
| 2007年１月 | 吸収分割により、ＦＴＴＨ事業及び心線貸し事業をＫＤＤＩ株式会社に継承 |
| 2007年８月 | フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡 |
| 2007年８月 | 株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社） |
| 2007年８月 | 株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡 |
| 2007年11月 | マイエナジー株式会社解散（2008年３月清算結了） |
| 2008年10月 | 東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社） |
| 2009年４月 | 東新ビルディング株式会社消滅（2009年４月１日「東電不動産株式会社」に吸収合併） |
| 2011年７月 | 南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコーユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更 |
| 2011年７月 | 株式会社テプコーユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更 |
| 2011年７月 | 株式会社テプスター消滅（2011年７月１日「東電リース株式会社」に吸収合併） |
| 2011年７月 | 東電ピーアール株式会社解散（2011年11月清算結了） |
| 2012年１月 | 株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化 |
| 2012年１月 | 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社） |
| 2012年５月 | 東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社） |
| 2012年６月 | 名古屋証券取引所市場第一部上場廃止 |
| 2012年７月 | 大阪証券取引所市場第一部上場廃止 |
| 2012年７月 | 東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡 |
| 2012年10月 | 株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社） |
| 2013年１月 | 福島復興本社設置 |
| 2013年３月 | 株式会社テプコケーブルテレビ解散（2013年６月清算結了） |
| 2013年７月 | 東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更 |
| 2013年７月 | 東電工業株式会社消滅（2013年７月１日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併） |
| 2013年７月 | 尾瀬林業株式会社消滅（2013年７月１日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併） |
| 2013年７月 | 株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テプコカスタマーサービス株式会社に商号変更（現・連結子会社） |
| 2013年７月 | 東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併 |
| 2013年７月 | 株式会社東電ホームサービス消滅（2013年７月１日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併） |
| 2013年７月 | 東電広告株式会社消滅（2013年７月１日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併） |
| 2013年12月 | ティーエムエナジー・オーストラリア社清算結了 |
| 2014年10月 | 東京計器工業株式会社解散（2015年２月清算結了） |
| 2015年４月 | 東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力フュエル＆パワー株式会社（2016年４月商号変更）」） |
| 2015年４月 | 東京電力送配電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社（2016年４月商号変更）」） |
| 2015年４月 | 東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社（2016年４月商号変更）」） |
| 2015年６月 | 吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承 |
| 2015年10月 | 株式会社ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承<br>これに伴い、ＴＥＰＣＯトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・シッピング社、パシフィック・ユーラス・シッピング社、シグナス・エルエヌジー・シッピング社は非関係会社化 |
| 2015年11月 | 東電リース株式会社の株式を全数譲渡 |

2016年４月　　ホールディングカンパニー制に移行
「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル＆パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継

2016年７月　　株式会社ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー株式会社の既存燃料事業（上流・調達）および既存海外火力ＩＰＰ事業を吸収分割により承継
これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンＩ社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社は非関係会社化

2018年５月　　東京電力ベンチャーズ株式会社設立（現・連結子会社）

（注）2019年４月１日付けで、株式会社ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー株式会社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継
これに伴い、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社は非関係会社化

## ３【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社49社及び関連会社48社（2019年３月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル＆パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の４つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

［ホールディングス］

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル＆パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱

（主な関係会社）

東電不動産㈱、東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、㈱テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双不動産管理㈱、東電パートナーズ㈱、東京電力ベンチャーズ㈱、東京発電㈱、リサイクル燃料貯蔵㈱、㈱当間高原リゾート、東京レコードマネジメント㈱、㈱ユーラスエナジーホールディングス、ベト・ハイドロ社、㈱日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃㈱、日本原子力発電㈱、㈱東京エネシス

［フュエル＆パワー］

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

（主な関係会社）

東京電力フュエル＆パワー㈱、東電フュエル㈱、東京臨海リサイクルパワー㈱、㈱ＪＥＲＡ、君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱

［パワーグリッド］

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

（主な関係会社）

東京電力パワーグリッド㈱、東京電設サービス㈱、東電タウンプランニング㈱、東電用地㈱、東電物流㈱、ディープ・シー・グリーン・エナジー（香港）社、㈱関電工、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社、㈱東光高岳、㈱アット東京

［エナジーパートナー］

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

（主な関係会社）

東京電力エナジーパートナー㈱、テプコカスタマーサービス㈱、㈱ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション㈱、東京エナジーアライアンス㈱、ＴＥＰＣＯ　ｉ－フロンティアズ㈱、㈱ＬＩＸＩＬ　ＴＥＰＣＯスマートパートナーズ、東京都市サービス㈱

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

［事業系統図］

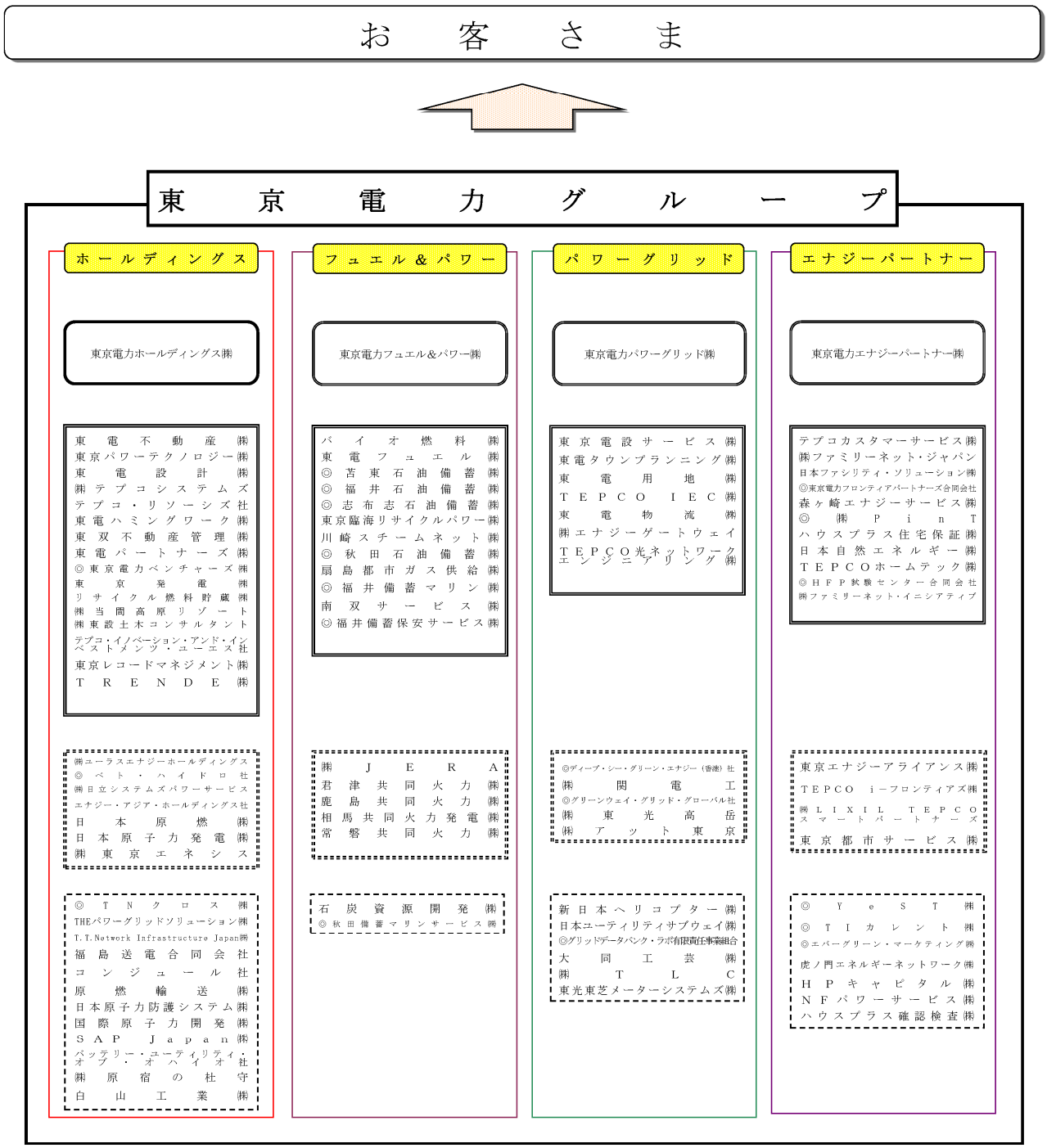


（注）　1．◎印を付した会社は、当連結会計期間において、新たに当社グループに加えた会社である。

2．当連結会計年度において除外した関係会社
・連結子会社：ＦＰ苫東石油備蓄株式会社
ＦＰ福井石油備蓄株式会社
ＦＰ秋田石油備蓄株式会社
ＦＰ志布志石油備蓄株式会社

3．2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、以下の会社は関係会社ではなくなった。
・連結子会社：バイオ燃料㈱、東電フュエル㈱、苫東石油備蓄㈱、福井石油備蓄㈱、志布志石油備蓄㈱、東京臨海リサイクルパワー㈱、川崎スチームネット㈱、秋田石油備蓄㈱、扇島都市ガス供給㈱、福井備蓄マリン㈱、南双サービス㈱、福井備蓄保安サービス㈱
・持分法適用関連会社：君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱
・持分法非適用関連会社：石炭資源開発㈱、秋田備蓄マリンサービス㈱

サービス・財の流れ
提出会社
基幹事業会社
連結子会社
持分法適用関連会社
持分法非適用関連会社

## ４【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

2019年３月31日現在

| 名称 | 住所 | 資本金（百万円） | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 | 役員の兼任等 | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 東京都千代田区 | 30,000 | 燃料・火力発電事業 | 100.0% | 有 | 資金貸借取引 |
| 東京電力パワーグリッド㈱（注）２，３，４ | 東京都千代田区 | 80,000 | 一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業 | 100.0% | 有 | 資金貸借取引、被債務保証 |
| 東京電力エナジーパートナー㈱（注）２，５ | 東京都中央区 | 10,000 | 小売電気事業、ガス事業等 | 100.0% | 有 | 電気の販売、資金貸借取引 |
| 東電不動産㈱ | 東京都台東区 | 3,020 | 事業所・社宅の賃貸・管理 | 100.0% | 有 | 事業所・社宅用建物の賃借 |
| 東京パワーテクノロジー㈱ | 東京都江東区 | 100 | 発電設備等の工事・運転・保守、環境・エネルギー事業、尾瀬地域事業 | 100.0% | 有 | 発電（原子力）関連設備の工事・運転・保守、環境保全・調査、山林・土地管理の委託 |
| 東電設計㈱ | 東京都江東区 | 40 | 土木・建築及び電気設備の設計・監理 | 100.0% | 有 | 発電設備等の設計及び監理の委託 |
| ㈱テプコシステムズ | 東京都江東区 | 350 | システムの開発・保守 | 100.0% | 有 | システムの開発・保守業務の委託 |
| 東京電設サービス㈱ | 東京都台東区 | 50 | 送・変電設備の巡視・点検及び保修 | 100.0%<br>(100.0%) | 有 | － |
| テプコ・リソーシズ社 | カナダブリティッシュコロンビア州 | 24,696万カナダドル | ウランの採掘及び製錬・販売 | 100.0% | 有 | － |
| 東双不動産管理㈱ | 福島県双葉郡 | 20 | 事業所・社宅の賃貸・管理 | 100.0% | 有 | 事業所・社宅用建物の賃借 |
| 東電タウンプランニング㈱ | 東京都目黒区 | 100 | 配電設備の建設・保全、電柱広告の販売・管理、地中化・地域開発におけるコンサルト・工程調整 | 100.0%<br>(100.0%) | 有 | － |
| 東電用地㈱ | 東京都荒川区 | 100 | 電柱敷地業務、送電線用地など東電保有土地の管理、送電線用地の取得 | 100.0%<br>(100.0%) | 有 | － |
| 東電フュエル㈱ | 東京都江東区 | 40 | 石油製品の販売、火力発電用燃料設備の運転管理、発電所の防災業務等 | 100.0%<br>(100.0%) | 有 | 原子力発電所の防災業務の委託 |

2019年３月31日現在

| 名称 | 住所 | 資本金（百万円） | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 | 役員の兼任等 | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| テプコカスタマーサービス㈱ | 東京都港区 | 10 | 新電力事業、屋内配線調査、営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等） | 100.0%（100.0%） | 無 | － |
| ㈱ファミリーネット・ジャパン | 東京都品川区 | 490 | マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス等 | 100.0%（100.0%） | 無 | － |
| 東電パートナーズ㈱ | 東京都江東区 | 100 | 介護保険事業及びこれに関する研修事業 | 100.0% | 有 | 介護講習会等の委託 |
| 日本ファシリティ・ソリューション㈱ | 東京都品川区 | 490 | 効果保証付省エネルギーサービス | 100.0%（100.0%） | 無 | － |
| 東京電力ベンチャーズ㈱ | 東京都千代田区 | 50 | 新規事業の創出・投資・運営サポート | 100.0% | 有 | － |
| 東京臨海リサイクルパワー㈱ | 東京都江東区 | 100 | 産業・医療廃棄物処理、電力の販売 | 100.0%（100.0%） | 有 | － |
| 東京発電㈱ | 東京都台東区 | 12,500 | 発電及び電気の販売 | 80.0% | 有 | |
| 東電物流㈱ | 東京都品川区 | 50 | 配電用諸資材の運搬、資材倉庫等の管理 | 80.0%（80.0%） | 有 | － |
| リサイクル燃料貯蔵㈱ | 青森県むつ市 | 3,000 | 原子力発電所から発生する使用済燃料の貯蔵・管理及び、これに付帯関連する事業 | 80.0% | 有 | － |
| ㈱当間高原リゾート | 新潟県十日町市 | 100 | ホテル、ゴルフ場の経営 | 80.0% | 有 | 施設の利用 |
| 東京レコードマネジメント㈱ | 東京都品川区 | 20 | 情報記録類の作成、保管、管理業務 | 70.0%（70.0%） | 有 | 情報記録類の作成、保管、管理業務の委託 |
| その他25社 | | | | | | |

（注）１．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数である。
２．特定子会社に該当している。
３．有価証券報告書を提出している。
４．有価証券届出書を提出している。
５．東京電力エナジーパートナー㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。
６．2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、東電フュエル㈱、東京臨海リサイクルパワー㈱は関係会社ではなくなった。

(2) 持分法適用関連会社

2019年３月31日現在

| 名称 | 住所 | 資本金<br>(百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の<br>所有割合 | 役員の兼任<br>等 | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ㈱ＪＥＲＡ | 東京都<br>中央区 | 5,000 | 燃料調達事業、燃料上流事業、燃料輸送事業、燃料トレーディング事業、国内火力発電所のリプレース・新設事業、海外発電・エネルギーインフラ事業、その他付帯関連する事業 | 50.0%<br>(50.0%) | 有 | － |
| 君津共同火力㈱ | 千葉県<br>君津市 | 8,500 | 発電事業 | 50.0%<br>(50.0%) | 有 | － |
| 鹿島共同火力㈱ | 茨城県<br>鹿嶋市 | 22,000 | 発電事業 | 50.0%<br>(50.0%) | 有 | － |
| 相馬共同火力発電㈱ | 福島県<br>相馬市 | 112,800 | 発電事業 | 50.0%<br>(50.0%) | 有 | － |
| 東京エナジーアライアンス㈱ | 東京都<br>中央区 | 50 | 都市ガス事業等 | 50.0%<br>(50.0%) | 無 | － |
| TEPCO　i-フロンティアズ㈱ | 東京都<br>千代田区 | 25 | 新商品・サービスの企画・開発 | 50.0%<br>(50.0%) | 無 | － |
| ディープ・シー・グリーン・エナジー（香港）社 | 香港 | 200<br>万米ドル | 海外工業団地における配電・小売事業 | 50.0%<br>(50.0%) | 有 | － |
| 常磐共同火力㈱ | 東京都<br>千代田区 | 56,000 | 発電事業 | 49.1%<br>(49.1%) | 有 | － |
| ㈱関電工<br>（注）２ | 東京都<br>港区 | 10,264 | 発・送・変・配電及び通信設備の建設・保修、火力・原子力発電所の電気・計装工事、内線・空調関係工事 | 47.6%<br>(47.6%) | 有 | 発電設備の工事の委託 |
| グリーンウェイ・グリッド・グローバル社 | シンガポール | 2,697 | 送配電事業、次世代インフラ等の投資・運営、新事業インキュベーション、グローバル人材育成 | 44.0%<br>(44.0%) | 有 | － |
| ㈱ユーラスエナジーホールディングス | 東京都<br>港区 | 18,199 | 国内外風力・太陽光発電事業 | 40.0% | 有 | － |
| ㈱LIXIL TEPCO スマートパートナーズ | 東京都<br>江東区 | 450 | 太陽光発電システムの販売、電力の供給 | 40.0%<br>(40.0%) | 無 | － |
| ベト・ハイドロ社 | シンガポール | 1,696<br>万米ドル | 水力発電事業にかかる持株会社 | 36.38% | 有 | － |
| ㈱東光高岳<br>（注）２ | 東京都<br>江東区 | 8,000 | 送・変・配電設備の製造及び据付工事、取引用計器の取替工事、建物・構築物の電気工事 | 35.3%<br>(35.3%) | 有 | － |
| 東京都市サービス㈱ | 東京都<br>中央区 | 400 | 熱供給事業、熱供給設備の運転、保守及び管理 | 33.4%<br>(33.4%) | 有 | － |
| ㈱日立システムズパワーサービス | 東京都<br>港区 | 100 | システムの開発・保守及びシステム運用等 | 33.4% | 有 | システムの開発・保守及びシステム運用業務等の委託 |

2019年３月31日現在

| 名称 | 住所 | 資本金（百万円） | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 | 役員の兼任等 | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ㈱アット東京 | 東京都江東区 | 13,378 | データセンター事業 | 33.3%（33.3%） | 有 | － |
| エナジー・アジア・ホールディングス社 | 英領バージン諸島 | 18,308万米ドル | 原子燃料事業にかかわる持株会社 | 30.0% | 有 | － |
| 日本原燃㈱ | 青森県上北郡六ヶ所村 | 400,000 | 使用済核燃料の再処理 | 28.6% | 有 | ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託 |
| 日本原子力発電㈱（注）２ | 東京都千代田区 | 120,000 | 原子力発電による電気の卸供給 | 28.3%（0.1%） | 有 | － |
| ㈱東京エネシス（注）２ | 東京都中央区 | 2,881 | 発電・変電設備等の工事・保守、情報通信設備の設計・工事 | 26.5%（0.0%） | 有 | 発電（水力・火力・原子力）設備工事の委託 |

（注）１．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数である。
２．有価証券報告書を提出している。
３．2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これに伴い、君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱は関係会社ではなくなった。

## 5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年３月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数（人） |
|---|---|
| ホールディングス | 13,692 〔1,289〕 |
| フュエル＆パワー | 2,795 〔42〕 |
| パワーグリッド | 20,514 〔1,178〕 |
| エナジーパートナー | 4,085 〔447〕 |
| 合計 | 41,086 〔2,956〕 |

（注）「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔　〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

2019年３月31日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（円） |
|---|---|---|---|
| 8,309 | 45.3 | 23.1 | 8,055,519 |

（注）１．当社は単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。
２．「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。
３．「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
４．59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
５．労働組合の状況について特記するような事項はない。

# 第２【事業の状況】

## １【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営環境及び経営方針等

当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等により国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、電力・ガスの小売全面自由化による競争が一層激化するなど、引き続き厳しい状況にある。当社グループは、2017年５月に公表した「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（新々・総特）に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していく。

（http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170518004/20170518004-1.pdf）

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

新々・総特のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円／年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目指す。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは、福島への責任を貫徹するため、新々・総特において高い利益水準の目標を掲げている。

これを実現するため、福島事業を着実にすすめながら、経済事業においては、非連続の経営改革により既存事業の一層の生産性向上をはかるとともに、エネルギー利用における新たな付加価値の提供や電化の推進に取り組んでいく。加えて、再生可能エネルギー事業をはじめとした成長事業を着実に推進するなど、事業環境の変化に応じた最適な事業ポートフォリオを構築していく。グループの総力をあげて厳しい競争環境を勝ち抜き、低廉で安定的な電気をお届けする使命を果たし続けるとともに、新たな価値の創造に挑戦していく。

［ホールディングス］

＜福島事業＞

①福島復興に向けた取り組み

被害者の方々への賠償については、個別のご事情をお伺いしながら、引き続ききめ細やかな対応を徹底し、最後のお一人まで賠償を貫徹する。

地域の復興に向け、さまざまな事業者や自治体にもご協力をいただきつつ，環境回復につながる活動や新たな事業の創出などを通じて、産業・農業の活性化やまち機能の回復に貢献していく。また、大熊町の一部における避難指示解除などにあわせ、地域のみなさまのご要望をしっかりとお伺いしながら、地域行事のお手伝いなど、地域の活性化やコミュニティの再生に向けた活動をすすめていく。

加えて、福島県産品を取り扱う小売店や飲食店等の店舗数の拡大や、フェアの開催による福島県産品の認知度向上などの取り組みを生産者とも連携しながら推進していくことにより、風評被害払拭に尽力していく。

これらの取り組みをグループ一丸となってすすめ、福島復興の一層の加速化をはかっていく。

②福島第一原子力発電所の廃炉

汚染水対策については、建屋に滞留する汚染水の浄化をすすめるとともに、汚染水発生量のさらなる抑制のため、雨水侵入防止などの対策を実施していく。多核種除去設備等処理水の扱いについては、今後国から示される方向性も踏まえ、地元をはじめ関係者のみなさまからのご意見を伺うなど丁寧なプロセスを踏みながら、適切に対応していく。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、３号機の燃料取扱装置の不具合対策が完了し、本年４月より燃料取り出しを開始するとともに、１号機、２号機についても、ガレキ撤去や線量低減などの準備作業を、引き続き安全を最優先に慎重に実施していく。

また、2021年内を目標とする燃料デブリの取り出し開始に向け、格納容器内の状況やデブリの性状を確認する調査を継続し、工法や必要な装置の検討などを着実にすすめていく。さらに，リスクの一層の低減に向け、１・２号機の排気筒の解体作業に着手するほか、体制面においても、廃炉作業全体において、品質管理能力・エンジニアリング能力の強化や人財の確保・育成をはかっていく。

長期間にわたる廃炉作業においては、地域や社会のみなさまのご理解のもとで実施していくことが不可欠であることから、廃炉資料館での展示や発電所構内の視察に加え、情報誌やポータルサイトを活用した情報発信など、コミュニケーション活動についても、引き続き重点的に取り組んでいく。

＜経済事業＞

③原子力発電事業の取り組み

原子力安全改革プランのもと、世界最高水準の安全の確立に向け、発電所の運営に関わる業務のすすめ方をとりまとめた「マネジメントモデル」を用いて、安全意識・技術力・対話力の向上に取り組むとともに、さまざまな課題に一元的に対応できる安全最優先・地元本位の事業運営体制を構築していく。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働にむけた取り組みについては、引き続き、耐震補強などの安全対策工事や、７号機の工事計画認可の取得に向けた対応、６号機の審査に向けた準備を着実にすすめていく。また、地域のみなさまの「声」をしっかりと伺いながら、理解活動や地域貢献活動を実施するとともに、支援拠点の整備などの避難支援策の検討等にも取り組んでいく。

東通原子力発電所については、他事業者との共同事業化に係る枠組みのなかで検討をすすめ、本格的な地質調査と並行して、パートナー候補と丁寧に協議していく。また、地域の一員として地域の未来に貢献していくため、本年３月に公表した青森行動計画を具体化していく組織として青森事業本部を2019年度上期中に設置する。これにより地域とさらなる信頼関係を構築するとともに、より主体的かつ責任を持って事業を推進していく。

なお、福島第二原子力発電所の扱いについては、引き続き、全号機を廃炉する方向で検討をすすめていく。

④当社グループの事業運営と「稼ぐ力」向上のための取り組み

今後も厳しい経営環境が継続するなか、再生可能エネルギーをはじめとした分散型電源の増加などの事業環境の変化に加え、ＥＳＧに代表される企業の環境・社会への責任に対する関心が一層高まることが見込まれる。当社グループとしては、これらの環境変化を踏まえた最適な事業ポートフォリオを構築し、重点施策へ集中的に経営資源を投入していく。

特に、成長事業の柱の一つである再生可能エネルギー事業については、国内外の水力発電事業や洋上風力発電事業を中心に、パートナーと連携してサプライチェーンの構築や知見の獲得をはかるとともに、事業を強力に推進するための事業体等のあり方についても検討していく。また、電気自動車の普及拡大を促進するなどの電化の推進や、データセンター等の産業誘致に積極的に取り組むことにより、電力需要の底上げをはかると同時に、脱炭素化や災害時におけるインフラの維持などの社会的課題の解決に貢献し、それによりさらなる事業機会を創出するという投資の好循環をめざしていく。

さらに、人財面においても、ダイバーシティや働き方改革の推進による社員活力の向上に加えて、生産性向上を通じて得られた人財資源の成長領域への優先的・機動的な配置や、「稼ぐ力」を有する人財の育成と戦略的な確保に取り組んでいく。

［フュエル＆パワー］

中部電力株式会社との包括的アライアンスについては、本年４月１日、株式会社ＪＥＲＡにおける事業統合が完了し、これにより燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一貫したバリューチェーンを確立した。今後、国内最大の発電事業者となった株式会社ＪＥＲＡを通じて、お客さまに対して競争力のあるエネルギーを安定的にお届けするという重要な責務を果たし続けるとともに、企業価値の向上を実現していく。

具体的には、カイゼン活動などによるＯ＆Ｍモデルの効率化や、電源ポートフォリオの最適化などの統合効果の早期発揮、ＬＮＧバリューチェーン等を活用した海外事業の拡大や再生可能エネルギー事業への取り組みなどにより、2025年度に2,000億円の連結純利益達成を目標として事業を展開していく。

株式会社ＪＥＲＡの事業活動に対しては、自律的かつ迅速な事業運営を尊重しながら、中部電力株式会社と協調して事業計画策定に関与するとともに、定期的なミーティングや四半期ごとの事業計画のモニタリングなどを通じて、企業価値の持続的向上に向けた事業運営を実現する適切なガバナンスを行っていく。

［パワーグリッド］

電力供給の信頼度を確保したうえで、世界最高水準の品質と低コストを実現することにより、お客さまの利便性の向上や社会的な価値を創造し続け、国内はもとより、成長する世界エネルギー市場への展開につなげていく。

当面の施策としては、最新のＩＣＴ技術の導入による設備保全の高度化、生産性倍造に向けたカイゼン活動の全社的な展開、グローバルな調達手段の導入などに取り組むとともに、スマートメーターシステムの構築を推進していく。また、広域送電ネットワークの統合的運用に向けた検討や再生可能エネルギーの連系拡大に向けた系統増強をはかっていく。こうした取り組みを推しすすめることで、財務基盤や技術力をさらに強化し、プラットフォームサービスや海外送配電事業など、国内外での事業展開を加速していく。

また、近年の自然災害の多発により電力レジリエンスの向上が求められるなか、災害への対応力のさらなる強化策を検討していくとともに、2020年度より導入される第３段階の電力システム改革に向けて、送配電部門における一層の中立性の確保に配慮した事業運営体制の構築をすすめていく。

［エナジーパートナー］

国内エネルギー需要の減少や競争の激化がすすむなか、単なる価格競争ではなくお客さまが真に求める価値を提供していくことにより、「稼ぐ」総合エネルギーサービス企業に進化していく。

法人分野のお客さま向けには、電気事業で長年培ったノウハウを最大限活用し、エネルギー供給だけでなく、高効率なエネルギーマネジメントシステムの導入などの幅広い付加価値をワンストップかつオーダーメイドで提供していくことを通じて、競合他社との差別化をはかっていく。

ご家庭分野のお客さま向けには、2019年度中にアライアンス・パートナーによる販売分も含めたガス契約軒数200万軒という目標の達成をめざし、電気とのセット販売を行う体制をさらに強化していく。また、本年２月に業務提携したＫＤＤＩ株式会社などの異業種パートナーとのアライアンスを一層深化・拡大させるなど、さらなる顧客獲得に向けた基盤の拡充をはかっていく。

加えて、新たな収益機会の獲得に向け、中部・関西地域における都市ガス事業を加速させるとともに、再生可能エネルギーによる電気の販売拡大、省エネルギーやくらしの安心に関連するサービスの充実などに積極的に取り組んでいく。

（注）　本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

## ２【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

2011年３月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）とともに策定し、2017年５月に国の認定を受けた「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」（以下「新々・総特」）のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、適切な賠償の実施や着実な廃炉の実施を最優先課題として、様々な経営改革に全力で取り組んでいる。

また、「責任と競争」の両立を目的としたホールディングカンパニー制のもと、賠償、福島復興、廃炉の責務を全うすべく、東京電力フュエル＆パワー株式会社（燃料・火力発電事業）、東京電力パワーグリッド株式会社（送配電事業）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業）の各基幹事業会社の自律的経営による競争力の発揮や持株会社である当社の適切なガバナンスに基づくグループの経営資源の最適配分により、厳しい競争を勝ち抜きグループ全体の企業価値の向上に取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

①福島第一原子力発電所事故

福島第一原子力発電所では、安全確保を最優先に、「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、汚染水の処理・保管や地下水の流入抑制などの汚染水対策や、これまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等には多くの課題があること等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

②電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは電気の供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、大規模自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

③原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえた、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等により、持株会社である当社及びその関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあり、この状況が続いた場合、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生等により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ケ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

④事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑤販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心として天候に影響されることがある。加えて、2016年４月から始まった小売の全面自由化による競争の激化、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑥お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま応対等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑦金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

⑧火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるＬＮＧ、原油、石炭等の価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

⑨安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑩企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑪情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑫電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑬機構による当社株式の引受け

当社は、2012年７月31日に機構を割当先とする優先株式（Ａ種優先株式及びＢ種優先株式。以下Ａ種優先株式及びＢ種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

Ａ種優先株式には、株主総会における議決権のほか、Ｂ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、Ｂ種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、Ａ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の２分の１超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりＢ種優先株式のＡ種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。

⑭新々・総特に基づく経営改革

新々・総特の下、当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して経営改革に取り組んでいるが、新々・総特に記載の生産性改革、共同事業体の設立を通じた再編・統合及びその他の経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

## ３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ．財政状態

［資産・負債・純資産］

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ1,656億円増加し、12兆7,574億円となった。これは、廃炉等積立金を計上したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ807億円減少し、９兆8,537億円となった。これは、有利子負債が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ2,464億円増加し、２兆9,036億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は22.6％と前連結会計年度末に比べ1.5ポイント上昇した。

ロ．経営成績

［概要］

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比8.3％増の６兆3,384億円、経常利益は同8.5％増の2,765億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同26.9％減の2,324億円となった。

［売上高］

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが9,501億円（前連結会計年度比0.8％減）、フュエル＆パワーが２兆336億円（前連結会計年度比11.2％増）、パワーグリッドが１兆7,889億円（前連結会計年度比2.7％増）、エナジーパートナーが５兆8,593億円（前連結会計年度比5.9％増）となった。

販売電力量は、前連結会計年度比4.2％減の2,303億ｋＷｈとなった。

［経常利益］

当連結会計年度における各セグメントの経常利益（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが2,327億円（前連結会計年度比63.6％増）、フュエル＆パワーが35億円（前連結会計年度比93.3％減）、パワーグリッドが1,139億円（前連結会計年度比44.2％増）、エナジーパートナーが727億円（前連結会計年度比37.3％減）となった。

［親会社株主に帰属する当期純利益］

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益に原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,598億円を計上した一方、特別損失に災害特別損失269億円や原子力損害賠償費1,510億円を計上したことなどから、2,586億円となった。ここに、法人税、住民税及び事業税258億円、法人税等調整額１億円、非支配株主に帰属する当期純利益１億円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、2,324億円となった。なお、１株当たり当期純利益は145円06銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,850億円（15.6％）減少し、9,993億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比33.0％減の5,037億円となった。これは、火力燃料購入に関する支出が増加したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比9.7％増の5,708億円となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は、1,176億円（前連結会計年度は125億円の収入）となった。これは、借入金の返済による支出が増加したことなどによるものである。

③　生産及び販売の実績

当社グループは、水力・原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル＆パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」及び電気の販売等を行う「エナジーパートナー」の４つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ．発電実績

| 種別 | | 2018年度<br>（百万ｋＷｈ） | 前年同期比<br>（%） |
|---|---|---|---|
| 発電電力量 | 水力発電電力量 | 11,071 | 90.7 |
| | 火力発電電力量 | 179,610 | 97.4 |
| | 原子力発電電力量 | － | － |
| | 新エネルギー等発電電力量 | 71 | 99.3 |
| 発電電力量合計 | | 190,752 | 97.0 |

ロ．販売実績

(a)　販売電力量

| 種別 | 2018年度<br>（百万ｋＷｈ） | 前年同期比<br>（%） |
|---|---|---|
| 販売電力量 | 230,306 | 95.8 |

（注）上記販売電力量には、連結子会社の一部を含んでいる。

(b)　電気料収入

| 種別 | 2018年度<br>（百万円） | 前年同期比<br>（%） |
|---|---|---|
| 電気料収入 | 4,794,647 | 102.2 |

（注）１．上記電気料収入には、消費税等は含まれていない。
２．連結子会社の一部を含んでいる。

(c)　託送収入

| 種別 | 2018年度<br>（百万円） | 前年同期比<br>（%） |
|---|---|---|
| 託送収益 | 1,556,070 | 100.2 |

（注）１．上記料金収入には、消費税等は含まれていない。
２．セグメント間取引消去前

ハ．資材の状況

重油及び原油等の受払状況

| 種別 | | 2018年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 受入量 | 前年同期比（%） | 払出量 | 前年同期比（%） | 期末残高 |
| 石炭 | （ｔ） | 649,910 | 8,350,483 | 96.7 | 8,345,366 | 99.6 | 655,027 |
| 重油 | (kl) | 182,567 | 497,725 | 72.1 | 446,650 | 57.3 | 233,642 |
| 原油 | (kl) | 63,621 | 13,051 | 10.5 | 45,322 | 35.9 | 31,350 |
| ＬＮＧ | （ｔ） | 672,342 | 20,297,617 | 96.7 | 20,327,452 | 97.7 | 642,507 |
| ＬＰＧ | （ｔ） | 97,157 | 155,352 | 73.4 | 139,380 | 88.7 | 113,129 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等により国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、電力・ガスの小売全面自由化による競争が一層激化するなど、引き続き厳しい状況にある。

こうしたなか、当社グループは、新々・総合特別事業計画（第三次計画）のもと、企業価値向上を果たし、福島への責任を貫徹するため、カイゼン活動の深掘りなど既存事業の磨き込みに加え、新たな成長事業への投資など、持続的な成長に向けた取り組みを着実にすすめてきた。

当社グループの当連結会計年度の販売電力量（連結）は、電力小売全面自由化の影響などにより、前連結会計年度比4.2%減の2,303億ｋＷｈとなった。

当連結会計年度の連結収支については、収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことや、当社グループ外からの託送収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比8.3%増の６兆3,384億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は8.1%増の６兆3,766億円となった。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげてさらなるコスト削減に努めたものの、燃料価格の上昇などにより燃料費や購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比8.1%増の６兆1,000億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比8.5%増の2,765億円となった。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,598億円を特別利益として計上する一方、災害特別損失と原子力損害賠償費を合わせ1,780億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は2,324億円となった。

当連結会計年度の自己資本比率については前連結会計年度の21.1%から22.6%に、デット・エクイティ・レシオについては前連結会計年度の2.27から2.04に、また、ＲＯＥ／ＲＯＡはそれぞれ8.4%／2.5%となるなど、引き続き財務体質の改善と資本効率の向上をはかってきた。

当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

［ホールディングス］

収益面では、各基幹事業会社への共通サービス提供に係る対価が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比0.8%減の9,501億円となり、経常収益合計は0.8%減の１兆1,336億円となった。一方、費用面では、引き続きコスト削減の徹底に努めたことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比10.0%減の9,009億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比63.6%増の2,327億円となった。

［フュエル＆パワー］

収益面では、燃料価格の上昇により火力電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比11.2%増の２兆336億円となり、経常収益合計は10.8%増の２兆475億円となった。

一方、費用面では、最適化運用に努めたものの、燃料費が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比13.8%増の２兆440億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比93.3%減の35億円となった。

［パワーグリッド］

収益面では、広域融通による他社販売電力料が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比2.7%増の１兆7,889億円となり、経常収益合計は2.7%増の１兆8,064億円となった。

一方、費用面では、委託費等が減少したものの、購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比0.8%増の１兆6,925億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比44.2%増の1,139億円となった。

［エナジーパートナー］

収益面では、燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比5.9%増の５兆8,593億円となり、経常収益合計は5.9%増の５兆8,654億円となった。

一方、費用面では、購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は前連結会計年度比6.8%増の５兆7,927億円となった。
この結果、経常利益は前連結会計年度比37.3%減の727億円となった。

② 資本の財源及び資金の流動性

イ．キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「（1）経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

2019年３月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金については、以下のとおりである。

当連結会計年度（2019年３月31日）

| | １年以内（百万円） | １年超２年以内（百万円） | ２年超３年以内（百万円） | ３年超４年以内（百万円） | ４年超５年以内（百万円） | ５年超（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社債 | 557,925 | 221,430 | 99,631 | 221,999 | 160,000 | 695,806 |
| 長期借入金（※1） | 433,961 | 511,814 | 46,368 | 23,775 | 57,113 | 88,568 |
| 短期借入金（※1） | 2,772,395 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 3,764,283 | 733,245 | 146,000 | 245,775 | 217,113 | 784,375 |

（※1）2019年４月１日に㈱ＪＥＲＡへ承継した長期借入金62百万円、短期借入金995,541百万円を含む。

上記については、「第５ 経理の状況 １連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（金融商品関係）２．金融商品の時価等に関する事項（注４）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ．財務政策

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加等により財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が低下したことを受け、総合特別事業計画（2012年５月に主務大臣より認定。）に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）から１兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対しては、その後の新・総合特別事業計画等（2014年１月に主務大臣より認定。）においてもあわせて、追加与信及び借換え等による与信の維持等をお願いし、ご協力をいただいてきた。

新々・総合特別事業計画（2017年５月に主務大臣より認定。）等においても、取引金融機関に対し、前回総特での協力要請の通り引き続き与信を維持することなどをお願いし、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰などの取組は進んでおり、2018年度はパワーグリッドにおいて4,500億円の公募社債を発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっていく。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

③ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

「新々・総合特別事業計画（第三次計画）」に記載のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円／年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目標に掲げている。

当連結会計年度における経常利益は2,765億円となった。

## ４【経営上の重要な契約等】

(1) 吸収分割契約の締結

当社の100％連結子会社である東京電力フュエル＆パワー株式会社（以下、「東京電力フュエル＆パワー」という）は、2018年５月９日開催の取締役会において、東京電力フュエル＆パワーが営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下、「本件事業」という）を会社分割の方法によって、株式会社ＪＥＲＡ（以下、「ＪＥＲＡ」という）に承継させること（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）を決議し、同日、ＪＥＲＡと吸収分割契約を締結した。

なお、ＪＥＲＡは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社（以下、「中部電力」という）との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下、「中部電力本件事業」という）を同時に承継した（以下、この吸収分割を「中部電力吸収分割」といい、本件吸収分割と併せて「本件共同吸収分割」という）。

① 本件吸収分割の目的

東京電力フュエル＆パワーは、2015年４月のＪＥＲＡ設立以降、中部電力との燃料・火力発電分野における包括的アライアンス（以下、「本件アライアンス」という）に関し、燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係るＪＥＲＡへの事業統合を順次進めてきた。

これまで、スケールメリットを活かした事業展開により、各事業領域において着実に統合効果が生まれている。今後、国内のエネルギー市場環境は大きく変化することが予想され、このような事業環境変化に柔軟に対応するとともに、本件アライアンスの効果を最大化するために、東京電力フュエル＆パワーと中部電力は、2017年６月８日、燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等の統合に係る合弁契約書を締結しており、これに基づき、ＪＥＲＡに本件事業を統合させることとした。

② 本件吸収分割の要旨

イ．本件吸収分割の日程

| | |
|---|---|
| 本事業統合に係る基本合意書締結 | 2017年３月28日 |
| 本事業統合に係る合弁契約書締結 | 2017年６月８日 |
| 本事業統合に係る対象資産・負債等の合意 | 2018年２月27日 |
| 吸収分割契約締結 | 2018年５月９日 |
| 吸収分割契約承認株主総会（ＪＥＲＡ） | 2018年６月18日 |
| 吸収分割契約承認株主総会（東京電力フュエル＆パワー） | 2018年６月27日 |
| 吸収分割の効力発生日 | 2019年４月１日 |

ロ．本件吸収分割の方法

東京電力フュエル＆パワーを分割会社とし、ＪＥＲＡを承継会社とする吸収分割である。

ハ．本件吸収分割に係る割当ての内容

ＪＥＲＡは、本件吸収分割に際して普通株式5,000,000株を新たに発行し、その全部を東京電力フュエル＆パワーに割当てる。また、中部電力吸収分割に際しても、東京電力フュエル＆パワーへの割当てと同数の普通株式5,000,000株を新たに発行し、その全部を中部電力に割当てる。この結果、ＪＥＲＡは、本件共同吸収分割に際して普通株式10,000,000株を新たに発行することになり、本件吸収分割及び中部電力吸収分割に際して東京電力フュエル＆パワー及び中部電力に対して割当交付される普通株式の比率は１：１（以下、「本合意株式割当比率」という）となり、ＪＥＲＡにおける東京電力フュエル＆パワー及び中部電力の持株比率に変更はない。

ニ．本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

東京電力フュエル＆パワーは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ．本件吸収分割により増減する資本金

東京電力フュエル＆パワーの資本金に変更はない。

ヘ．承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、ＪＥＲＡは、東京電力フュエル＆パワーが営む本件事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

ト．債務履行の見込み

東京電力フュエル＆パワー及びＪＥＲＡともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における東京電力フュエル＆パワー及びＪＥＲＡの債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

チ．本件共同吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠等

東京電力フュエル＆パワーは、ＪＥＲＡへ承継させる本件事業および中部電力がＪＥＲＡへ承継させる中部電力本件事業についての各々の事業計画の確認および精査を踏まえ、本合意株式割当比率の決定にあたり、東京電力フュエル＆パワーのファイナンシャル・アドバイザー２社（メリルリンチ日本証券株式会社、及び、GCA株式会社）（以下、「ＦＡ」という）に対して、本件事業および中部電力本件事業の価値評価に関する財務分析を依頼し、それぞれから、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下で、かかる分析について算定書を受領した。ＦＡは、主要な評価手法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」という）および類似企業比較分析を採用し、かかる分析を行っている。なお、ＦＡがＤＣＦ法の前提とした東京電力フュエル＆パワーより提供された本件事業および中部電力本件事業に関する財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があるが、これらは、本件共同吸収分割に伴う変動等によるものではない。当社は、上記事業計画の確認および精査、東京電力フュエル＆パワーにおけるかかる分析の検討結果、中部電力との交渉結果ならびに本件共同吸収分割の戦略的意義等を総合的に勘案し、取締役会において本合意株式割当比率を決定した。なお、東京電力フュエル＆パワーの取締役会は、上記の各ＦＡより、それぞれ、後記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下で、本合意株式割当比率は、東京電力フュエル＆パワーにとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領している。なお、東京電力フュエル＆パワーの選定した上記の各ＦＡは、東京電力フュエル＆パワー、ＪＥＲＡおよび中部電力の関連当事者には該当せず、本件共同吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しない。

（注）　上記のＦＡの分析および意見書は、東京電力フュエル＆パワーの取締役会が（当該立場において）本件共同吸収分割の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものであり、他のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもない。当該意見書は、本合意株式割当比率に係る東京電力フュエル＆パワーにとっての財務的見地からの公正性に限定され、本件共同吸収分割の形態、ストラクチャー等のその他の側面についても、また、東京電力フュエル＆パワーが実行する可能性のある他の戦略若しくは取引と比較した場合における本件共同吸収分割の相対的な利点又は本件共同吸収分割を実施する東京電力フュエル＆パワーの業務上の意思決定についても、何ら意見又は見解を表明するものではない。また、ＦＡは、本件共同吸収分割又はそれに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもない。かかる分析の実施および意見書の作成にあたり、ＦＡは、公開されている又はＦＡに対して提供され若しくはＦＡが別途検討し若しくは協議した財務その他の情報およびデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性および完全性に依拠している。また、ＦＡは、東京電力フュエル＆パワーより提供された本件事業および中部電力本件事業に関する各財務予測について、それらが本件事業および中部電力本件事業の将来の業績に関する東京電力フュエル＆パワーの経営陣による上記の分析および意見書の日付時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提としており、東京電力フュエル＆パワーの指示に従い、それらの財務予測に依拠している。ＦＡは、東京電力フュエル＆パワー又は中部電力の資産又は負債（偶発的なものか否かを問わない。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されていない。

ＦＡは、本件共同吸収分割に関して東京電力フュエル＆パワーのファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その相当部分が上記「本事業統合に係る対象資産・負債等の合意」を条件とする。）を受領する。上記の分析および意見書は，2018年2月22日付で作成されており、必然的に、それらの日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件および情勢を前提としており、かつ、同日現在においてＦＡが入手可能な情報に基づいている。同日付以降に発生する事象がかかる分析および意見書の内容に影響を与える可能性があるが、ＦＡは、これらを更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されている。

③　東京電力フュエル＆パワーが分割する事業部門の概要

イ．分割する部門の事業内容

東京電力フュエル＆パワーが営む燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等

ロ．分割する部門の経営成績（2019年３月期）

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 68,929百万円 |

（注）売上高は外部顧客への売上高を記載している。

ハ．分割する資産・負債の状況（2019年４月１日現在）

| 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 固定資産 | 1,145,588百万円 | 有利子負債 | 995,541百万円 |
| 流動資産 | 94,891百万円 | その他負債 | 23,849百万円 |
| 合計 | 1,240,479百万円 | 合計 | 1,019,390百万円 |

④　本件吸収分割後の分割会社の状況（2019年４月１日現在）

| | 分割会社 |
|---|---|
| (1) 商号 | 東京電力フュエル＆パワー株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区内幸町一丁目１番３号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　　守谷　誠二 |
| (4) 事業内容 | 電気事業、ガス事業等を営むグループ会社の事業管理、並びにこれらに付帯する業務等 |
| (5) 資本金 | 30,000百万円 |
| (6) 決算期 | ３月31日 |

⑤　本件吸収分割後の承継会社の状況（2019年４月１日現在）

| | 承継会社 |
|---|---|
| (1) 商号 | 株式会社ＪＥＲＡ |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋二丁目５番１号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　　小野田　聡 |
| (4) 事業内容 | 電気事業、ガス事業、熱供給事業、エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送　等 |
| (5) 資本金 | 5,000百万円 |
| (6) 決算期 | ３月31日 |

(2) 電力受給契約およびガス供給契約

当社の100%子会社である東京電力エナジーパートナー株式会社は、主要な仕入先であるＪＥＲＡとの間で、電力受給契約・ガス供給契約を締結している。契約開始は2019年４月１日となっている。

なお、東京電力フュエル＆パワーがＪＥＲＡとの間で締結した、ＬＮＧ燃料供給契約・石油系燃料供給契約・石炭燃料供給契約は、本件吸収分割の効力発生をもって終了している。

## 5 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「新々・総合特別事業計画」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、18,670百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、ホールディングスが8,881百万円、フュエル＆パワーが1,653百万円、パワーグリッドが6,897百万円、エナジーパートナーが1,237百万円である。

# 第３【設備の状況】

## １【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、639,725百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、以下のとおりである。

なお、2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

| セグメントの名称 | 項目 | 設備投資額（百万円） |
|---|---|---|
| ホールディングス | 水力・新エネルギー等 | 14,674 |
| | 原子力 | 171,276 |
| | 原子燃料 | 68,670 |
| | その他 | 14,748 |
| | 合計 | 269,369 |
| フュエル＆パワー | 火力 | 55,307 |
| | その他 | 12,251 |
| | 合計 | 67,558 |
| パワーグリッド | 送電 | 109,043 |
| | 変電 | 41,505 |
| | 配電 | 123,234 |
| | 業務 | 6,371 |
| | その他 | 4,938 |
| | 合計 | 285,093 |
| エナジーパートナー | 業務 | 10,680 |
| | その他 | 10,135 |
| | 合計 | 20,816 |
| 総計 | | 642,838 |

（注）　上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

## ２【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

2019年３月31日現在

| セグメントの名称 | 帳簿価額（百万円） | | | | | 従業員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 土地 | 建物 | 機械装置その他 | 相殺消去額等 | 計 | |
| ホールディングス | (241,648)<br>60,864 | 223,504 | 1,269,766 | △16,718 | 1,537,416 | 13,482 |
| フュエル＆パワー | (11,387)<br>199,588 | 56,277 | 758,302 | △11 | 1,014,156 | 2,748 |
| パワーグリッド | (21,804)<br>364,283 | 175,664 | 3,800,785 | △34,379 | 4,306,354 | 20,082 |
| エナジーパートナー | (－)<br>－ | 7,082 | 26,976 | △0 | 34,058 | 4,085 |
| 計 | (274,840)<br>624,736 | 462,528 | 5,855,830 | △51,109 | 6,891,986 | 40,397 |

（注）１．「土地」の（　）内は面積（単位千㎡）である。
２．「従業員数」には建設工事専従者689人を含まない。
３．2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

(2) 提出会社

2019年３月31日現在

| 区分 | セグメントの名称 | 設備概要 | 帳簿価額（百万円） | | | | 従業員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 土地 | 建物 | 機械装置その他 | 計 | |
| 水力発電設備 | ホールディングス | 発電所数 163か所<br>最大出力 9,873,360ｋW | (221,910)<br>8,200 | 8,009 | 371,099 | 387,309 | 914 |
| 原子力発電設備 | ホールディングス | 発電所数 ２か所<br>最大出力 12,612,000ｋW | (9,695)<br>22,466 | 136,722 | 836,816 | 996,006 | 5,459 |
| 新エネルギー等発電設備 | ホールディングス | 発電所数 ５か所<br>最大出力 50,770ｋW | (230)<br>8,377 | 6 | 7,906 | 16,290 | 2 |
| 業務設備 | ホールディングス | ― | (―)<br>― | 2,716 | 10,856 | 13,572 | 1,796 |
| 計 | | ― | (231,835)<br>39,044 | 147,455 | 1,226,679 | 1,413,178 | 8,171 |

（注）１．福島第一原子力発電所は、電気事業法第９条に基づき廃止となっているため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
２．「土地」の（　）内は面積（単位千㎡）である。
３．上記のほか借地面積は5,949千㎡である。その主なものは、水力発電設備用借地3,879千㎡である。
４．「帳簿価額」には貸付設備76百万円、事業外固定資産7,504百万円及び附帯事業固定資産40百万円を含まない。
５．「従業員数」には建設工事専従者138人を含まない。
６．上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備

水力発電設備

2019年３月31日現在

| 発電所名 | セグメントの名称 | 所在地 | 水系 | 出力（ｋW） | | 土地面積（千㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 最大 | 常時 | |
| 鬼怒川 | ホールディングス | 栃木県日光市 | 利根川 | 127,000 | 12,200 | 594 |
| 今市 | ホールディングス | 栃木県日光市 | 利根川 | 1,050,000 | － | 910 |
| 塩原 | ホールディングス | 栃木県那須塩原市 | 那珂川 | 900,000 | － | 1,017 |
| 矢木沢 | ホールディングス | 群馬県利根郡みなかみ町 | 利根川 | 240,000 | － | 34 |
| 玉原 | ホールディングス | 群馬県利根郡みなかみ町 | 利根川 | 1,200,000 | － | 921 |
| 神流川 | ホールディングス | 群馬県多野郡上野村 | 利根川・信濃川 | 940,000 | － | 1,752 |
| 葛野川 | ホールディングス | 山梨県大月市 | 富士川・相模川 | 1,200,000 | － | 1,367 |
| 秋元 | ホールディングス | 福島県耶麻郡猪苗代町 | 阿賀野川 | 107,500 | 7,200 | 1,202 |
| 安曇 | ホールディングス | 長野県松本市 | 信濃川 | 623,000 | － | 3,253 |
| 水殿 | ホールディングス | 長野県松本市 | 信濃川 | 245,000 | － | 895 |
| 新高瀬川 | ホールディングス | 長野県大町市 | 信濃川 | 1,280,000 | － | 2,162 |
| 中津川第一 | ホールディングス | 新潟県中魚沼郡津南町 | 信濃川 | 127,000 | 13,900 | 343 |
| 信濃川 | ホールディングス | 新潟県中魚沼郡津南町 | 信濃川 | 181,000 | 88,400 | 457 |

原子力発電設備

2019年３月31日現在

| 発電所名 | セグメントの名称 | 所在地 | 出力（ｋW） | 土地面積（千㎡） |
|---|---|---|---|---|
| 福島第一 | ホールディングス | 福島県双葉郡大熊町 | － | 3,972 |
| 福島第二 | ホールディングス | 福島県双葉郡楢葉町 | 4,400,000 | 1,513 |
| 柏崎刈羽 | ホールディングス | 新潟県柏崎市 | 8,212,000 | 4,209 |

（注）福島第一原子力発電所は電気事業法第９条に基づき廃止となっている。また、2011年３月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

2019年３月31日現在

| 会社名 | 区分 | セグメントの名称 | 設備概要 | 帳簿価額（百万円） | | | | 従業員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土地 | 建物 | 機械装置その他 | 計 | |
| 東京電力フュエル&パワー㈱ | 汽力発電設備 | フュエル&パワー | 発電所数 13か所<br>最大出力 41,101,000ｋW | (11,343)<br>195,148 | 52,782 | 743,641 | 991,573 | 1,405 |
| 東京電力フュエル&パワー㈱ | 業務設備 | フュエル&パワー | ― | (―)<br>― | 938 | 364 | 1,302 | 369 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 水力発電設備 | パワーグリッド | 発電所数 1か所<br>最大出力 50ｋW | (0)<br>0 | 0 | 42 | 42 | ― |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 内燃力発電設備 | パワーグリッド | 発電所数 10か所<br>最大出力 59,740ｋW | (79)<br>1,139 | 2,132 | 6,559 | 9,831 | 49 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新エネルギー等発電設備 | パワーグリッド | ― | (106)<br>367 | 46 | 121 | 534 | 1 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 送電設備 | パワーグリッド | 架空電線路<br>亘長 14,759ｋｍ<br>回線延長 28,314ｋｍ<br>地中電線路<br>亘長 6,420ｋｍ<br>回線延長 12,350ｋｍ<br>支持物数 50,044基 | (9,717)<br>149,937 | 9,071 | 1,351,331 | 1,510,340 | 1,816 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 変電設備 | パワーグリッド | 変電所数 1,615か所<br>出力 600,000ｋW<br>273,905,510ｋＶＡ<br>調相設備容量 50,848,420ｋＶＡ | (10,554)<br>155,580 | 80,619 | 411,458 | 647,658 | 2,024 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 配電設備 | パワーグリッド | 架空電線路<br>亘長 342,016ｋｍ<br>電線延長1,024,315ｋｍ<br>地中電線路<br>亘長 19,630ｋｍ<br>電線延長 35,006ｋｍ<br>支持物数 5,946,148基<br>変圧器個数 2,521,253個<br>変圧器容量 107,509,030ｋＶＡ | (268)<br>14,895 | 24,795 | 2,013,933 | 2,053,623 | 6,656 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 業務設備 | パワーグリッド | 本社１か所　総支社10か所<br>電力所２か所　等 | (1,048)<br>23,017 | 41,658 | 11,993 | 76,669 | 5,420 |
| 東京電力エナジーパートナー㈱ | 業務設備 | エナジーパートナー | ― | (―)<br>― | 977 | 5,731 | 6,708 | 2,232 |

（注）１．変電設備出力の上段600,000ｋWは周波数変換設備の出力である。
２．「土地」の（　）内は面積（単位千㎡）である。
３．上記のほか借地面積は178,773千㎡である。その主なものは、送電設備用借地177,745千㎡である。
４．「従業員数」には建設工事専従者479人を含まない。
５．上記設備には福利厚生施設を含んでいる。
６．東京電力パワーグリッド㈱の新エネルギー等発電設備は、2019年3月29日付けで廃止となっているものの、売却あるいは除却が完了していない土地、建物及び機械装置その他については帳簿価額を記載している。
７．2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

主要発電設備

汽力発電設備

2019年３月31日現在

| 会社名 | 発電所名 | セグメントの名称 | 所在地 | 出力（ｋＷ） | 土地面積（千㎡） |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 大井 | フュエル＆パワー | 東京都品川区 | 1,050,000 | 188 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 品川 | フュエル＆パワー | 東京都品川区 | 1,140,000 | 104 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 川崎 | フュエル＆パワー | 神奈川県川崎市川崎区 | 3,420,000 | 279 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 横浜 | フュエル＆パワー | 神奈川県横浜市鶴見区 | 3,541,000 | 448 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 南横浜 | フュエル＆パワー | 神奈川県横浜市磯子区 | 1,150,000 | 167 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 東扇島 | フュエル＆パワー | 神奈川県川崎市川崎区 | 2,000,000 | 501 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 千葉 | フュエル＆パワー | 千葉県千葉市中央区 | 4,380,000 | 1,017 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 姉崎 | フュエル＆パワー | 千葉県市原市 | 3,600,000 | 931 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 袖ヶ浦 | フュエル＆パワー | 千葉県袖ヶ浦市 | 3,600,000 | 1,268 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 富津 | フュエル＆パワー | 千葉県富津市 | 5,160,000 | 1,357 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 鹿島 | フュエル＆パワー | 茨城県神栖市 | 5,660,000 | 996 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 常陸那珂 | フュエル＆パワー | 茨城県那珂郡東海村 | 2,000,000 | 1,406 |
| 東京電力フュエル＆パワー㈱ | 広野 | フュエル＆パワー | 福島県双葉郡広野町 | 4,400,000 | 1,308 |

（注）　2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

主要送電設備

2019年３月31日現在

| 会社名 | 線路名 | セグメントの名称 | 種別 | 電圧（ｋＶ） | 亘長（ｋｍ） |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 西群馬幹線 | パワーグリッド | 架空 | 500<br>（一部1,000ｋＶ設計） | 167.99 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 南新潟幹線 | パワーグリッド | 架空 | 500<br>（一部1,000ｋＶ設計） | 110.77 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 南いわき幹線 | パワーグリッド | 架空 | 500<br>（一部1,000ｋＶ設計） | 195.40 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 福島幹線 | パワーグリッド | 架空 | 500 | 181.64 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 福島東幹線 | パワーグリッド | 架空 | 500 | 171.35 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新豊洲線 | パワーグリッド | 地中 | 500 | 39.50 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 葛南世田谷線 | パワーグリッド | 地中 | 275 | 32.50 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 千葉葛南線 | パワーグリッド | 地中 | 275 | 30.38 |

主要変電設備

2019年３月31日現在

| 会社名 | 変電所名 | セグメントの名称 | 所在地 | 最高電圧（ｋＶ） | 出力（ｋＶＡ） | 土地面積（千㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新野田 | パワーグリッド | 千葉県野田市 | 500 | 8,020,000 | 288 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新京葉 | パワーグリッド | 千葉県船橋市 | 500 | 6,750,000 | 373 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 房総 | パワーグリッド | 千葉県市原市 | 500 | 6,690,000 | 239 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新富士 | パワーグリッド | 静岡県駿東郡小山町 | 500 | 6,650,000 | 324 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新古河 | パワーグリッド | 茨城県猿島郡境町 | 500 | 6,000,000 | 234 |

主要業務設備

2019年３月31日現在

| 会社名 | 事業所名 | セグメントの名称 | 所在地 | 土地面積（千㎡） |
|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 本社 | パワーグリッド | 東京都千代田区　他 | 356 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 総支社等 | パワーグリッド | 東京都新宿区　他 | 691 |

## ３【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

なお、2019年４月１日付けで、㈱ＪＥＲＡが承継会社となり、東京電力フュエル＆パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。

(1) 概要

連結ベースの2019年度の設備投資計画は、558,547百万円である。セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが251,988百万円、フュエル＆パワーが47百万円、パワーグリッドが296,053百万円、エナジーパートナーが13,103百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 2019年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

| 会社名 | 地点名 | セグメントの名称 | 出力（千ｋＷ） | 着工 | 運転開始 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力ホールディングス㈱ | 葛野川 | ホールディングス | 1,600 | 1992／11<br>1997／８ | 1999／12、2000／６、2029年度以降、2014／６ |
| 東京電力ホールディングス㈱ | 神流川 | ホールディングス | 2,820 | 1997／２ | 2005／12、2012／６、2029年度以降 |

原子力

| 会社名 | 地点名 | セグメントの名称 | 出力（千ｋＷ） | 着工 | 運転開始 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力ホールディングス㈱ | 東通１、２号 | ホールディングス | 各1,385 | 2011／１、未定 | 未定 |

送電

| 会社名 | 件名 | セグメントの名称 | 電圧（ｋＶ） | 亘長（ｋｍ） | 着工 | 運転開始 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | G3060006アクセス線（仮称）新設 | パワーグリッド | 275 | 6 | 2017年１月 | 2019年４月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 飛騨信濃直流幹線新設 | パワーグリッド | DC±200 | 89 | 2017年７月 | 2021年３月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新宿城南線ケーブル張替 | パワーグリッド | 275 | 1番線：5.5<br>2番線：5.5<br>3番線：5.4 | 2017年11月 | 2018年７月（１番線）<br>2020年４月（２番線）<br>2019年４月（３番線） |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 東新宿線ケーブル張替 | パワーグリッド | 275 | 2番線：23.4→5.0<br>3番線：23.4→5.3 | 2019年１月 | 2032年11月（２番線）<br>2025年11月（３番線） |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | G7060005アクセス線（仮称）新設 | パワーグリッド | 275 | 1 | 2020年９月 | 2022年４月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | MS18GHZ051500アクセス線（仮称）新設 | パワーグリッド | 275 | 0.1 | 2021年３月 | 2021年９月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 京浜線１、２号接続変更 | パワーグリッド | 275 | 22.7→23.1 | 2021年５月 | 2022年４月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 東清水線（仮称）新設 | パワーグリッド | 275 | 13（新設）<br>7（既設流用） | 2022年度 | 2026年度 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 西群馬幹線<br>東山梨(変)Ｔ引込 | パワーグリッド | 500 | 1号線：0.1<br>2号線：0.1 | 2022年11月 | 2023年10月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新宿線ケーブル張替 | パワーグリッド | 275 | 1番線：22.1→21.1<br>2,3番線：19.9→21.1 | 2019年９月 | 2028年８月（１番線）<br>2032年11月（２番線）<br>2025年11月（３番線） |

変電

| 会社名 | 件名 | セグメントの名称 | 電圧（ｋＶ） | 出力 | 着工 | 運転開始 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新京葉変電所変圧器増容量 | パワーグリッド | 275 | 300MVA | 2018年７月 | 2019年９月(5B)<br>2021年４月(6B) |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新信濃交直変換設備新設 | パワーグリッド | － | 900MW | 2016年３月 | 2021年３月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 上野変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 275 | 300MVA | 2019年２月 | 2019年12月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新茂木変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 500 | 1,500MVA | 2019年11月 | 2021年３月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新木更津変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 275 | 900MVA | 2020年６月 | 2022年４月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 東山梨変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 500 | 750MVA | 2019年４月 | 2022年12月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新栃木変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 500 | 750MVA | 2021年４月 | 2023年１月 |
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 新富士変電所変圧器増設 | パワーグリッド | 500 | 1,500MVA | 2023年度 | 2026年度 |

| 会社名 | 件名 | セグメントの名称 | 電圧（ｋＶ） | 出力 | 着工 | 運転開始 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力パワーグリッド㈱ | 北東京変電所変圧器増容量 | パワーグリッド | 275 | 300MVA | 2020年９月 | 2022年６月 |

# 第４【提出会社の状況】

## １【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|---|---|
| 普通株式 | 35,000,000,000 |
| Ａ種優先株式 | 5,000,000,000 |
| Ｂ種優先株式 | 500,000,000 |
| 計 | 14,100,000,000（注） |

（注）　当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

#### ②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数（株）（2019年３月31日） | 提出日現在発行数（株）（2019年６月27日） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,607,017,531 | 1,607,017,531 | 東京証券取引所（市場第一部） | 単元株式数は100株 |
| Ａ種優先株式（当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。） | 1,600,000,000 | 1,600,000,000 | 非上場 | 単元株式数は100株（注１、２、３） |
| Ｂ種優先株式（当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。） | 340,000,000 | 340,000,000 | 非上場 | 単元株式数は10株（注１、２、３） |
| 計 | 3,547,017,531 | 3,547,017,531 | － | － |

（注１）　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) Ａ種優先株式及びＢ種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90％に修正される（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下本（注１）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の５連続取引日（以下本（注１）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。
上記の詳細は、後記（注３）(1)④及び（注３）(2)④を参照。

(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。
上記の詳細は、後記（注３）(1)④及び（注３）(2)④を参照。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

（注２） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① （ⅰ）原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を３分の２以上に増加させる場合、又は（ⅱ）下記②により２分の１未満に減少させた議決権割合を２分の１以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第１項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② （ⅰ）当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は（ⅱ）当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、Ｂ種優先株式を対価とするＡ種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を２分の１未満に低減させること

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
本優先株式のいずれも、該当事項はない。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数
Ａ種優先株式の単元株式数は100株であり、Ｂ種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議
当社は、会社法第322条第１項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容
当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びＡ種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、Ｂ種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるＡ種優先株式（Ｂ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないＢ種優先株式（Ａ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の２種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるＡ種優先株式により、総議決権の２分の１超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるＢ種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の３分の２超の議決権を確保するためである。

（注３）　株式の内容

(1) Ａ種優先株式の内容

①　剰余金の配当

イ．Ａ種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（200円。但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ．に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。）（以下「Ａ種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ．Ａ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.25％

なお、Ａ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ．Ａ種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払うＡ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＡ種優先配当基準金額に達しないときは、そのＡ種優先株式１株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

②　残余財産の分配

イ．Ａ種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ．に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過Ａ種優先配当金相当額

経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、Ａ種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③　議決権

Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有する。Ａ種優先株式の１単元の株式数は100株とする。

④　普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

Ａ種優先株主は、Ａ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ａ種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくＡ種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(ⅰ)各Ａ種優先株主による普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。）のＡ種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるＡ種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＡ種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたＡ種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(Ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(Ⅱ)(ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ⅱ)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第１項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、Ａ種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたＡ種優先株式の数に、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。）をいう。

ロ．Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ．取得価額の修正

取得価額は、Ａ種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90％に修正される（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の５連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。但し、Ａ種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（Ａ種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にＡ種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

ｉ）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額}=\text{調整前取得価額}\times\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ⅱ）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額}=\text{調整前取得価額}\times\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ）下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額}=\text{調整前取得価額}\times\frac{(\text{発行済普通株式数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ⅳ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本ⅳ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅳ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

ⅴ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅴ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記ⅰ）乃至ⅲ）のいずれかに該当する場合には、当社はＡ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

ⅰ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

ⅱ）取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ⅲ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

ヘ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤　Ｂ種優先株式を対価とする取得請求権

イ．Ｂ種優先株式対価取得請求権

Ａ種優先株主は、Ａ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のＢ種優先株式（以下「請求対象Ｂ種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「Ｂ種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該Ｂ種優先株式対価取得請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象Ｂ種優先株式を、当該Ａ種優先株主に対して交付する。

ロ．Ａ種優先株式の取得と引換えに交付するＢ種優先株式の数

Ａ種優先株式の取得と引換えに交付するＢ種優先株式の数は、Ｂ種優先株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、Ｂ種優先株式対価取得請求に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付するＢ種優先株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

⑥　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

ⅰ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

ⅱ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

ⅲ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) Ｂ種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ．Ｂ種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ．に定める配当年率（以下「Ｂ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。）（以下「Ｂ種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して下記ハ．に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ．Ｂ種優先配当年率

Ｂ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.5％

なお、Ｂ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「Ｂ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ｂ種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ．Ｂ種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先配当基準金額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ｂ種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ．非累積条項

ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払うＢ種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額がＢ種優先配当基準金額に達しないときは、そのＢ種優先株式１株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ．非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ．Ｂ種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ．に定める経過Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ．非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記イ．のほか残余財産の分配を行わない。

ハ．経過Ｂ種優先配当金相当額

経過Ｂ種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、Ｂ種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対してＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ．優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③　議決権

Ｂ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。Ｂ種優先株式の１単元の株式数は10株とする。

④　普通株式を対価とする取得請求権

イ．普通株式対価取得請求権

Ｂ種優先株主は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該Ｂ種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくＢ種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(ⅰ)各Ｂ種優先株主による普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。また、０を下回る場合は０とする。）のＢ種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるＢ種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＢ種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたＢ種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(Ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(Ⅱ)(ⅰ)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ⅱ)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第１項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、Ｂ種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたＢ種優先株式の数に、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。）をいう。

ロ．Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（但し、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ．乃至ホ．で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

ハ．当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ．取得価額の修正

取得価額は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90％に修正される（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ．の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の５連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。但し、Ｂ種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（Ｂ種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にＢ種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ．に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ．に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ．取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ．により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

ｉ）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ⅱ）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ）下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ．において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(2)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(2)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額}=\text{調整前取得価額}\times\frac{(\text{発行済普通株式数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ⅳ）当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本ⅳ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅳ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

ⅴ）行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本ⅴ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記ⅰ）乃至ⅲ）のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

ⅰ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

ⅱ）取得価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ⅲ）その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

ヘ．合理的な措置

上記ハ．乃至ホ．に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤　Ａ種優先株式を対価とする取得請求権

イ．Ａ種優先株式対価取得請求権

Ｂ種優先株主は、Ｂ種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ．に定める数のＡ種優先株式（以下「請求対象Ａ種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するＢ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「Ａ種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該Ａ種優先株式対価取得請求に係るＢ種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象Ａ種優先株式を、当該Ｂ種優先株主に対して交付する。

ロ．Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種優先株式の数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付するＡ種優先株式の数は、Ａ種優先株式対価取得請求に係るＢ種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥　株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

ⅰ）当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

ⅱ）当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

ⅲ）当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式又はＡ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ｂ種優先株主にはＢ種優先株式又はＢ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① Ａ種優先株式

| | 第４四半期会計期間<br>(2019年１月１日から<br>2019年３月31日まで) | 第95期<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る交付株式数（株） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円） | － | － |
| 当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円） | － | － |

② Ｂ種優先株式

| | 第４四半期会計期間<br>(2019年１月１日から<br>2019年３月31日まで) | 第95期<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る交付株式数（株） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円） | － | － |
| 当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円） | － | － |
| 当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円） | － | － |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円） | － | － |

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（千株） | 発行済株式総数残高（千株） | 資本金増減額（百万円） | 資本金残高（百万円） | 資本準備金増減額（百万円） | 資本準備金残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2012年７月31日（注） | 1,940,000 | 3,547,017 | 500,000 | 1,400,975 | 500,000 | 743,555 |

（注） 第三者割当

Ａ種優先株式　発行価格（払込金額）200円、総額320,000百万円
資本組入額　100円、総額160,000百万円
割当先　原子力損害賠償支援機構（現　原子力損害賠償・廃炉等支援機構）

Ｂ種優先株式　発行価格（払込金額）2,000円、総額680,000百万円
資本組入額　1,000円、総額340,000百万円
割当先　原子力損害賠償支援機構（現　原子力損害賠償・廃炉等支援機構）

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2019年３月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | 28 | 82 | 59 | 2,277 | 733 | 328 | 435,044 | 438,551 | ― |
| 所有株式数（単元） | 433,796 | 3,563,677 | 160,877 | 474,806 | 6,017,044 | 4,650 | 5,356,264 | 16,011,114 | 5,906,131 |
| 所有株式数の割合（%） | 2.71 | 22.26 | 1.00 | 2.97 | 37.58 | 0.03 | 33.45 | 100.00 | ― |

（注） １．自己株式3,222,218株は、「個人その他」に32,221単元、「単元未満株式の状況」に118株含まれている。なお、自己株式3,222,218株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,221,148株である。

２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② Ａ種優先株式

2019年３月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | ― | ― | ― | 1 | ― | ― | ― | 1 | ― |
| 所有株式数（単元） | ― | ― | ― | 16,000,000 | ― | ― | ― | 16,000,000 | ― |
| 所有株式数の割合（%） | ― | ― | ― | 100.00 | ― | ― | ― | 100.00 | ― |

③ Ｂ種優先株式

2019年３月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数10株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | ― | ― | ― | 1 | ― | ― | ― | 1 | ― |
| 所有株式数（単元） | ― | ― | ― | 34,000,000 | ― | ― | ― | 34,000,000 | ― |
| 所有株式数の割合（%） | ― | ― | ― | 100.00 | ― | ― | ― | 100.00 | ― |

(6) 【大株主の状況】

2019年３月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|---|
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 東京都港区虎ノ門２丁目２番５号 | 1,940,000 | 54.74 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 東京都港区浜松町２丁目11番３号 | 59,195 | 1.67 |
| 東京電力グループ従業員持株会 | 東京都千代田区内幸町１丁目１番３号 | 50,545 | 1.43 |
| 東京都 | 東京都新宿区西新宿２丁目８番１号 | 42,676 | 1.20 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 39,145 | 1.10 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内１丁目１番２号 | 35,927 | 1.01 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 31,321 | 0.88 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内１丁目６番６号 | 26,400 | 0.74 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 24,707 | 0.70 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234（常任代理人　株式会社みずほ銀行） | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.（東京都港区港南２丁目15番１号） | 24,505 | 0.69 |
| 計 | － | 2,274,427 | 64.18 |

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2019年３月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数（個） | 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%） |
|---|---|---|---|
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 東京都港区虎ノ門２丁目２番５号 | 16,000,000 | 50.09 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 東京都港区浜松町２丁目11番３号 | 591,958 | 1.85 |
| 東京電力グループ従業員持株会 | 東京都千代田区内幸町１丁目１番３号 | 505,454 | 1.58 |
| 東京都 | 東京都新宿区西新宿２丁目８番１号 | 426,767 | 1.34 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 391,458 | 1.23 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内１丁目１番２号 | 359,275 | 1.12 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 313,217 | 0.98 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内１丁目６番６号 | 264,005 | 0.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 東京都中央区晴海１丁目８番11号 | 247,077 | 0.77 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234（常任代理人　株式会社みずほ銀行） | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.（東京都港区港南２丁目15番１号） | 245,057 | 0.77 |
| 計 | － | 19,344,268 | 60.57 |

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年３月31日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | Ｂ種優先株式　340,000,000 | － | 「１(1)②発行済株式」の記載を参照 |
| 議決権制限株式（自己株式等） | － | － | － |
| 議決権制限株式（その他） | － | － | － |
| 完全議決権株式（自己株式等） | （自己保有株式）<br>普通株式　3,221,100 | － | － |
| | （相互保有株式）<br>普通株式　3,955,900 | | |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式　1,593,934,400 | 15,939,344 | － |
| | Ａ種優先株式 1,600,000,000 | 16,000,000 | 「１(1)②発行済株式」の記載を参照 |
| 単元未満株式 | 普通株式　5,906,131 | － | １単元（100株）未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 3,547,017,531 | － | － |
| 総株主の議決権 | － | 31,939,344 | － |

（注）　「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

②【自己株式等】

2019年３月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区内幸町１丁目１番３号 | 3,221,100 | － | 3,221,100 | 0.09 |
| 株式会社関電工 | 東京都港区芝浦４丁目８番33号 | 2,369,800 | － | 2,369,800 | 0.07 |
| 株式会社東京エネシス | 東京都中央区日本橋茅場町１丁目３番１号 | 1,349,500 | － | 1,349,500 | 0.04 |
| 株式会社東光高岳 | 東京都江東区豊洲５丁目６番36号 | 236,600 | － | 236,600 | 0.01 |
| 計 | － | 7,177,000 | － | 7,177,000 | 0.20 |

（注）　上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権の数10個）ある。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれている。

## ２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数（株） | 価額の総額（円） |
|---|---|---|
| 当事業年度における取得自己株式 | 28,263 | 16,625,078 |
| 当期間における取得自己株式 | 3,318 | 2,121,761 |

（注）　「当期間における取得自己株式」には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| その他<br>（単元未満株式の買増請求による売渡） | 688 | 393,600 | － | － |
| 保有自己株式数 | 3,221,148 | － | 3,224,466 | － |

（注）１．当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

２．当期間における「保有自己株式数」には、2019年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

## ３【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年２回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、燃料費調整額の増などにより電気料収入が増加したことに加え、グループ全社を挙げてコスト削減に努めた結果、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

## ４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年４月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

② 企業統治の体制

イ．企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役会等

取締役会は、社外取締役６名を含む13名（男性12名、女性１名）で構成されており、原則として毎月１回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。取締役会の会長及び構成員は、「（２）役員の状況　①役員一覧　（１）取締役」に記載のとおりである。

執行役（男性14名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催され、代表執行役社長が議長を務める執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。執行役会の構成員は、「（２）役員の状況　①役員一覧　（２）執行役」に記載の執行役に加え、取締役会長の川村隆（社外取締役）及び監査委員の取締役　森下義人である。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役４名を含む６名の取締役で構成されており、１年に１回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。委員長及び構成員は、「（２）役員の状況　①役員一覧　（１）取締役」に記載のとおりである。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役３名を含む４名の監査委員より構成されており、原則として毎月１回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち１名は公認会計士として、１名は弁護士として、１名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。委員長及び構成員は、「（２）役員の状況　①役員一覧　（１）取締役」に記載のとおりである。

また、監査委員会を補助するため、３名の監査特命役員と８名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役３名で構成されており、１年に１回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。委員長及び構成員は、「（２）役員の状況　①役員一覧　（１）取締役」に記載のとおりである。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

| 氏名 | 所属監査法人 |
|---|---|
| 白羽　龍三 | EY新日本有限責任監査法人 |
| 湯川　喜雄 | EY新日本有限責任監査法人 |
| 清水　幹雄 | EY新日本有限責任監査法人 |

なお、継続監査年数はいずれも７年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士13名、その他19名となっている。

ロ．企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年４月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ．取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役　川村隆、同　國井秀子、同　槍田松瑩、同　髙浦英夫、同　安念潤司、同　冨山和彦及び同　森下義人との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第１項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

③　内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年４月制定、2016年３月改定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部室長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室（人員44名）が中心となり、定期的に経営諸活動の遂行状況を監査するとともに、必要に応じて特定のテーマについて監査している。主要な内部監査結果は執行役会等に報告され、執行部門は監査結果に基づき所要の改善措置を講じている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なＩＲ活動を展開している。

④　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑤　取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ．自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ．取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第１項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ．中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑥　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めている。

⑦　種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするＡ種優先株式及びＢ種優先株式を発行している。

普通株式及びＡ種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、Ｂ種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるＡ種優先株式（Ｂ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の２分の１超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるＢ種優先株式（Ａ種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の３分の２超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びＡ種優先株式は、単元株式数を100株としているが、Ｂ種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式」に記載している。

＜会社の機関・内部統制等の関係＞

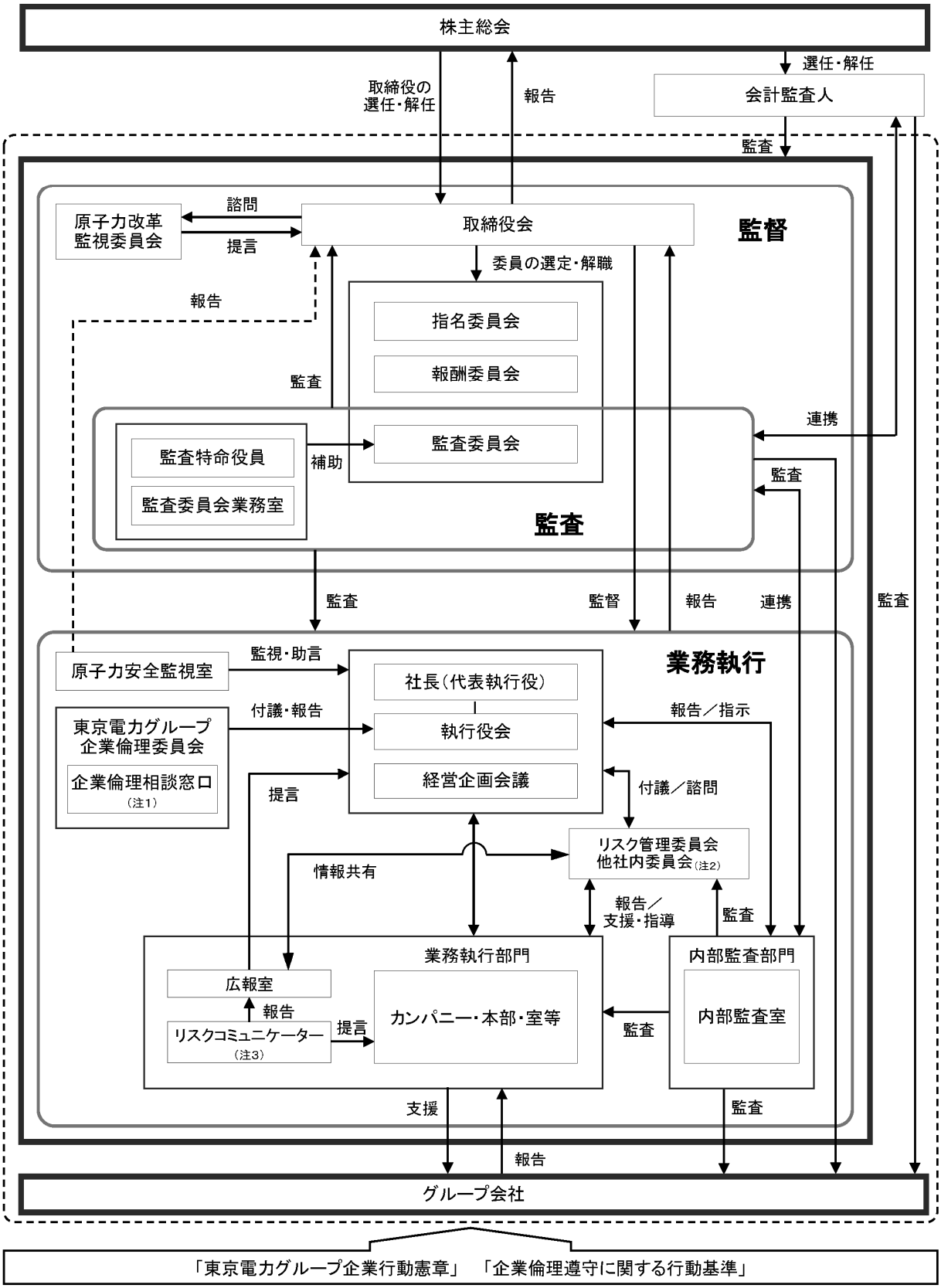


（注1）社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口
（注2）投資管理委員会　等
（注3）リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（2018年７月12日改定）＞

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

１．監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。

(2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。

(3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。

(4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

２．取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。

また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。

(2) 取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。

また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週１回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。

なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

３．執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

(2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するＩＴ環境を整備する。

４．リスク管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。

(2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。

(3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。

(4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。

(5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。

(7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。

また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5．執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。

(2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6．従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。

(2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。

(3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。

(4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

(5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7．当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。

(2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。

(3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。

(4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。

(5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性21名　女性1名　（役員のうち女性の比率4.5%）

(1) 取締役

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役会長<br>指名委員会委員長<br>監査委員会委員<br>報酬委員会委員 | 川村　隆 | 1939年12月19日生 | 1962年４月　株式会社日立製作所入社<br>2009年６月　株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼執行役社長兼取締役<br>2010年４月　株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼取締役<br>2011年４月　株式会社日立製作所取締役会長<br>2014年４月　株式会社日立製作所取締役<br>2014年６月　株式会社日立製作所相談役<br>2017年６月　当社取締役会長（現） | (注) 2 | 普通株式<br>24,861 |
| 取締役<br>指名委員会委員<br>報酬委員会委員長 | 國井　秀子 | 1947年12月13日生 | 1982年５月　株式会社リコー入社<br>2005年６月　株式会社リコー常務執行役員<br>2008年４月　株式会社リコーグループ執行役員<br>2008年４月　リコーソフトウエア株式会社（現リコーＩＴソリューションズ株式会社）取締役会長<br>2009年４月　株式会社リコー理事<br>2012年４月　芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授<br>2013年４月　芝浦工業大学学長補佐<br>2013年10月　芝浦工業大学男女共同参画推進室長<br>2014年６月　当社取締役（現）<br>2018年４月　芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授<br>2019年４月　芝浦工業大学客員教授（現） | (注) 2 | 普通株式<br>5,659 |
| 取締役<br>指名委員会委員<br>報酬委員会委員 | 槍田　松瑩 | 1943年２月12日生 | 1967年４月　三井物産株式会社入社<br>2002年10月　三井物産株式会社代表取締役社長<br>2009年４月　三井物産株式会社取締役会長<br>2015年４月　三井物産株式会社取締役<br>2015年６月　三井物産株式会社顧問（現）<br>2017年６月　当社取締役（現） | (注) 2 | 普通株式<br>9,500 |
| 取締役<br>監査委員会委員長 | 髙浦　英夫 | 1949年６月19日生 | 1977年５月　公認会計士（現）<br>2006年９月　あらた監査法人（現ＰｗＣあらた有限責任監査法人。以下同じ）代表執行役<br>2009年５月　あらた監査法人代表社員<br>2017年６月　当社取締役（現） | (注) 2 | 普通株式<br>3,730 |
| 取締役<br>監査委員会委員 | 安念　潤司 | 1955年８月12日生 | 1982年８月　北海道大学法学部助教授<br>1985年４月　成蹊大学法学部助教授<br>1992年２月　弁護士（現）<br>1993年４月　成蹊大学法学部教授<br>2004年４月　成蹊大学法科大学院教授<br>2007年12月　中央大学法科大学院教授（現）<br>2017年６月　当社取締役（現） | (注) 2 | 普通株式<br>2,071 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役<br>指名委員会委員 | 冨山　和彦 | 1960年４月15日生 | 1985年４月　株式会社ボストンコンサルティンググループ入社<br>2001年４月　株式会社コーポレイトディレクション代表取締役社長<br>2007年４月　株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ（現）<br>2017年６月　当社取締役（現） | （注）２ | 普通株式<br>12,441 |
| 取締役<br>指名委員会委員 | 小早川　智明 | 1963年６月29日生 | 1988年４月　当社入社<br>2014年６月　当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長<br>2015年６月　当社常務執行役カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント<br>2016年４月　東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長<br>2016年５月　東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長商品開発室長<br>2016年６月　当社取締役<br>2017年６月　当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長（現） | （注）２ | 普通株式<br>7,413 |
| 取締役 | 文挾　誠一 | 1960年７月25日生 | 1985年４月　当社入社<br>2014年６月　当社執行役員経営企画本部事務局長<br>2015年４月　当社常務執行役経営企画本部担当（共同）兼経営企画本部事務局長<br>2015年７月　当社常務執行役経営企画担当（共同）<br>2016年４月　東京電力フュエル＆パワー株式会社取締役（非常勤）（現）<br>2016年４月　東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤）（現）<br>2016年４月　東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）（現）<br>2016年６月　当社常務執行役経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長<br>2017年６月　当社代表執行役副社長経営企画担当（共同）<br>2019年６月　当社取締役、代表執行役副社長経営企画担当（共同）（現） | （注）２ | 普通株式<br>1,247 |
| 取締役 | 守谷　誠二 | 1963年４月21日生 | 1986年４月　当社入社<br>2013年６月　当社監査委員会業務室長<br>2016年４月　東京電力フュエル＆パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室<br>2017年６月　東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長（現）<br>2017年６月　当社取締役<br>2018年９月　当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼社長補佐<br>2019年４月　当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼ＥＳＧ担当兼社長補佐（現） | （注）２ | 普通株式<br>25,182 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 秋本　展秀 | 1968年10月22日生 | 1991年４月　当社入社<br>2014年３月　当社福島本部福島原子力補償相談室副室長兼業務総括グループマネージャー兼国際部<br>2014年７月　当社福島本部復興調整部部長代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長<br>2016年７月　当社福島本部復興調整部部長代理兼福島原子力補償相談室副室長<br>2017年６月　東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役<br>2017年７月　東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役サービスソリューション事業本部長<br>2019年４月　東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現）<br>2019年６月　当社取締役（現） | （注）２ | 普通株式<br>912 |
| 取締役 | 牧野　茂徳 | 1969年６月30日生 | 1992年４月　当社入社<br>2012年７月　当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー<br>2016年７月　当社原子力安全・統括部（福島第二原子力発電所駐在）<br>2016年12月　当社原子力人財育成センター所長<br>2017年６月　当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長（現） | （注）２ | 普通株式<br>2,071 |
| 取締役<br>指名委員会委員 | 山下　隆一 | 1964年６月20日生 | 1989年４月　通商産業省（現経済産業省）入省<br>2012年６月　経済産業省製造産業局鉄鋼課長<br>2014年７月　経済産業省経済産業政策局経済産業政策課長<br>2015年７月　経済産業省大臣官房総務課長<br>2016年６月　資源エネルギー庁資源・燃料部長<br>2017年７月　原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長（現）<br>2017年７月　当社執行役会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）<br>2018年６月　当社取締役、執行役会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）（現） | （注）２ | 普通株式<br>0 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 取締役<br>監査委員会委員 | 森下　義人 | 1962年３月14日生 | 1985年４月　当社入社<br>2014年６月　当社経理部部長代理兼経営企画本部事務局組織改革推進室<br>2015年４月　当社経理部部長代理兼ビジネスソリューション・カンパニー経理センター兼経営企画本部事務局組織改革推進室<br>2015年６月　当社経理部長<br>2015年７月　当社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー<br>2016年４月　東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役経理・社債等担当兼当社経営企画ユニット経理室<br>2017年６月　当社常務執行役<br>2017年６月　東京電力フュエル＆パワー株式会社取締役（非常勤）<br>2017年６月　東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤）<br>2017年６月　東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）<br>2019年４月　当社参与<br>2019年６月　当社取締役（現） | (注) 2 | 普通株式<br>10,225 |
| 計 | | | | | 105,312 |

（注）１．取締役　川村　隆、同　國井　秀子、同　槍田　松瑩、同　髙浦　英夫、同　安念　潤司及び同　冨山　和彦は、社外取締役である。

２．2019年６月26日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 代表執行役社長<br>原子力改革特別タスクフォース長 | 小早川　智明 | 1963年６月29日生 | (1) 取締役に記載している | (注) 1 | 普通株式<br>7,413 |
| 代表執行役副社長<br>経営企画担当（共同） | 文挾　誠一 | 1960年７月25日生 | (1) 取締役に記載している | (注) 1 | 普通株式<br>1,247 |
| 代表執行役副社長<br>最高財務責任者兼ＥＳＧ担当兼社長補佐 | 守谷　誠二 | 1963年４月21日生 | (1) 取締役に記載している | (注) 1 | 普通株式<br>25,182 |
| 執行役副社長 | 佐伯　光司 | 1963年６月30日生 | 1986年４月　当社入社<br>2013年６月　当社総務部長<br>2015年７月　当社経営企画ユニット総務・法務室長<br>2016年４月　当社常務執行役経営企画ユニット総務・法務室長兼福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長<br>2016年６月　当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長<br>2017年６月　当社常務執行役安全統括、原子力・立地本部副本部長（青森担当）<br>2018年４月　当社常務執行役<br>2018年10月　当社常務執行役ＣＲＥ推進室長<br>2018年11月　当社常務執行役秘書室長兼ＣＲＥ推進室長<br>2019年４月　当社執行役副社長（現） | (注) 1 | 普通株式<br>10,310 |
| 常務執行役<br>ＩｏＴ担当 | 関　知道 | 1964年１月10日生 | 1986年４月　当社入社<br>2014年６月　当社経営企画本部事務局次長<br>2015年７月　当社経営企画ユニット企画室次長<br>2016年４月　当社常務執行役ＩｏＴ担当<br>2017年６月　当社常務執行役ＩｏＴ担当兼経営企画ユニットシステム企画室長<br>2018年４月　当社常務執行役ＩｏＴ担当（現） | (注) 1 | 普通株式<br>2,198 |
| 常務執行役<br>防災・安全統括 | 山本　竜太郎 | 1964年１月19日生 | 1988年４月　当社入社<br>2013年４月　当社執行役員パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント<br>2015年７月　当社執行役員パワーグリッド・カンパニー東京総支社長<br>2016年４月　東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社長（常務取締役待遇）<br>2018年４月　当社執行役員技監<br>2018年10月　当社常務執行役防災・安全統括（現） | (注) 1 | 普通株式<br>4,465 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 常務執行役<br>ＣＲＥ推進室長 | 大槻　陸夫 | 1964年11月19日生 | 1988年４月　当社入社<br>2014年６月　当社経営企画本部事務局次長兼総務部<br>2015年６月　当社経営企画本部事務局長<br>2015年７月　当社経営企画ユニット企画室長<br>2016年６月　当社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー<br>2017年６月　東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役<br>2018年４月　当社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長<br>2019年４月　東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤）（現）<br>2019年４月　東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤）（現）<br>2019年４月　当社常務執行役ＣＲＥ推進室長（現） | （注）1 | 普通株式<br>2,113 |
| 常務執行役<br>チーフ・スポークスパーソン | 永澤　昌 | 1966年７月21日生 | 1990年４月　当社入社<br>2014年４月　当社企画部経営分析グループマネージャー兼ＨＤカンパニー制検討グループ<br>2014年７月　当社経営企画本部事務局総括調整グループマネージャー<br>2015年７月　当社経営企画ユニット企画室次長兼グループ事業管理室兼系統広域連系推進室<br>2016年５月　東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役ガス事業プロジェクト推進室長<br>2017年６月　当社執行役員経営企画ユニット企画室長<br>2019年４月　当社常務執行役チーフ・スポークスパーソン（現） | （注）1 | 普通株式<br>1,167 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 常務執行役<br>福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 | 小野　明 | 1959年６月１日生 | 1983年４月　当社入社<br>2014年４月　当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部<br>2016年７月　原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員戦略グループ長<br>2018年２月　同機構上席執行役員プログラム監督・支援室長<br>2018年４月　当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼プロジェクト計画部長<br>2019年４月　当社常務執行役福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者（現） | (注) 1 | 普通株式<br>6,311 |
| 常務執行役<br>福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 | 大倉　誠 | 1958年７月22日生 | 1982年４月　当社入社<br>2014年６月　当社執行役員福島本部復興調整部長<br>2017年６月　当社常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（現） | (注) 1 | 普通株式<br>5,159 |
| 常務執行役<br>新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長 | 橘田　昌哉 | 1964年１月15日生 | 1987年４月　当社入社<br>2013年６月　当社パワーグリッド・カンパニー用地部長<br>2015年４月　当社新潟本部副本部長兼企画広報部長<br>2015年６月　当社新潟本部副本部長<br>2017年６月　当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長（現） | (注) 1 | 普通株式<br>1,212 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（株） |
|---|---|---|---|---|---|
| 常務執行役<br>原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 | 牧野　茂徳 | 1969年６月30日生 | (1) 取締役に記載している | (注) 1 | 普通株式<br>2,071 |
| 常務執行役<br>原子力・立地本部副本部長（青森担当） | 宗　一誠 | 1964年１月30日生 | 1986年４月　当社入社<br>2013年７月　当社福島本部福島原子力補償相談室補償相談ユニット柏崎補償相談センター所長兼柏崎刈羽原子力発電所副所長<br>2015年６月　当社原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部兼新潟本部<br>2018年４月　当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当）兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部<br>2019年４月　当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当）（現） | (注) 1 | 普通株式<br>2,324 |
| 執行役<br>会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同） | 山下　隆一 | 1964年６月20日生 | (1) 取締役に記載している | (注) 1 | 普通株式<br>0 |
| 計 | | | | | 71,172 |

（注）１．2019年６月26日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

２．当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

設楽　親　　原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼新潟本部
近藤　通隆　　福島復興本社副代表兼福島本部副本部長
増井　秀企　　原子力・立地本部副本部長
師尾　直登　　福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント
西村　冬彦　　風力事業推進室
磯貝　智彦　　福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部
一ノ瀬　貴士　稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長
梶山　直希　　福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
大貫　繁樹　　経営企画ユニット企画室
多田　克行　　原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット原子力改革特別タスクフォース事務局
白井　真　　福島本部除染推進室長
佐藤　育子　　安全推進室長
茨木　久美　　ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント
福田　俊彦　　福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
松本　純一　　福島第一廃炉推進カンパニー廃炉推進室長兼福島本部
髙原　一嘉　　福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
本橋　準　　統括ＣＫＯ

② 社外役員の状況

イ．社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、川村隆、國井秀子、槍田松瑩、髙浦英夫、安念潤司及び冨山和彦の６名である。

社外取締役６名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ．社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役６名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

＜選任方針＞

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

１．当社グループ関係者
- ・当社又は当社子会社の出身者

２．主要株主（議決権の10分の１以上を保有する株主をいう。以下同じ）
- ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
- ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者

３．主要な取引先
- ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※１）の業務執行者
- ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※２）の業務執行者

４．専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
- ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
- ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者

５．役員相互就任
- ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

６．近親者
- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- ・最近３年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記２から４の要件に該当する者の近親者。但し、上記２及び３の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記４の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

７．その他
- ・当社の一般株主全体との間で上記１から６までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※１：直近３事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の２％以上である場合における当該取引先

※２：直近３事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の２％以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の２％以上である場合における当該借入先）

ハ．社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役３名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、「(３)監査の状況　④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

（３）【監査の状況】

①監査委員会監査の状況

監査委員会監査については「(１)コーポレート・ガバナンスの概要　②企業統治の体制　イ．企業統治の概要　(c)監査委員会」に記載のとおりである。

②内部監査の状況

内部監査については「(１)コーポレート・ガバナンスの概要　③内部統制システムの整備等の状況」に記載のとおりである。

③会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

監査法人の名称は「(１)コーポレート・ガバナンスの概要　②企業統治の体制　イ．企業統治の概要　(e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

ｂ．業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は「(１)コーポレート・ガバナンスの概要　②企業統治の体制　イ．企業統治の概要　(e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

ｃ．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は「(１)コーポレート・ガバナンスの概要　②企業統治の体制　イ．企業統治の概要　(e)会計監査人（監査法人）」に記載のとおりである。

ｄ．監査法人の選定方針と理由

会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。

ｅ．監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。

④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的に実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

⑤監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） |
| 提出会社 | 132 | 4 | 164 | 5 |
| 連結子会社 | 181 | 6 | 250 | 7 |
| 計 | 313 | 11 | 415 | 12 |

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社内研修業務委託等である。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（上記ａ．を除く）

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） |
| 提出会社 | － | 48 | － | 136 |
| 連結子会社 | － | 140 | 15 | 18 |
| 計 | － | 189 | 15 | 154 |

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、連結納税に係る支援業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計税務デューディリジェンスなどである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ファイナンシャルアドバイザリー委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、ファイナンシャルアドバイザリー委託などである。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項なし。

（当連結会計年度）

該当事項なし。

ｄ．監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

ｅ．監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役３名で構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

＜基本報酬＞

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

＜基本報酬＞

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

＜業績連動報酬＞

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

上記方針のもと、新々・総合特別事業計画（第三次計画）の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定している。支給額については、目標達成時を支給率100％として、0～112.5％の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定している。

・会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

・個人業績：達成度または報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

②役員区分ごとの報酬などの総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

| 役員区分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる役員の員数（人） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役（社外取締役を除く） | 23 | 23 | － | － | 1 |
| 執行役 | 340 | 273 | 66 | － | 15 |
| 社外取締役 | 69 | 69 | － | － | 6 |

（注）１．当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

２．執行役の業績連動報酬の額には、前事業年度に在籍していた執行役11名に対して、前事業年度を対象期間として当事業年度に支給した業績連動報酬の額と前事業年度の有価証券報告書において開示した業績連動報酬の額との差額0.2百万円を含んでいる。

３．当事業年度における業績連動報酬の指標の目標は、経営計画上の連結経常利益、各担当部門のコスト削減及び各担当業務のKPIである。実績については、支給率平均が約85％である。

４．報酬委員会において、当事業年度の各執行役の報酬等の内容については、当事業年度開始前に基本報酬額並びに業績連動報酬の基準額、指標及び算定方法を決定し、各業績が確定次第業績連動報酬の支給額を決定した。また、各取締役の報酬等の内容については、取締役就任時に、基本報酬額を決定した。

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資有価証券に該当する株式のうち、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものを「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としている。

②提出会社における株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、当社事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数<br>（銘柄） | 貸借対照表計上額の<br>合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 79 | 5,018 |
| 非上場株式以外の株式 | 1 | 1,514 |

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

| | 銘柄数<br>（銘柄） | 株式数の増加に係る取得<br>価額の合計額（百万円） | 株式数の増加の理由 |
|---|---|---|---|
| 非上場株式 | － | － | － |
| 非上場株式以外の株式 | － | － | － |

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

| | 銘柄数<br>（銘柄） | 株式数の減少に係る売却<br>価額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 2 | 2 |
| 非上場株式以外の株式 | － | － |

ハ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

| 銘柄 | 当事業年度<br>株式数（株）<br>貸借対照表計上額（百万円） | 前事業年度<br>株式数（株）<br>貸借対照表計上額（百万円） | 保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由 | 当社の株式の保有の有無 |
|---|---|---|---|---|
| ㈱日本製鋼所 | 742,800 | 742,800 | 定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記（1）イ．の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社は原子力・火力・水力の主要部材を製造しており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持・強化を図るため継続して保有している | 無 |
| | 1,514 | 2,521 | | |

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

③東京電力エナジーパートナー株式会社における株式の保有状況
提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力エナジーパートナー」という）については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（非上場株式以外の株式）
成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数（銘柄） | 貸借対照表計上額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 21 | 3,815 |
| 非上場株式以外の株式 | 1 | 4,467 |

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

| | 銘柄数（銘柄） | 株式数の増加に係る取得価額の合計額（百万円） | 株式数の増加の理由 |
|---|---|---|---|
| 非上場株式 | 4 | 524 | 成長戦略を踏まえた中長期的な連携および事業の円滑な遂行 |
| 非上場株式以外の株式 | － | － | － |

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

| | 銘柄数（銘柄） | 株式数の減少に係る売却価額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 2 | 19 |
| 非上場株式以外の株式 | － | － |

ハ．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

| 銘柄 | 当事業年度<br>株式数（株）<br>貸借対照表計上額（百万円） | 前事業年度<br>株式数（株）<br>貸借対照表計上額（百万円） | 保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由 | 東京電力エナジーパートナーの株式の保有の有無 |
|---|---|---|---|---|
| 日本瓦斯㈱ | 1,460,000 | 1,460,000 | 定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記（１）イ．の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社との業務提携の維持や、新事業への展開による収益強化を目的として継続して保有している | 無 |
| | 4,467 | 7,256 | | |

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

# 第５【経理の状況】

## １．連結財務諸表及び財務諸表の作成について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

(2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

## ２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年７月１日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更している。

## ３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

## 1 【連結財務諸表等】

### （1）【連結財務諸表】

#### ①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 固定資産 | ※1,※2 10,369,692 | ※1,※2 10,657,718 |
| 電気事業固定資産 | 6,669,336 | 6,663,333 |
| 水力発電設備 | 399,096 | 386,676 |
| 汽力発電設備 | 1,016,890 | 990,352 |
| 原子力発電設備 | 865,747 | 989,205 |
| 送電設備 | 1,576,154 | 1,504,159 |
| 変電設備 | 664,734 | 643,721 |
| 配電設備 | 2,021,792 | 2,021,402 |
| その他の電気事業固定資産 | 124,921 | 127,816 |
| その他の固定資産 | ※4 198,262 | ※4 217,589 |
| 固定資産仮勘定 | 925,538 | 1,056,179 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 881,113 | 967,329 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 44,425 | 88,850 |
| 核燃料 | 660,368 | 657,025 |
| 装荷核燃料 | 120,509 | 120,482 |
| 加工中等核燃料 | 539,858 | 536,542 |
| 投資その他の資産 | 1,916,186 | 2,063,589 |
| 長期投資 | ※4 129,869 | ※4 122,192 |
| 関係会社長期投資 | ※5 917,745 | ※5 918,468 |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 593,701 | 552,504 |
| 廃炉等積立金 | － | 200,000 |
| 退職給付に係る資産 | 147,499 | 142,023 |
| その他 | 131,069 | 130,954 |
| 貸倒引当金（貸方） | △3,698 | △2,553 |
| 流動資産 | 2,222,131 | 2,099,748 |
| 現金及び預金 | 1,187,283 | 1,000,681 |
| 受取手形及び売掛金 | 587,907 | 618,306 |
| たな卸資産 | ※3 160,240 | ※3 165,683 |
| その他 | ※4 297,845 | ※4 320,088 |
| 貸倒引当金（貸方） | △11,144 | △5,011 |
| 合計 | 12,591,823 | 12,757,467 |

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債及び純資産の部 | | |
| 固定負債 | 5,274,312 | 4,766,243 |
| 社債 | ※4,※7 1,377,833 | ※4,※7 1,398,868 |
| 長期借入金 | ※4 1,307,342 | ※4 727,641 |
| 特定原子力施設炉心等除去準備引当金 | 1,929 | 6,099 |
| 特定原子力施設炉心等除去引当金 | ― | 505 |
| 災害損失引当金 | 442,402 | 448,829 |
| 原子力損害賠償引当金 | 600,647 | 549,042 |
| 退職給付に係る負債 | 386,735 | 374,919 |
| 資産除去債務 | 784,581 | 949,784 |
| その他 | 372,839 | 310,552 |
| 流動負債 | 4,652,768 | 5,080,336 |
| 1年以内に期限到来の固定負債 | ※4,※7 1,824,498 | ※4,※7 1,059,398 |
| 短期借入金 | ※4,※7 1,581,266 | ※4,※7 2,772,395 |
| 支払手形及び買掛金 | 208,576 | 264,510 |
| 未払税金 | 131,566 | 111,163 |
| その他 | 906,859 | 872,867 |
| 特別法上の引当金 | 7,477 | 7,188 |
| 渇水準備引当金 | 581 | ― |
| 原子力発電工事償却準備引当金 | 6,895 | 7,188 |
| 負債合計 | 9,934,558 | 9,853,768 |
| 株主資本 | 2,644,226 | 2,889,675 |
| 資本金 | 1,400,975 | 1,400,975 |
| 資本剰余金 | 743,121 | 756,098 |
| 利益剰余金 | 508,584 | 741,070 |
| 自己株式 | △8,454 | △8,469 |
| その他の包括利益累計額 | 7,158 | △252 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,679 | 3,663 |
| 繰延ヘッジ損益 | △454 | 2,723 |
| 土地再評価差額金 | ※8 △2,291 | ※8 △2,362 |
| 為替換算調整勘定 | △7,846 | △6,977 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 9,072 | 2,700 |
| 新株予約権 | 0 | ― |
| 非支配株主持分 | 5,880 | 14,276 |
| 純資産合計 | 2,657,265 | 2,903,699 |
| 合計 | 12,591,823 | 12,757,467 |

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 営業収益 | 5,850,939 | 6,338,490 |
| 電気事業営業収益 | 5,601,362 | 6,032,729 |
| その他事業営業収益 | 249,576 | 305,761 |
| 営業費用 | ※1,※2,※3 5,562,469 | ※1,※2,※3 6,026,233 |
| 電気事業営業費用 | 5,332,369 | 5,735,057 |
| その他事業営業費用 | 230,099 | 291,176 |
| 営業利益 | 288,470 | 312,257 |
| 営業外収益 | 48,635 | 38,132 |
| 受取配当金 | 646 | 1,103 |
| 受取利息 | 1,605 | 424 |
| 持分法による投資利益 | 38,052 | 25,048 |
| その他 | 8,332 | 11,556 |
| 営業外費用 | 82,244 | 73,847 |
| 支払利息 | 63,247 | 55,541 |
| その他 | 18,997 | 18,305 |
| 当期経常収益合計 | 5,899,575 | 6,376,623 |
| 当期経常費用合計 | 5,644,714 | 6,100,080 |
| 当期経常利益 | 254,860 | 276,542 |
| 渇水準備金引当又は取崩し | 581 | △581 |
| 渇水準備金引当 | 581 | － |
| 渇水準備引当金取崩し（貸方） | － | △581 |
| 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し | 287 | 292 |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 287 | 292 |
| 特別利益 | 381,987 | 159,806 |
| 原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | ※5 381,987 | ※5 159,806 |
| 特別損失 | 308,161 | 178,013 |
| 原子力損害賠償費 | ※2,※5 286,859 | ※2,※5 151,069 |
| 災害特別損失 | ※2,※4 21,302 | ※2,※4 26,943 |
| 税金等調整前当期純利益 | 327,817 | 258,625 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,882 | 25,872 |
| 法人税等調整額 | △11,330 | 198 |
| 法人税等合計 | 9,552 | 26,071 |
| 当期純利益 | 318,265 | 232,553 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 187 | 138 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 318,077 | 232,414 |

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 当期純利益 | 318,265 | 232,553 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 2,129 | △3,799 |
| 為替換算調整勘定 | 875 | △2,112 |
| 退職給付に係る調整額 | 12,187 | △6,140 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | △1,860 | 4,712 |
| その他の包括利益合計 | ※1 13,332 | ※1 △7,340 |
| 包括利益 | 331,597 | 225,212 |
| （内訳） | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 331,409 | 225,074 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 187 | 138 |

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,400,975 | 743,123 | 193,404 | △8,442 | 2,329,061 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 318,077 | － | 318,077 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △15 | △15 |
| 自己株式の処分 | － | △2 | － | 2 | 0 |
| 持分法の適用範囲の変動 | － | － | △2,888 | － | △2,888 |
| 土地再評価差額金の取崩 | － | － | △9 | － | △9 |
| その他 | － | － | － | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | △2 | 315,179 | △12 | 315,165 |
| 当期末残高 | 1,400,975 | 743,121 | 508,584 | △8,454 | 2,644,226 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 5,109 | △1,871 | △2,301 | 17,098 | △3,662 | 14,373 | － | 5,244 | 2,348,679 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | － | 318,077 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | － | △15 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | － | － | － | － | － | 0 |
| 持分法の適用範囲の変動 | － | － | － | － | － | － | － | － | △2,888 |
| 土地再評価差額金の取崩 | － | － | － | － | － | － | － | － | △9 |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,569 | 1,416 | 9 | △24,944 | 12,734 | △7,214 | 0 | 635 | △6,579 |
| 当期変動額合計 | 3,569 | 1,416 | 9 | △24,944 | 12,734 | △7,214 | 0 | 635 | 308,586 |
| 当期末残高 | 8,679 | △454 | △2,291 | △7,846 | 9,072 | 7,158 | 0 | 5,880 | 2,657,265 |

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,400,975 | 743,121 | 508,584 | △8,454 | 2,644,226 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 232,414 | － | 232,414 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △16 | △16 |
| 自己株式の処分 | － | △1 | － | 1 | 0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | － | 12,978 | － | － | 12,978 |
| 土地再評価差額金の取崩 | － | － | 70 | － | 70 |
| その他 | － | － | － | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | 12,977 | 232,485 | △14 | 245,448 |
| 当期末残高 | 1,400,975 | 756,098 | 741,070 | △8,469 | 2,889,675 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 8,679 | △454 | △2,291 | △7,846 | 9,072 | 7,158 | 0 | 5,880 | 2,657,265 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | － | 232,414 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | － | △16 |
| 自己株式の処分 | － | － | － | － | － | － | － | － | 0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | － | － | － | － | － | － | － | － | 12,978 |
| 土地再評価差額金の取崩 | － | － | － | － | － | － | － | － | 70 |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △5,015 | 3,178 | △70 | 868 | △6,372 | △7,410 | △0 | 8,395 | 984 |
| 当期変動額合計 | △5,015 | 3,178 | △70 | 868 | △6,372 | △7,410 | △0 | 8,395 | 246,433 |
| 当期末残高 | 3,663 | 2,723 | △2,362 | △6,977 | 2,700 | △252 | － | 14,276 | 2,903,699 |

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 327,817 | 258,625 |
| 減価償却費 | 561,257 | 541,805 |
| 原子力発電施設解体費 | 16,927 | 43,230 |
| 固定資産除却損 | 25,442 | 30,319 |
| 特定原子力施設炉心等除去準備引当金の増減額（△は減少） | 1,929 | 4,721 |
| 災害損失引当金の増減額（△は減少） | 9,554 | 27,365 |
| 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） | 342 | △13,015 |
| 廃炉等積立金の増減額（△は増加） | － | △200,000 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,251 | △1,527 |
| 支払利息 | 63,247 | 55,541 |
| 持分法による投資損益（△は益） | △38,052 | △25,048 |
| 原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | △381,987 | △159,806 |
| 原子力損害賠償費 | 286,859 | 151,069 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △76,145 | △30,396 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 33,961 | 60,064 |
| その他 | 75,212 | △137,583 |
| 小計 | 904,115 | 605,366 |
| 利息及び配当金の受取額 | 6,594 | 5,513 |
| 利息の支払額 | △64,822 | △62,378 |
| 東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額 | △32,944 | △19,613 |
| 原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額 | 893,900 | 797,000 |
| 原子力損害賠償金の支払額 | △957,821 | △799,122 |
| 法人税等の支払額又は還付額（△は支払） | 3,160 | △23,055 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 752,183 | 503,709 |

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産の取得による支出 | △562,006 | △619,566 |
| 工事負担金等受入による収入 | 22,328 | 17,670 |
| 投融資による支出 | △10,077 | △7,751 |
| 投融資の回収による収入 | 155 | 2,186 |
| その他 | 29,006 | 36,623 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △520,593 | △570,837 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 社債の発行による収入 | 523,639 | 959,106 |
| 社債の償還による支出 | △1,499,805 | △1,234,634 |
| 長期借入れによる収入 | 498,289 | － |
| 長期借入金の返済による支出 | △226,315 | △1,049,209 |
| 短期借入れによる収入 | 3,939,019 | 6,128,876 |
| 短期借入金の返済による支出 | △3,217,974 | △4,937,578 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | 462 | 21,277 |
| その他 | △4,775 | △5,537 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 12,538 | △117,698 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 12 | △194 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 244,140 | △185,021 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 940,243 | 1,184,384 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 1,184,384 | ※1 999,362 |

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　49社（前連結会計年度は43社）

連結子会社名は「第１　企業の概況　３．事業の内容の［事業系統図］」に記載している。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数　21社（前連結会計年度は18社）

主な持分法適用関連会社は、㈱関電工、日本原子力発電㈱、㈱ＪＥＲＡ他である。

グリーンウェイ・グリッド・グローバル社については、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。ディープ・シー・グリーン・エナジー（香港）社、ベト・ハイドロ社については、新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム㈱、原燃輸送㈱他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社の２社（前連結会計年度は２社）であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ　たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ　デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、2005年度以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ　災害損失引当金

①　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

②　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

ａ　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ２完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年９月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」

（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0％）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。

c　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| ①　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの | 5,119百万円 | 5,112百万円 |
| ②　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの | 437,282 | 443,716 |
| うちａ　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失 | 315,442 | 321,813 |
| ｂ　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用 | 5,885 | 6,121 |
| ｃ　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失 | 115,384 | 115,256 |
| ｄ　その他 | 569 | 525 |
| 計 | 442,402 | 448,829 |

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ハ　特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、申請額のうち、既承認額については特定原子力施設炉心等除去引当金に、それ以外の申請額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金に計上している。

ニ　原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積り額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,449,106百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

ホ　原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の３及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

a　ヘッジ手段　燃料価格に関するスワップ
　　ヘッジ対象　燃料購入に係る予定取引の一部

b　ヘッジ手段　金利スワップ
　　ヘッジ対象　長期借入金の利息支払額の一部

ハ　ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ　ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年５月18日　法律第40号）第４条第１項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、2004年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、2005年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年９月30日　経済産業省令第94号）附則第４条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、2019年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年６月10日　法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成23年３月25日）第８項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（会計方針の変更）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年６月10日　法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成23年３月25日）第８項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年４月１日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年３月30日　経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法による費用計上方法に変更した。

これに伴い、従来の方法と比べて、当連結会計年度の原子力発電施設解体費が17,449百万円増加したことにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ17,449百万円減少し、また、当連結会計年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ116,430百万円及び133,879百万円増加している。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益はそれぞれ10円88銭、10円88銭及び3円53銭減少している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

2022年３月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更している。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた4,024百万円は、「投資その他の資産」の「その他」131,069百万円に含めて表示している。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注９）に記載された内容を追加している。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載していない。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度まで、「電気事業営業収益」または「電気事業営業費用」には、電気事業会計規則（以下、同規則）を適用する会社における電気事業に係る営業収益または営業費用を表示していたが、電力小売自由化等に伴い、同規則を適用していない連結子会社における電力小売事業に係る営業収益または営業費用（以下、「当該収益または費用」という）の重要性が高まったことから、当社グループの経営成績をより適切かつ明瞭に表示するため、前連結会計年度まで「その他事業営業収益」または「その他事業営業費用」に含めて表示していた当該収益または費用は、当連結会計年度より「電気事業営業収益」または「電気事業営業費用」に含めて表示している（当連結会計年度の当該収益は240,992百万円、当該費用は229,640百万円）。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「その他事業営業収益」に含めて表示していた当該収益147,058百万円は「電気事業営業収益」として、また、「その他事業営業費用」に含めて表示していた当該費用143,936百万円は「電気事業営業費用」として組み替えている。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「非支配株主からの払込みによる収入」は金額的重要性が増したため、区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△4,313百万円は、「非支配株主からの払込みによる収入」462百万円、「その他」△4,775百万円として組み替えている。

（追加情報）

・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、457,409百万円（前連結会計年度は432,804百万円）である。

・廃炉等積立金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の３第１項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てを実施しているものである。

（連結貸借対照表関係）

１．固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| | 414,446百万円 | 432,056百万円 |

２．有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| | 23,433,688百万円 | 23,773,747百万円 |

３．たな卸資産の内訳

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 商品及び製品 | 5,413百万円 | 8,301百万円 |
| 仕掛品 | 15,053 | 16,127 |
| 原材料及び貯蔵品 | 139,773 | 141,255 |

４．担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 社債（１年以内に償還すべき金額を含む） | 1,740,891百万円 | 1,016,794百万円 |
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 313,171 | 152,023 |

(2) 東京電力フュエル＆パワー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 208,534百万円 | 364,728百万円 |

(3) 東京電力パワーグリッド㈱の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 社債 | 490,000百万円 | 940,000百万円 |
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 345,432 | 396,623 |

(4) 東京電力エナジーパートナー㈱の総財産を㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 55,554百万円 | 56,558百万円 |

(5) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 流動資産 | | |
| その他 | 120,000百万円 | 120,000百万円 |

(6) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産

担保に供している資産

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 固定資産 | | |
| その他の固定資産 | 4,181百万円 | －百万円 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期投資 | 523 | 523 |
| 計 | 4,705 | 523 |

上記のうち、その他の固定資産（前連結会計年度4,181百万円）は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 固定負債 | | |
| 長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） | 117百万円 | －百万円 |

上記（前連結会計年度117百万円）は、工場財団抵当に係るものである。

(7) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期投資 | 4百万円 | 4百万円 |

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

５．関連会社に対する株式及び出資金（うち、共同支配企業に対する投資の金額）

| 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|
| 831,452百万円<br>(308,558百万円) | 860,416百万円<br>(318,261百万円) |

６．偶発債務

(1) 保証債務

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| イ　以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務 | | |
| 日本原燃㈱ | 67,998百万円 | 54,000百万円 |
| ティームエナジー社（※） | 7,197 | 7,497 |
| エスケーゼット・ユー社 | 524 | 438 |
| ロ　アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務（※） | 637 | 666 |
| ハ　ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務（※） | 1,593 | 1,665 |
| ニ　ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務（※） | 1,147 | 1,198 |
| ホ　パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務（※） | 533 | 557 |
| ヘ　従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 | 147,772 | 133,055 |
| 計 | 227,406 | 199,078 |

（※）上記の保証債務残高のうち前連結会計年度11,110百万円、当連結会計年度11,584百万円については、㈱ＪＥＲＡとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前連結会計年度（2018年３月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

当連結会計年度（2019年３月31日）

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

７．財務制限条項

前連結会計年度（2018年３月31日）

社債（125,333百万円）、１年以内に期限到来の固定負債（894,682百万円）及び短期借入金（566,543百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度（2019年３月31日）

社債（18,868百万円）、１年以内に期限到来の固定負債（235,425百万円）及び短期借入金（859,067百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

８．土地再評価差額金

前連結会計年度（2018年３月31日）及び当連結会計年度（2019年３月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

（連結損益計算書関係）

１．営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,735,057百万円、相殺消去額△92,941百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,332,369百万円、相殺消去額△67,615百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、301,255百万円（前連結会計年度315,819百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

| | 前連結会計年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当連結会計年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|---|
| 給料手当 | 83,274百万円 | 80,836百万円 |
| 退職給与金 | 22,836 | 12,416 |
| 委託費 | 84,472 | 83,062 |

２．引当金繰入額

| | 前連結会計年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当連結会計年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|---|
| 特定原子力施設炉心等除去準備引当金 | 1,929百万円 | 6,099百万円 |
| 特定原子力施設炉心等除去引当金 | － | 1,929 |
| 災害損失引当金 | 20,356 | 27,434 |
| 原子力損害賠償引当金 | 286,859 | 151,069 |

３．研究開発費の総額

| 前連結会計年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当連結会計年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|
| 19,848百万円 | 18,670百万円 |

４．災害特別損失の内容

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）及び当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ２完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年９月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

５．原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前連結会計年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第43条第１項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、2018年３月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、2016年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第52条第１項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日法律第94号）第43条第１項の規定に基づき、2019年３月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の

変更を申請したことから、2018年３月27日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額417,848百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第52条第１項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

（連結包括利益計算書関係）

１．その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

| | 前連結会計年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当連結会計年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|---|
| その他有価証券評価差額金： | | |
| 当期発生額 | 2,101百万円 | △4,826百万円 |
| 組替調整額 | － | － |
| 税効果調整前 | 2,101 | △4,826 |
| 税効果額 | 27 | 1,026 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,129 | △3,799 |
| 繰延ヘッジ損益： | | |
| 当期発生額 | △424 | 185 |
| 組替調整額 | 424 | △185 |
| 税効果調整前 | － | － |
| 税効果額 | － | － |
| 繰延ヘッジ損益 | － | － |
| 為替換算調整勘定： | | |
| 当期発生額 | 875 | △2,112 |
| 組替調整額 | － | － |
| 税効果調整前 | 875 | △2,112 |
| 税効果額 | － | － |
| 為替換算調整勘定 | 875 | △2,112 |
| 退職給付に係る調整額： | | |
| 当期発生額 | 7,473 | 718 |
| 組替調整額 | 6,378 | △6,768 |
| 税効果調整前 | 13,851 | △6,050 |
| 税効果額 | △1,664 | △90 |
| 退職給付に係る調整額 | 12,187 | △6,140 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額： | | |
| 当期発生額 | △4,435 | 3,915 |
| 組替調整額 | 2,575 | 797 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | △1,860 | 4,712 |
| その他の包括利益合計 | 13,332 | △7,340 |

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 種類 | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,607,017 | － | － | 1,607,017 |
| Ａ種優先株式 | 1,600,000 | － | － | 1,600,000 |
| Ｂ種優先株式 | 340,000 | － | － | 340,000 |
| 合計 | 3,547,017 | － | － | 3,547,017 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 4,732 | 35 | 2 | 4,765 |
| 合計 | 4,732 | 35 | 2 | 4,765 |

（注）　普通株式の自己株式の株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少２千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

２．新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高　　０百万円

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 種類 | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,607,017 | － | － | 1,607,017 |
| Ａ種優先株式 | 1,600,000 | － | － | 1,600,000 |
| Ｂ種優先株式 | 340,000 | － | － | 340,000 |
| 合計 | 3,547,017 | － | － | 3,547,017 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 4,765 | 28 | 1 | 4,791 |
| 合計 | 4,765 | 28 | 1 | 4,791 |

（注）　普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少１千株は、単元未満株式の買増請求による売渡し等である。

２．新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高　　－百万円

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当連結会計年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 1,187,283百万円 | 1,000,681百万円 |
| 預入期間が３ヶ月を超える定期預金 | △2,899 | △1,318 |
| 現金及び現金同等物 | 1,184,384 | 999,362 |

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

借主側

未経過リース料

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| １年内 | 347 | 279 |
| １年超 | 401 | 335 |
| 合計 | 749 | 615 |

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額552,504百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日 法律第94号）第41条第１項第１号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注２）参照。）

前連結会計年度（2018年３月31日）

| | 連結貸借対照表計上額（※1）（百万円） | 時価（※1）（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券（※2） | 12,910 | 12,910 | － |
| (2) 現金及び預金 | 1,187,283 | 1,187,283 | － |
| (3) 受取手形及び売掛金 | 587,907 | 587,907 | － |
| (4) 社債（※3） | (2,230,891) | (2,291,006) | △60,115 |
| (5) 長期借入金（※3） | (2,210,812) | (2,235,107) | △24,294 |
| (6) 短期借入金 | (1,581,266) | (1,581,266) | － |
| (7) 支払手形及び買掛金 | (208,576) | (208,576) | － |

(※1)負債に計上されているものについては、（　）で示している。
(※2)連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。
(※3)連結貸借対照表上、「１年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度（2019年３月31日）

| | 連結貸借対照表計上額（※1）（百万円） | 時価（※1）（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券（※2） | 7,962 | 7,962 | － |
| (2) 現金及び預金 | 1,000,681 | 1,000,681 | － |
| (3) 受取手形及び売掛金 | 618,306 | 618,306 | － |
| (4) 社債（※3） | (1,956,794) | (1,999,753) | △42,959 |
| (5) 長期借入金（※3） | (1,161,603) | (1,176,545) | △14,942 |
| (6) 短期借入金 | (2,772,395) | (2,772,395) | － |
| (7) 支払手形及び買掛金 | (264,510) | (264,510) | － |

(※1)負債に計上されているものについては、（　）で示している。
(※2)連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。
(※3)連結貸借対照表上、「１年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(6) 短期借入金、並びに(7) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 10,402 | 11,524 |
| その他 | 13,939 | 13,277 |
| 合計 | 24,341 | 24,802 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年３月31日）

| | １年以内<br>(百万円) | １年超<br>５年以内<br>(百万円) | ５年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 80 | － | － | － |
| 社債 | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| 現金及び預金（※1） | 1,187,283 | － | － | － |
| 受取手形及び売掛金 | 587,907 | － | － | － |
| 合計 | 1,775,270 | － | － | － |

（※1）現金及び預金の１年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（2019年３月31日）

| | １年以内<br>（百万円） | １年超<br>５年以内<br>（百万円） | ５年超<br>10年以内<br>（百万円） | 10年超<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | ― | ― | ― | ― |
| 社債 | ― | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― | ― |
| 現金及び預金（※1） | 1,000,681 | ― | ― | ― |
| 受取手形及び売掛金 | 618,306 | ― | ― | ― |
| 合計 | 1,618,988 | ― | ― | ― |

（※1）現金及び預金の１年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注４）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年３月31日）

| | １年以内<br>（百万円） | １年超<br>２年以内<br>（百万円） | ２年超<br>３年以内<br>（百万円） | ３年超<br>４年以内<br>（百万円） | ４年超<br>５年以内<br>（百万円） | ５年超<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社債 | 853,058 | 420,560 | 227,722 | 86,178 | 222,123 | 421,250 |
| 長期借入金 | 903,469 | 482,234 | 561,198 | 64,803 | 33,862 | 165,243 |
| 短期借入金 | 1,581,266 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 3,337,794 | 902,794 | 788,920 | 150,981 | 255,985 | 586,493 |

当連結会計年度（2019年３月31日）

| | １年以内<br>（百万円） | １年超<br>２年以内<br>（百万円） | ２年超<br>３年以内<br>（百万円） | ３年超<br>４年以内<br>（百万円） | ４年超<br>５年以内<br>（百万円） | ５年超<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 社債 | 557,925 | 221,430 | 99,631 | 221,999 | 160,000 | 695,806 |
| 長期借入金（※1） | 433,961 | 511,814 | 46,368 | 23,775 | 57,113 | 88,568 |
| 短期借入金（※1） | 2,772,395 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 3,764,283 | 733,245 | 146,000 | 245,775 | 217,113 | 784,375 |

（※1）2019年４月１日に㈱ＪＥＲＡへ承継した長期借入金62百万円、短期借入金995,541百万円を含む。

（有価証券関係）

その他有価証券

前連結会計年度（2018年３月31日）

| 種類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| （連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの） | | | |
| 株式 | 9,922 | 8,043 | 1,879 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 81 | 79 | 1 |
| 社債 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| 小計 | 10,003 | 8,123 | 1,880 |
| （連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの） | | | |
| 株式 | 2,906 | 3,449 | △542 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| 社債 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| 小計 | 2,906 | 3,449 | △542 |
| 合計 | 12,910 | 11,572 | 1,338 |

当連結会計年度（2019年３月31日）

| 種類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| （連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの） | | | |
| 株式 | 1,767 | 1,436 | 331 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| 社債 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| 小計 | 1,767 | 1,436 | 331 |
| （連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの） | | | |
| 株式 | 6,195 | 10,056 | △3,861 |
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | ― | ― | ― |
| 社債 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― |
| 小計 | 6,195 | 10,056 | △3,861 |
| 合計 | 7,962 | 11,492 | △3,529 |

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2018年３月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（百万円） | うち１年超（百万円） | 時価（百万円） | 時価の算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 長期借入金 | 31,180 | 30,440 | （※） | － |
| 合計 | | | 31,180 | 30,440 | － | |

（※）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（2019年３月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（百万円） | うち１年超（百万円） | 時価（百万円） | 時価の算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 長期借入金 | 29,000 | 28,560 | （※） | － |
| 合計 | | | 29,000 | 28,560 | － | |

（※）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 833,466百万円 | 828,606百万円 |
| 勤務費用 | 26,218 | 25,610 |
| 利息費用 | 8,092 | 8,039 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △32 | △11,515 |
| 退職給付の支払額 | △39,177 | △38,493 |
| 過去勤務費用の発生額 | － | △148 |
| その他（注２） | 38 | 1,075 |
| 退職給付債務の期末残高 | 828,606 | 813,175 |

（注）１．一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。
２．連結範囲の変更に伴う増加等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 578,685百万円 | 589,370百万円 |
| 期待運用収益 | 14,195 | 14,450 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 10,965 | △10,534 |
| 事業主からの拠出額 | 5,814 | 5,619 |
| 退職給付の支払額 | △20,895 | △19,224 |
| その他（注２） | 605 | 597 |
| 年金資産の期末残高 | 589,370 | 580,279 |

（注）１．簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。
２．従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 444,312百万円 | 441,788百万円 |
| 年金資産 | △589,370 | △580,279 |
| | △145,057 | △138,491 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 384,293 | 371,387 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 239,235 | 232,896 |
| | | |
| 退職給付に係る負債 | 386,735 | 374,919 |
| 退職給付に係る資産 | △147,499 | △142,023 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 239,235 | 232,896 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 勤務費用（注１、２） | 25,599百万円 | 24,997百万円 |
| 利息費用 | 8,092 | 8,039 |
| 期待運用収益 | △14,195 | △14,450 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 3,013 | △6,970 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △158 | △307 |
| その他（注３） | 6 | 14 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 22,356 | 11,323 |

（注）１．簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。
２．従業員拠出額を控除している。
３．早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 過去勤務費用 | △158百万円 | △158百万円 |
| 数理計算上の差異 | 14,010 | △5,891 |
| 合　計 | 13,851 | △6,050 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 未認識過去勤務費用 | 403百万円 | 244百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 10,120 | 4,228 |
| 合　計 | 10,523 | 4,472 |

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 生保一般勘定 | 46% | 46% |
| 債券 | 27 | 31 |
| 株式 | 21 | 19 |
| その他 | 6 | 4 |
| 合　計 | 100 | 100 |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 割引率 | 主として1.0% | 主として1.0% |
| 長期期待運用収益率 | 主として2.5% | 主として2.5% |
| 予想昇給率 | 主として6.2% | 主として5.8% |

３．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度4,340百万円、当連結会計年度3,871百万円である。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項なし。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第１回ストック・オプション | 第２回ストック・オプション | 第３回ストック・オプション |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2018年３月13日 | 2018年６月11日 | 2019年１月18日 |
| 会社名 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 同社取締役　２名<br>同社使用人　１名 | 同社使用人　３名 | 同社外部アドバイザー　５名<br>同社使用人　１名 |
| 株式の種類及び付与数（注） | 普通株式　240,000株 | 普通株式　10,313株 | 普通株式　358株 |
| 付与日 | 2018年３月14日 | 普通株式55,000株を2018年７月11日より毎月11日に1/48ずつ付与 | 普通株式15,500株を2019年３月18日より毎月18日に1/24（同社使用人は1/48）ずつ付与 |
| 権利確定条件 | 権利行使時において同社の役員または使用人であること。 | 権利行使時において同社の役員または使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。 | 同社の社外協力者またはアドバイザーを除く新株予約権者は、権利行使時において同社の役員または使用人であることを要する。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはない。 | 2018年６月11日～<br>2020年６月10日 | 2019年１月18日～<br>2021年１月19日 |
| 権利行使期間 | 2018年３月14日～<br>2021年３月13日 | 2020年６月11日～<br>2028年６月10日 | 2021年１月19日～<br>2029年１月18日 |

（注）株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

| | 第１回ストック・オプション | 第２回ストック・オプション | 第３回ストック・オプション |
|---|---|---|---|
| 会社名 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 |
| 決議年月日 | 2018年３月13日 | 2018年６月11日 | 2019年１月18日 |
| 権利確定前（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 240,000 | － | － |
| 付与 | － | 10,313 | 358 |
| 失効 | － | － | － |
| 権利確定 | 240,000 | － | － |
| 未確定残 | － | 10,313 | 358 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | － | － | － |
| 権利確定 | 240,000 | － | － |
| 権利行使 | 240,000 | － | － |
| 失効 | － | － | － |
| 未行使残 | － | － | － |

② 単価情報

| | 第１回ストック・オプション | 第２回ストック・オプション | 第３回ストック・オプション |
|---|---|---|---|
| 会社名 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 | ＴＲＥＮＤＥ株式会社 |
| 決議年月日 | 2018年３月13日 | 2018年６月11日 | 2019年１月18日 |
| 権利行使価格（円） | 50 | 400 | 1,900 |
| 行使時平均株価（円） | － | － | － |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 0.5 | － | － |

３．当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、ＴＲＥＮＤＥ株式会社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっている。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産価額方式により算定した価格を用いている。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用している。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額　－百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額　－百万円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 152,829百万円 | 188,404百万円 |
| 資産除去債務 | 127,742 | 164,412 |
| 原子力損害賠償引当金 | 168,181 | 153,732 |
| 災害損失引当金 | 123,932 | 125,731 |
| 退職給付に係る負債 | 110,754 | 110,570 |
| 送電線路に係る地役権償却額 | 63,256 | 68,131 |
| その他 | 171,084 | 101,429 |
| 繰延税金資産　小計 | 917,780 | 912,412 |
| 評価性引当額(注) | △675,175 | △642,334 |
| 繰延税金資産　合計 | 242,605 | 270,077 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | △166,236 | △154,701 |
| その他 | △55,693 | △93,444 |
| 繰延税金負債　合計 | △221,930 | △248,145 |
| 繰延税金資産　純額 | 20,674 | 21,932 |

（注）評価性引当額が32,840百万円減少となった。この変動の主な内容は、当社において、資産除去債務に関する将来減算一時差異が36,730百万円増加し、原子力損害賠償引当金及びその他に関する将来減算一時差異がそれぞれ14,448百万円及び26,041百万円減少、並びに資産除去債務に関する将来加算一時差異が34,180百万円増加し、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金に関する将来加算一時差異が11,535百万円減少したこと等によるものである。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度<br>（2018年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 28.2% | 28.0% |
| （調整） | | |
| 評価性引当額増減 | △22.3 | △15.1 |
| 持分法による投資損益 | △3.3 | △2.7 |
| その他 | 0.3 | △0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 2.9 | 10.1 |

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年６月10日　法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成23年３月25日）第８項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 期首残高 | 773,693百万円 | 784,583百万円 |
| 期中変動額 | 10,889 | 165,239 |
| 期末残高 | 784,583 | 949,823 |

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル＆パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」の４つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

［ホールディングス］

経営サポート、各基幹事業会社（※）への共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

※基幹事業会社：東京電力フュエル＆パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱

［フュエル＆パワー］

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

［パワーグリッド］

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

［エナジーパートナー］

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額（注１） | 連結財務諸表計上額（注２） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ホールディングス | フュエル＆パワー | パワーグリッド | エナジーパートナー | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 61,533 | 26,093 | 388,230 | 5,375,082 | 5,850,939 | － | 5,850,939 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 896,174 | 1,802,389 | 1,353,837 | 157,377 | 4,209,779 | △4,209,779 | － |
| 計 | 957,708 | 1,828,482 | 1,742,068 | 5,532,459 | 10,060,718 | △4,209,779 | 5,850,939 |
| セグメント利益 | 142,279 | 51,977 | 79,022 | 115,985 | 389,264 | △134,403 | 254,860 |
| セグメント資産 | 9,421,558 | 2,002,973 | 5,460,137 | 1,277,254 | 18,161,923 | △5,570,099 | 12,591,823 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 130,311 | 129,071 | 299,999 | 3,141 | 562,523 | △1,265 | 561,257 |
| 受取配当金 | 125,911 | 176 | 9 | 39 | 126,137 | △125,491 | 646 |
| 受取利息 | 47,400 | 451 | 566 | 5,532 | 53,950 | △52,344 | 1,605 |
| 支払利息 | 60,579 | 7,059 | 45,671 | 2,280 | 115,592 | △52,344 | 63,247 |
| 持分法投資利益 | 9,681 | 18,168 | 9,640 | 321 | 37,812 | 239 | 38,052 |
| 持分法適用会社への投資額 | 277,255 | 414,296 | 128,215 | 6,305 | 826,074 | 734 | 826,808 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注３） | 275,976 | 73,088 | 244,305 | 11,924 | 605,294 | △2,583 | 602,710 |

（注）１．セグメント利益の調整額△134,403百万円には、セグメント間の受取配当金消去△125,491百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△5,570,099百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△4,088,085百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,452百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△1,265百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,583百万円は、セグメント間取引消去である。
２．セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。
３．有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | 合計 | 調整額（注１） | 連結財務諸表計上額（注２） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ホールディングス | フュエル＆パワー | パワーグリッド | エナジーパートナー | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 63,828 | 68,929 | 524,473 | 5,681,259 | 6,338,490 | － | 6,338,490 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 886,302 | 1,964,742 | 1,264,436 | 178,048 | 4,293,530 | △4,293,530 | － |
| 計 | 950,130 | 2,033,672 | 1,788,910 | 5,859,308 | 10,632,021 | △4,293,530 | 6,338,490 |
| セグメント利益 | 232,782 | 3,501 | 113,948 | 72,760 | 422,993 | △146,450 | 276,542 |
| セグメント資産 | 8,531,426 | 2,033,500 | 5,565,751 | 1,244,099 | 17,374,778 | △4,617,310 | 12,757,467 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 133,132 | 112,458 | 293,579 | 3,783 | 542,954 | △1,148 | 541,805 |
| 受取配当金 | 145,583 | 177 | 9 | 118 | 145,888 | △144,785 | 1,103 |
| 受取利息 | 30,369 | 853 | 1,288 | 5,211 | 37,723 | △37,298 | 424 |
| 支払利息 | 44,811 | 9,992 | 35,631 | 2,403 | 92,840 | △37,298 | 55,541 |
| 持分法投資利益 | 5,679 | 9,740 | 9,227 | 266 | 24,913 | 134 | 25,048 |
| 持分法適用会社への投資額 | 285,973 | 424,145 | 138,916 | 6,464 | 855,499 | 606 | 856,105 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注３） | 269,369 | 67,558 | 285,093 | 20,816 | 642,838 | △3,112 | 639,725 |

（注）１．セグメント利益の調整額△146,450百万円には、セグメント間の受取配当金消去△144,785百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△4,617,310百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△3,141,027百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,452百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△1,148百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,112百万円は、セグメント間取引消去である。
２．セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。
３．有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

【関連情報】

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）及び当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略している。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略している。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）及び当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）及び当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

該当事項なし。

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 東京都港区虎ノ門 | 14,000 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附帯する業務 | （被所有）直接 50.1% | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付 | 交付資金の受入れ（注1） | 893,900 | 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 593,701 |
| | | | | | | | 負担金の納付（注2） | 126,740 | 未払費用 | 126,740 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第１項の規定に基づく資金援助である。

２．負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第１項及び同法第52条第１項の規定に基づくものである。

（イ）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員が議決権の過半数を所有している会社 | 株式会社マルチット（注1） | 東京都葛飾区 | 1 | 事業支援 | なし | なし | 新サービスに関する事業構築アドバイザリー業務（注2） | 23 | 未払費用 | 1 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１.東京電力エナジーパートナー株式会社の役員田村 正が議決権の100%を直接保有している。

２.取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

当連結会計年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 東京都港区虎ノ門 | 14,000 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等 | （被所有）直接 50.1% | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て | 交付資金の受入れ（注1） | 797,000 | 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 552,504 |
| | | | | | | | 負担金の納付（注2） | 106,740 | 未払費用 | 106,740 |
| | | | | | | | 廃炉等積立金の積立て（注3） | 391,315 | 廃炉等積立金 | 200,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．交付資金の受入れは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第１項の規定に基づく資金援助である。

２．負担金の納付は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第１項及び同法第52条第１項の規定に基づくものである。

３．廃炉等積立金の積立ては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の３第１項の規定に基づくものである。

（イ）連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

該当事項なし。

（１株当たり情報）

| 項目 | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 1,030円67銭 | 1,179円25銭 |
| １株当たり当期純利益 | 198円52銭 | 145円06銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 64円32銭 | 46円96銭 |

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2018年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 純資産の部の合計額（百万円） | 2,657,265 | 2,903,699 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（百万円） | 1,005,880 | 1,014,276 |
| （うち優先株式の払込額（百万円）） | (1,000,000) | (1,000,000) |
| （うち新株予約権（百万円）） | (0) | (－) |
| （うち非支配株主持分（百万円）） | (5,880) | (14,276) |
| 普通株式に係る期末の純資産額（百万円） | 1,651,385 | 1,889,423 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株） | 1,602,252 | 1,602,225 |

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| １株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 318,077 | 232,414 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | － | － |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 318,077 | 232,414 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 1,602,266 | 1,602,237 |

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

| | 前連結会計年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当連結会計年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円） | △635 | △646 |
| （うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額（百万円）） | (△635) | (△646) |
| 普通株式増加数（千株） | 3,333,421 | 3,333,422 |
| （うちＡ種優先株式（千株）） | (1,066,666) | (1,066,666) |
| （うちＢ種優先株式（千株）） | (2,266,666) | (2,266,666) |
| （うちその他（千株）） | (88) | (88) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 連結子会社であるTRENDE(株)が発行する新株予約権<br>普通株式　240千株 | 連結子会社であるTRENDE(株)が発行する新株予約権<br>普通株式　10千株 |

（重要な後発事象）

共同支配企業の形成

当社の100％子会社である東京電力フュエル＆パワー株式会社（以下、「東電ＦＰ」という）は、2018年５月９日開催の取締役会において、東電ＦＰの燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等（以下、「本件事業」という）を会社分割の方法によって、株式会社ＪＥＲＡ（以下、「ＪＥＲＡ」という）に統合させるため、ＪＥＲＡとの間で吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」という）を締結することを決議し、同日、本件吸収分割契約をＪＥＲＡと締結した。また2018年６月27日開催の株主総会において、本件吸収分割契約について、承認を得た。これに基づき、2019年４月１日、東電ＦＰは本件事業をＪＥＲＡに承継させた。

なお、ＪＥＲＡは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社（以下、「中部電力」という）との間にも別途吸収分割契約を締結し、中部電力の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を同時に承継した。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

ガス・ＬＮＧ販売事業、ＬＮＧ受入・貯蔵・送ガス事業、既存火力発電事業及び既存火力発電所のリプレース・新設事業並びにこれらに付帯関連する事業

② 企業結合日

2019年４月１日

③ 企業結合の法的形式

東電ＦＰを分割会社とし、ＪＥＲＡを承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

株式会社ＪＥＲＡ

⑤ その他取引の概要に関する事項

東電ＦＰは、2017年６月８日、中部電力との間で、両社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等をＪＥＲＡへ統合（以下、「本事業統合」という）する旨の合弁契約を締結した。また、2018年２月27日、本事業統合の諸条件や手続きに関する事項等を定めた関連合意書（以下、「本関連合意書」という）を締結した。これらに基づき、ＪＥＲＡに、本件事業を統合させることとした。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、東電ＦＰと中部電力との間で、両社がＪＥＲＡの共同支配企業となる合弁契約及び本関連合意書を締結しており、企業結合に際して支払われる対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

なお、本件吸収分割に伴い、2020年３月期において持分変動利益（特別利益）が1,990億円程度発生する見込みである。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高<br>（百万円） | 当期末残高<br>（百万円） | 利率<br>（%） | 担保 | 償還期限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力<br>ホールディングス | 普通社債<br>（内債） | 1998．４．17～<br>2019．３．29 | (853,058)<br>1,740,891 | (517,925)<br>1,016,794 | 0.626～<br>2.800 | 一般担保 | 2018．４．17～<br>2040．５．28 |
| 東京電力<br>パワーグリッド | 普通社債<br>（内債） | 2017．３．９～<br>2019．１．28 | 490,000 | (40,000)<br>940,000 | 0.290～<br>1.200 | 一般担保 | 2020．３．９～<br>2034．１．27 |
| 合計 | | ― | (853,058)<br>2,230,891 | (557,925)<br>1,956,794 | ― | ― | ― |

（注）１．（　）内は、１年以内に償還が予定されている金額である。

２．連結決算日後５年以内における償還予定額は以下のとおりである。

| １年以内<br>（百万円） | １年超２年以内<br>（百万円） | ２年超３年以内<br>（百万円） | ３年超４年以内<br>（百万円） | ４年超５年以内<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 557,925 | 221,430 | 99,631 | 221,999 | 160,000 |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高<br>（百万円） | 当期末残高<br>（百万円） | 平均利率<br>（%） | 返済期限 |
|---|---|---|---|---|
| 長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く） | 1,307,342 | 727,641 | 0.912 | 2020．４．28～<br>2030．９．８ |
| リース債務（１年以内に返済予定のものを除く） | 43,540 | 51,896 | ― | 2020．４．１～<br>2046.11.30 |
| １年以内に返済予定の長期借入金 | 903,469 | 433,961 | 0.611 | ― |
| １年以内に返済予定のリース債務 | 6,440 | 6,721 | ― | ― |
| 短期借入金 | 1,581,266 | 2,772,395 | 0.582 | ― |
| その他有利子負債 | | | | |
| 長期割賦未払金（１年超返済予定） | 106 | 83 | ― | 2020．４.30～<br>2023.10.31 |
| 割賦未払金（１年以内返済予定） | 23 | 23 | ― | ― |
| 合計 | 3,842,189 | 3,992,723 | ― | ― |

（注）１．平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。

２．リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。

３．その他有利子負債については、割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。

４．長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年以内における返済予定額は以下のとおりである。

| | １年超２年以内<br>（百万円） | ２年超３年以内<br>（百万円） | ３年超４年以内<br>（百万円） | ４年超５年以内<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 長期借入金（※1） | 511,814 | 46,368 | 23,775 | 57,113 |
| リース債務 | 5,990 | 5,577 | 5,326 | 4,780 |
| その他有利子負債 | 23 | 23 | 23 | 13 |

（※1）2019年４月１日に㈱ＪＥＲＡへ承継した長期借入金42百万円を含む。

【資産除去債務明細表】

| 区分 | 当期首残高<br>（百万円） | 当期増加額<br>（百万円） | 当期減少額<br>（百万円） | 当期末残高<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 特定原子力発電施設<br>（原子力発電施設解体引当金） | 680,831 | 37,908 | － | 718,740 |
| 特定原子力発電施設<br>（その他） | 102,628 | 138,226 | 10,836 | 230,018 |
| その他 | 1,122 | 336 | 395 | 1,063 |

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| （累計期間） | 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 当連結会計年度 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 1,354,024 | 3,055,593 | 4,553,206 | 6,338,490 |
| 税金等調整前四半期（当期）純利益（百万円） | 20,659 | 126,278 | 135,747 | 258,625 |
| 親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益（百万円） | 16,464 | 89,694 | 100,516 | 232,414 |
| １株当たり四半期（当期）純利益（円） | 10.28 | 55.98 | 62.73 | 145.06 |

| （会計期間） | 第１四半期 | 第２四半期 | 第３四半期 | 第４四半期 |
|---|---|---|---|---|
| １株当たり四半期純利益（円） | 10.28 | 45.70 | 6.75 | 82.32 |

仲裁について

当社は、Cameco Inc.（以下「Cameco」という）とウラン精鉱購入契約（以下「本契約」という）を締結してウラン精鉱を購入していたが、2017年１月24日に本契約の条項に基づき本契約を解除した。これに対し、Cameco は同年５月19日、本契約の解除が無効であることの確認及び本契約に基づくウラン精鉱の引取り又は当社がウラン精鉱を引き取らない場合の損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等を求めて国際商業会議所に仲裁を申し立てた。

Cameco は、同年12月15日付の第一主張書面において損害賠償額を総額681.9百万米ドルとして提示していたが、2018年９月14日付の第二主張書面において損害賠償額を変更し、同書面の提出日時点で総額703.1百万米ドルであるとした。

当社は、本契約の条項にしたがい本契約を解除しており、今後の仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張していく。

## ２【財務諸表等】

### （１）【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>(2018年３月31日) | 当事業年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 固定資産 | 7,678,711 | 6,978,623 |
| 電気事業固定資産 | ※1 1,294,899 | ※1 1,413,254 |
| 水力発電設備 | 399,794 | 387,309 |
| 原子力発電設備 | 871,863 | 996,006 |
| 新エネルギー等発電設備 | 15,647 | 16,290 |
| 業務設備 | 7,517 | 13,572 |
| 貸付設備 | 76 | 76 |
| 附帯事業固定資産 | ― | ※7 40 |
| 事業外固定資産 | 31 | 7,504 |
| 固定資産仮勘定 | 699,433 | 801,464 |
| 建設仮勘定 | 654,768 | 712,379 |
| 除却仮勘定 | 239 | 234 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 44,425 | 88,850 |
| 核燃料 | 660,604 | 657,578 |
| 装荷核燃料 | 120,625 | 120,625 |
| 加工中等核燃料 | 539,978 | 536,952 |
| 投資その他の資産 | 5,023,743 | 4,098,780 |
| 長期投資 | 35,802 | 35,500 |
| 関係会社長期投資 | 4,311,331 | 3,224,542 |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 593,701 | 552,504 |
| 廃炉等積立金 | ― | 200,000 |
| 長期前払費用 | 42,434 | 42,480 |
| 前払年金費用 | 41,336 | 44,079 |
| 貸倒引当金（貸方） | △863 | △327 |
| 流動資産 | 1,526,463 | 1,317,667 |
| 現金及び預金 | 1,057,486 | 836,113 |
| 売掛金 | 49,666 | 56,424 |
| 諸未収入金 | 24,498 | 35,450 |
| 貯蔵品 | 44,466 | 38,982 |
| 前払金 | 0 | 0 |
| 前払費用 | 468 | 239 |
| 関係会社短期債権 | 203,084 | 202,854 |
| 雑流動資産 | ※2 146,843 | ※2 148,876 |
| 貸倒引当金（貸方） | △52 | △1,276 |
| 合計 | 9,205,175 | 8,296,291 |

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債及び純資産の部 | | |
| 固定負債 | 4,701,057 | 3,815,687 |
| 社債 | ※2,※8 887,833 | ※2,※8 498,868 |
| 長期借入金 | ※2 1,303,094 | ※2 724,996 |
| 長期未払債務 | 7,611 | 4,520 |
| リース債務 | 6,917 | 6,497 |
| 関係会社長期債務 | 417,541 | 410,243 |
| 退職給付引当金 | 105,999 | 105,494 |
| 特定原子力施設炉心等除去準備引当金 | 1,929 | 6,099 |
| 特定原子力施設炉心等除去引当金 | ― | 505 |
| 災害損失引当金 | 441,890 | 448,362 |
| 原子力損害賠償引当金 | 600,647 | 549,042 |
| 資産除去債務 | 783,460 | 948,759 |
| 繰延税金負債 | 332 | 50 |
| 雑固定負債 | 143,797 | 112,245 |
| 流動負債 | 2,525,865 | 2,293,714 |
| 1年以内に期限到来の固定負債 | ※2,※3,※8 1,282,026 | ※2,※3,※8 980,918 |
| 短期借入金 | 236,290 | 249,457 |
| 買掛金 | 3,044 | 2,439 |
| 未払金 | 70,687 | 57,043 |
| 未払費用 | 206,811 | 165,801 |
| 未払税金 | ※4 13,979 | ※4 12,147 |
| 預り金 | 1,616 | 1,405 |
| 関係会社短期債務 | ※5 696,998 | ※5 814,491 |
| 諸前受金 | 78 | 658 |
| 雑流動負債 | 14,331 | 9,350 |
| 特別法上の引当金 | 6,895 | 7,188 |
| 原子力発電工事償却準備引当金 | 6,895 | 7,188 |
| 負債合計 | 7,233,818 | 6,116,590 |
| 株主資本 | 1,970,500 | 2,179,570 |
| 資本金 | 1,400,975 | 1,400,975 |
| 資本剰余金 | 743,602 | 743,600 |
| 資本準備金 | 743,555 | 743,555 |
| その他資本剰余金 | 46 | 45 |
| 利益剰余金 | △166,421 | 42,663 |
| 利益準備金 | 169,108 | 169,108 |
| その他利益剰余金 | △335,530 | △126,444 |
| 海外投資等損失準備金 | 149 | 74 |
| 特定災害防止準備金 | 135 | 148 |
| 別途積立金 | 1,076,000 | 1,076,000 |
| 繰越利益剰余金 | △1,411,815 | △1,202,667 |
| 自己株式 | △7,655 | △7,670 |
| 評価・換算差額等 | 855 | 131 |
| その他有価証券評価差額金 | 855 | 131 |
| 純資産合計 | 1,971,356 | 2,179,701 |
| 合計 | 9,205,175 | 8,296,291 |

②【損益計算書】

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>(2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで) | 当事業年度<br>(2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで) |
|---|---|---|
| 営業収益 | ※1 840,235 | ※1 820,775 |
| 電気事業営業収益 | 839,488 | 820,438 |
| 他社販売電力料 | 552,537 | 542,485 |
| 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分 | 30,963 | 30,963 |
| 廃炉等負担金収益 | 126,834 | 140,871 |
| 電気事業雑収益 | 129,138 | 106,104 |
| 貸付設備収益 | 14 | 14 |
| 附帯事業営業収益 | 747 | 336 |
| コンサルティング事業営業収益 | 747 | 336 |
| 営業費用 | 835,826 | 730,113 |
| 電気事業営業費用 | 835,073 | 729,792 |
| 水力発電費 | 64,116 | 61,924 |
| 原子力発電費 | 633,434 | 534,367 |
| 新エネルギー等発電費 | 1,499 | 2,159 |
| 他社購入電力料 | － | 508 |
| 販売費 | 1 | － |
| 貸付設備費 | 4 | 4 |
| 一般管理費 | 126,949 | 121,295 |
| 接続供給託送料 | － | 786 |
| 再エネ特措法納付金 | － | 7 |
| 事業税 | 9,067 | 8,738 |
| 電力費振替勘定（貸方） | △0 | △0 |
| 附帯事業営業費用 | 753 | 320 |
| コンサルティング事業営業費用 | 753 | 262 |
| シェアオフィス事業営業費用 | － | 57 |
| 営業利益 | 4,408 | 90,661 |
| 営業外収益 | ※1 179,443 | ※1 183,678 |
| 財務収益 | 177,683 | 182,446 |
| 受取配当金 | 129,970 | 151,245 |
| 受取利息 | 47,712 | 31,200 |
| 事業外収益 | 1,759 | 1,231 |
| 固定資産売却益 | 23 | 15 |
| 雑収益 | 1,736 | 1,216 |
| 営業外費用 | ※1 64,675 | ※1 58,928 |
| 財務費用 | 60,788 | 45,831 |
| 支払利息 | 60,739 | 45,658 |
| 株式交付費 | 0 | 0 |
| 社債発行費 | 49 | 173 |
| 事業外費用 | 3,886 | 13,096 |
| 固定資産売却損 | 0 | 99 |
| 雑損失 | 3,885 | 12,997 |
| 当期経常収益合計 | 1,019,679 | 1,004,453 |
| 当期経常費用合計 | 900,502 | 789,041 |
| 当期経常利益 | 119,176 | 215,411 |
| 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し | 287 | 292 |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 287 | 292 |
| 特別利益 | 381,987 | 159,806 |
| 原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | ※3 381,987 | ※3 159,806 |
| 特別損失 | 326,692 | 182,992 |
| 災害特別損失 | ※2 21,302 | ※2 31,922 |
| 原子力損害賠償費 | ※3 286,859 | ※3 151,069 |
| 有価証券評価損 | 18,530 | － |
| 税引前当期純利益 | 174,184 | 191,933 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △33,546 | △17,151 |
| 法人税等合計 | △33,546 | △17,151 |
| 当期純利益 | 207,731 | 209,085 |

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

| 区分 | 水力発電費（百万円） | 原子力発電費（百万円） | 新エネルギー等発電費（百万円） | 販売費（百万円） | 貸付設備費（百万円） | 一般管理費（百万円） | その他（百万円） | 合計（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員給与 | － | － | － | － | － | 397 | － | 397 |
| 給料手当 | 7,720 | 47,746 | － | － | － | 16,795 | － | 72,262 |
| 給料手当振替額(貸方) | △60 | △23 | － | － | － | △301 | － | △385 |
| 建設費への振替額(貸方) | △56 | △23 | － | － | － | △206 | － | △286 |
| その他への振替額(貸方) | △3 | － | － | － | － | △95 | － | △98 |
| 退職給与金 | － | － | － | － | － | 4,137 | － | 4,137 |
| 厚生費 | 1,270 | 8,526 | － | － | － | 3,757 | － | 13,554 |
| 法定厚生費 | 1,161 | 6,406 | － | － | － | 2,241 | － | 9,809 |
| 一般厚生費 | 108 | 2,120 | － | － | － | 1,515 | － | 3,745 |
| 雑給 | 42 | 3,099 | － | － | － | 660 | － | 3,802 |
| 使用済燃料再処理等拠出金費 | － | 30,560 | － | － | － | － | － | 30,560 |
| 使用済燃料再処理等拠出金発電費 | － | △0 | － | － | － | － | － | △0 |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | － | 30,560 | － | － | － | － | － | 30,560 |
| 廃棄物処理費 | － | 5,839 | － | － | － | － | － | 5,839 |
| 消耗品費 | 2,085 | 21,117 | 0 | － | － | 1,530 | － | 24,733 |
| 修繕費 | 8,157 | 59,687 | 19 | － | － | 1,430 | － | 69,294 |
| 水利使用料 | 4,110 | － | － | － | － | － | － | 4,110 |
| 補償費 | 388 | ※15,774 | － | － | － | 29 | － | 16,192 |
| 賃借料 | 1,660 | 7,384 | 11 | － | － | 27,201 | － | 36,257 |
| 委託費 | 876 | 104,167 | 166 | － | 1 | 35,881 | － | 141,093 |
| 損害保険料 | 2 | 824 | － | － | － | 29 | － | 856 |
| 原子力損害賠償資金補助法負担金 | － | 17 | － | － | － | － | － | 17 |
| 原子力損害賠償資金補助法一般負担金 | － | 17 | － | － | － | － | － | 17 |
| 原賠・廃炉等支援機構負担金 | － | 126,740 | － | － | － | － | － | 126,740 |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | － | 56,740 | － | － | － | － | － | 56,740 |
| 原賠・廃炉等支援機構特別負担金 | － | 70,000 | － | － | － | － | － | 70,000 |
| 普及開発関係費 | － | － | － | － | － | 1,349 | － | 1,349 |
| 養成費 | － | － | － | － | － | 1,906 | － | 1,906 |
| 研究費 | － | － | － | － | － | 15,348 | － | 15,348 |
| 諸費 | 5,120 | 53,865 | 48 | － | － | 15,285 | － | 74,320 |
| 貸倒損 | － | － | － | 1 | － | － | － | 1 |
| 諸税 | 8,196 | 19,097 | 217 | － | 3 | 1,136 | － | 28,651 |
| 固定資産税 | 8,192 | 14,962 | 204 | － | 3 | 60 | － | 23,423 |
| 雑税 | 3 | 4,135 | 13 | － | － | 1,075 | － | 5,228 |
| 減価償却費 | 22,100 | 98,578 | 1,036 | － | － | 1,093 | － | 122,809 |
| 普通償却費 | 22,100 | 98,578 | 1,036 | － | － | 1,093 | － | 122,809 |
| 固定資産除却費 | 1,269 | 13,472 | － | － | － | 39 | － | 14,781 |
| 除却損 | 417 | 4,099 | － | － | － | 15 | － | 4,532 |
| 除却費用 | 851 | 9,373 | － | － | － | 24 | － | 10,249 |
| 原子力発電施設解体費 | － | 16,927 | － | － | － | － | － | 16,927 |
| 共有設備費等分担額 | 1,175 | 29 | － | － | － | － | － | 1,205 |
| 共有設備費等分担額(貸方) | △0 | － | － | － | － | － | － | △0 |
| 建設分担関連費振替額(貸方) | － | － | － | － | － | △688 | － | △688 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) | － | － | － | － | － | △71 | － | △71 |
| 事業税 | － | － | － | － | － | － | 9,067 | 9,067 |
| 電力費振替勘定(貸方) | － | － | － | － | － | － | △0 | △0 |
| 合計 | 64,116 | 633,434 | 1,499 | 1 | 4 | 126,949 | 9,066 | 835,073 |

（注）１．「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額5,858百万円が含まれている。

２．「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年　法律第147号）第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金573,639百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△573,639百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

| 区分 | 水力発電費（百万円） | 原子力発電費（百万円） | 新エネルギー等発電費（百万円） | 他社購入電力料（百万円） | 貸付設備費（百万円） | 一般管理費（百万円） | その他（百万円） | 合計（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員給与 | － | － | － | － | － | 433 | － | 433 |
| 給料手当 | 7,399 | 45,535 | 4 | － | － | 16,034 | － | 68,973 |
| 給料手当振替額(貸方) | △82 | △25 | － | － | － | △127 | － | △235 |
| 建設費への振替額(貸方) | △77 | △23 | － | － | － | △61 | － | △161 |
| その他への振替額(貸方) | △5 | △2 | － | － | － | △66 | － | △73 |
| 退職給与金 | － | － | － | － | － | 3,982 | － | 3,982 |
| 厚生費 | 1,143 | 8,390 | 0 | － | － | 3,884 | － | 13,419 |
| 法定厚生費 | 1,027 | 6,182 | 0 | － | － | 2,344 | － | 9,555 |
| 一般厚生費 | 116 | 2,207 | 0 | － | － | 1,540 | － | 3,864 |
| 雑給 | 21 | 2,958 | － | － | － | 661 | － | 3,641 |
| 使用済燃料再処理等拠出金費 | － | 30,560 | － | － | － | － | － | 30,560 |
| 使用済燃料再処理等既発電費 | － | 30,560 | － | － | － | － | － | 30,560 |
| 廃棄物処理費 | － | 6,511 | － | － | － | － | － | 6,511 |
| 消耗品費 | 1,435 | 21,326 | 54 | － | － | 1,695 | － | 24,511 |
| 修繕費 | 4,480 | 40,934 | 54 | － | － | 890 | － | 46,359 |
| 水利使用料 | 4,067 | － | － | － | － | － | － | 4,067 |
| 補償費 | 330 | ※△351 | 0 | － | － | 0 | － | △19 |
| 賃借料 | 1,468 | 6,965 | 12 | － | － | 17,029 | － | 25,474 |
| 委託費 | 5,192 | 66,892 | 788 | － | 1 | 45,375 | － | 118,251 |
| 損害保険料 | 53 | 820 | － | － | － | 26 | － | 899 |
| 原子力損害賠償資金補助法負担金 | － | 19 | － | － | － | － | － | 19 |
| 原子力損害賠償資金補助法一般負担金 | － | 19 | － | － | － | － | － | 19 |
| 原賠・廃炉等支援機構負担金 | － | 106,740 | － | － | － | － | － | 106,740 |
| 原賠・廃炉等支援機構一般負担金 | － | 56,740 | － | － | － | － | － | 56,740 |
| 原賠・廃炉等支援機構特別負担金 | － | 50,000 | － | － | － | － | － | 50,000 |
| 普及開発関係費 | － | － | － | － | － | 1,632 | － | 1,632 |
| 養成費 | － | － | － | － | － | 1,861 | － | 1,861 |
| 研究費 | － | － | － | － | － | 13,941 | － | 13,941 |
| 諸費 | 3,642 | 16,822 | 92 | － | － | 11,073 | － | 31,631 |
| 諸税 | 7,841 | 19,246 | 198 | － | 3 | 1,576 | － | 28,866 |
| 固定資産税 | 7,835 | 15,285 | 185 | － | 3 | 68 | － | 23,378 |
| 雑税 | 6 | 3,961 | 13 | － | － | 1,507 | － | 5,488 |
| 減価償却費 | 21,284 | 101,046 | 951 | － | － | 1,686 | － | 124,969 |
| 普通償却費 | 21,284 | 101,046 | 951 | － | － | 1,686 | － | 124,969 |
| 固定資産除却費 | 2,083 | 16,698 | － | － | － | 37 | － | 18,818 |
| 除却損 | 1,308 | 5,119 | － | － | － | 13 | － | 6,441 |
| 除却費用 | 774 | 11,578 | － | － | － | 24 | － | 12,377 |
| 原子力発電施設解体費 | － | 43,224 | － | － | － | － | － | 43,224 |
| 共有設備費等分担額 | 1,562 | 52 | － | － | － | － | － | 1,615 |
| 共有設備費等分担額(貸方) | △0 | － | － | － | － | － | － | △0 |
| 他社購入電源費 | － | － | － | 508 | － | － | － | 508 |
| その他の電源費 | － | － | － | 508 | － | － | － | 508 |
| 建設分担関連費振替額(貸方) | － | － | － | － | － | △389 | － | △389 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) | － | － | － | － | － | △12 | － | △12 |
| 接続供給託送料 | － | － | － | － | － | － | 786 | 786 |
| 再エネ特措法納付金 | － | － | － | － | － | － | 7 | 7 |
| 事業税 | － | － | － | － | － | － | 8,738 | 8,738 |
| 電力費振替勘定(貸方) | － | － | － | － | － | － | △0 | △0 |
| 合計 | 61,924 | 534,367 | 2,159 | 508 | 4 | 121,295 | 9,532 | 729,792 |

（注）１．「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額2,720百万円が含まれている。

２．「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年　法律第147号）第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金595,995百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△595,995百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 海外投資等損失準備金 | 特定災害防止準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 1,400,975 | 743,555 | 48 | 169,108 | 224 | 123 | 1,076,000 | △1,619,609 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | － | － | － | － | △74 | － | － | 74 |
| 特定災害防止準備金の積立 | － | － | － | － | － | 12 | － | △12 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | 207,731 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自己株式の処分 | － | － | △2 | － | － | － | － | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | △2 | － | △74 | 12 | － | 207,793 |
| 当期末残高 | 1,400,975 | 743,555 | 46 | 169,108 | 149 | 135 | 1,076,000 | △1,411,815 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | △7,642 | 1,762,784 | 8 | 1,762,793 |
| 当期変動額 | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | － | － | － | － |
| 特定災害防止準備金の積立 | － | － | － | － |
| 当期純利益 | － | 207,731 | － | 207,731 |
| 自己株式の取得 | △15 | △15 | － | △15 |
| 自己株式の処分 | 2 | 0 | － | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | 846 | 846 |
| 当期変動額合計 | △12 | 207,716 | 846 | 208,563 |
| 当期末残高 | △7,655 | 1,970,500 | 855 | 1,971,356 |

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 海外投資等損失準備金 | 特定災害防止準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 1,400,975 | 743,555 | 46 | 169,108 | 149 | 135 | 1,076,000 | △1,411,815 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | － | － | － | － | △74 | － | － | 74 |
| 特定災害防止準備金の積立 | － | － | － | － | － | 12 | － | △12 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | 209,085 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 自己株式の処分 | － | － | △1 | － | － | － | － | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | △1 | － | △74 | 12 | － | 209,147 |
| 当期末残高 | 1,400,975 | 743,555 | 45 | 169,108 | 74 | 148 | 1,076,000 | △1,202,667 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | △7,655 | 1,970,500 | 855 | 1,971,356 |
| 当期変動額 | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | － | － | － | － |
| 特定災害防止準備金の積立 | － | － | － | － |
| 当期純利益 | － | 209,085 | － | 209,085 |
| 自己株式の取得 | △16 | △16 | － | △16 |
| 自己株式の処分 | 1 | 0 | － | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | △724 | △724 |
| 当期変動額合計 | △14 | 209,069 | △724 | 208,344 |
| 当期末残高 | △7,670 | 2,179,570 | 131 | 2,179,701 |

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

３．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

４．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、９．原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

５．繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

①　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋　ステップ２完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年９月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

②　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

③　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| イ　新潟県中越沖地震による損失等に係るもの | 5,119百万円 | 5,112百万円 |
| ロ　東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの | 436,770 | 443,249 |
| うち①　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失 | 315,442 | 321,813 |
| ②　福島第一原子力発電所１～４号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用 | 5,885 | 6,121 |
| ③　福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失 | 115,384 | 115,256 |
| ④　その他 | 58 | 58 |
| 計 | 441,890 | 448,362 |

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の９第２項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。なお、申請額のうち、既承認額については特定原子力施設炉心等除去引当金に、それ以外の申請額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金に計上している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金1,627,254百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、「原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,449,106百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第27条の３及び同条の29の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

７．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

イ　ヘッジ手段　金利スワップ

　　ヘッジ対象　長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

８．使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年５月18日　法律第40号）第４条第１項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。

なお、2004年度末までに発生した使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、2005年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年９月30日　経済産業省令第94号）附則第４条に基づき使用済燃料に係る拠出金として納付することによりその費用負担の責任を果たすことになり、2019年度まで毎期均等額30,560百万円を費用計上する。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

９．原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年６月10日　法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成23年３月25日）第８項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月）までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（会計方針の変更）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年６月10日　法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について計上している資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成23年３月25日）第８項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年４月１日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年３月30日　経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法による費用計上方法に変更した。

これに伴い、従来の方法と比べて、当事業年度の原子力発電施設解体費が17,449百万円増加したことにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ17,449百万円減少し、また、当事業年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ116,430百万円及び133,879百万円増加している。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益はそれぞれ10円88銭、10円88銭及び3円53銭減少している。

10．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

（追加情報）

・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、457,409百万円（前事業年度は432,804百万円）である。

・廃炉等積立金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第55条の３第１項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積立てを実施しているものである。

（貸借対照表関係）

１．固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 電気事業固定資産 | 22,134百万円 | 22,256百万円 |
| 水力発電設備 | 7,637 | 7,761 |
| 原子力発電設備 | 9,365 | 9,363 |
| 新エネルギー等発電設備 | 4,946 | 4,946 |
| 業務設備 | 185 | 185 |

２．担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 社債（１年以内に償還すべき金額を含む。） | 1,740,891百万円 | 1,016,794百万円 |
| うち内債 | 1,740,891 | 1,016,794 |
| ㈱日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む。） | 313,171 | 152,023 |

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 雑流動資産 | 120,000百万円 | 120,000百万円 |

３．１年以内に期限到来の固定負債の内訳

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 社債 | 853,058百万円 | 517,925百万円 |
| 長期借入金 | 408,394 | 432,516 |
| 長期未払債務 | 3,091 | 3,091 |
| リース債務 | 425 | 425 |
| 雑固定負債 | 17,057 | 26,959 |

４．未払税金の内訳

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 法人税、地方法人税及び住民税 | 587百万円 | 761百万円 |
| 事業税 | 4,034 | 4,148 |
| 消費税等 | 7,775 | 5,659 |
| その他 | 1,582 | 1,577 |

５．関係会社に対する事項

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 預り金 | 643,693百万円 | 754,495百万円 |

６．偶発債務

(1) 保証債務

| | 前事業年度<br>(2018年３月31日) | 当事業年度<br>(2019年３月31日) |
|---|---|---|
| イ　以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務 | | |
| 日本原燃㈱ | 67,998百万円 | 54,000百万円 |
| 森ヶ崎エナジーサービス㈱ | 8 | － |
| リサイクル燃料貯蔵㈱ | 1,224 | 710 |
| ティームエナジー社（※） | 7,197 | 7,497 |
| エスケーゼット・ユー社 | 524 | 438 |
| ロ　アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務（※） | 637 | 666 |
| ハ　ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務（※） | 1,593 | 1,665 |
| ニ　ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務（※） | 1,147 | 1,198 |
| ホ　パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務（※） | 533 | 557 |
| ヘ　従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務 | 145,362 | 130,876 |
| （うち、当社以外にも連帯保証人がいる保証債務） | (109,139) | (97,853) |
| 計 | 226,229 | 197,610 |

（※）上記の保証債務残高のうち前事業年度11,110百万円、当事業年度11,584百万円については、㈱ＪＥＲＡとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前事業年度（2018年３月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については、これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

当事業年度（2019年３月31日）

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

７．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| シェアオフィス事業 | | |
| 専用固定資産 | －百万円 | 40百万円 |
| 計 | － | 40 |

８．財務制限条項

前事業年度（2018年３月31日）

当社の社債（125,333百万円）及び１年以内に期限到来の固定負債（401,258百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（2019年３月31日）

当社の社債（18,868百万円）及び１年以内に期限到来の固定負債（235,425百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

（損益計算書関係）

１．関係会社に対する事項

| | 前事業年度<br>（2017年４月１日から<br>2018年３月31日まで） | 当事業年度<br>（2018年４月１日から<br>2019年３月31日まで） |
|---|---|---|
| 売上高 | 834,161百万円 | 815,219百万円 |
| 受取配当金 | 129,575 | 150,499 |
| 受取利息 | 47,108 | 31,166 |
| 支払利息 | 6,468 | 7,359 |

２．災害特別損失の内容

前事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）及び当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ　福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ２完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成29年９月26日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

３．原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前事業年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第43条第１項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、2018年３月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と、2016年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第52条第１項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日　法律第147号）に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第43条第１項の規定に基づき、2019年３月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2018年３月27日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年１月１日以降に債務認識したもの）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）の規定に基づく資金援助の申請額417,848百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）第52条第１項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに原子力損害賠償・廃炉等支援機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として原子力損害賠償・廃炉等支援機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

（有価証券関係）

子会社及び関連会社株式

前事業年度（2018年３月31日）

| 区分 | 貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| ①　子会社株式 | － | － | － |
| ②　関連会社株式 | 5,162 | 10,850 | 5,688 |
| 合計 | 5,162 | 10,850 | 5,688 |

当事業年度（2019年３月31日）

| 区分 | 貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| ①　子会社株式 | － | － | － |
| ②　関連会社株式 | 5,162 | 8,928 | 3,766 |
| 合計 | 5,162 | 8,928 | 3,766 |

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

| 区分 | 前事業年度（2018年３月31日） | 当事業年度（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 子会社株式 | 1,425,013 | 1,429,815 |
| 関連会社株式 | 235,484 | 234,411 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 組織再編等に伴う関係会社株式 | 248,182百万円 | 248,182百万円 |
| 原子力損害賠償引当金 | 168,181 | 153,732 |
| 資産除去債務 | 127,411 | 164,142 |
| 災害損失引当金 | 123,729 | 125,541 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 112,385 | 107,494 |
| その他 | 161,346 | 135,305 |
| 繰延税金資産　小計 | 941,236 | 934,398 |
| 評価性引当額 | △748,687 | △718,317 |
| 繰延税金資産　合計 | 192,549 | 216,080 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | △166,236 | △154,701 |
| 資産除去債務 | △14,628 | △48,808 |
| その他 | △12,017 | △12,621 |
| 繰延税金負債　合計 | △192,882 | △216,131 |
| 繰延税金負債　純額 | △332 | △50 |

（注）　「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、2016年４月に実施した会社分割に伴うものである。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>（2018年３月31日） | 当事業年度<br>（2019年３月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 28.2% | 28.0% |
| （調整） | | |
| 評価性引当額増減 | △26.1 | △14.5 |
| 永久に益金に算入されない項目 | △20.9 | △21.9 |
| その他 | △0.5 | △0.5 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △19.3 | △8.9 |

④【附属明細表】

【（その１）固定資産期中増減明細表】

2018年４月１日から2019年３月31日まで

| 区分<br>科目 | 期首残高 | | | | 期中増減額 | | | | | | 期末残高 | | | | 期末残高のうち土地の帳簿原価（再掲）（百万円） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿原価（百万円） | 工事費負担金等（百万円） | 減価償却累計額（百万円） | 差引帳簿価額（百万円） | 帳簿原価増加額（百万円） | 工事費負担金等増加額（百万円） | 減価償却累計額増加額（百万円） | 帳簿原価減少額（百万円） | 工事費負担金等減少額（百万円） | 減価償却累計額減少額（百万円） | 帳簿原価（百万円） | 工事費負担金等（百万円） | 減価償却累計額（百万円） | 差引帳簿価額（百万円） | | |
| 電気事業固定資産 | 7,464,468 | 22,134 | 6,147,434 | 1,294,899 | 269,667 | 125 | 124,930 | 63,136 | 3 | 36,876 | 7,670,999 | 22,256 | 6,235,488 | 1,413,254 | 40,329 | |
| 水力発電設備 | 1,648,755 | 7,637 | 1,241,323 | 399,794 | 10,365 | 125 | 21,284 | 6,352 | 1 | 4,910 | 1,652,768 | 7,761 | 1,257,697 | 387,309 | 9,316 | |
| 原子力発電設備 | 5,755,825 | 9,365 | 4,874,596 | 871,863 | 249,891 | 0 | 101,007 | 54,882 | 2 | 30,138 | 5,950,834 | 9,363 | 4,945,464 | 996,006 | 22,558 | (注) |
| 新エネルギー等発電設備 | 26,217 | 4,946 | 5,622 | 15,647 | 1,594 | － | 951 | － | － | － | 27,812 | 4,946 | 6,574 | 16,290 | 8,377 | |
| 業務設備 | 33,594 | 185 | 25,891 | 7,517 | 7,815 | － | 1,686 | 1,901 | － | 1,826 | 39,508 | 185 | 25,751 | 13,572 | － | |
| 貸付設備 | 76 | － | － | 76 | － | － | － | － | － | － | 76 | － | － | 76 | 76 | |
| 附帯事業固定資産 | － | － | － | － | 40 | － | 0 | － | － | － | 40 | － | 0 | 40 | － | |
| 事業外固定資産 | 594 | － | 562 | 31 | 13,846 | － | 6,288 | 362 | － | 277 | 14,078 | － | 6,573 | 7,504 | 48 | |
| 固定資産仮勘定 | 699,433 | － | － | 699,433 | 389,464 | － | － | 287,433 | － | － | 801,464 | － | － | 801,464 | － | |
| 建設仮勘定 | 654,768 | － | － | 654,768 | 327,399 | － | － | 269,789 | － | － | 712,379 | － | － | 712,379 | － | |
| 除却仮勘定 | 239 | － | － | 239 | 17,639 | － | － | 17,644 | － | － | 234 | － | － | 234 | － | |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 44,425 | － | － | 44,425 | 44,425 | － | － | － | － | － | 88,850 | － | － | 88,850 | － | |

| 区分<br>科目 | 期首残高（百万円） | 期中増減額 | | 期末残高（百万円） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 増加額（百万円） | 減少額（百万円） | | |
| 核燃料 | 660,604 | 24,654 | 27,680 | 657,578 | |
| 装荷核燃料 | 120,625 | － | － | 120,625 | |
| 加工中等核燃料 | 539,978 | 24,654 | 27,680 | 536,952 | |
| 長期前払費用 | 42,434 | 4,160 | 4,114 | 42,480 | |

（注）１.原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：174,317百万円

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

2018年４月１日から2019年３月31日まで

| 無形固定資産の種類 | 取得価額 | | | 減価償却累計額（百万円） | 期末残高（百万円） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高（百万円） | 期中増加額（百万円） | 期中減少額（百万円） | | | |
| ダム使用権 | 2,414 | － | － | 1,634 | 780 | |
| 水利権 | 9,863 | － | 3 | 9,857 | 2 | |
| 商標権 | 67 | 1 | － | 22 | 46 | |
| ソフトウェア | 1,430 | 6,627 | 44 | 838 | 7,174 | |
| 電気ガス供給施設利用権 | 16,051 | 109 | － | 14,655 | 1,506 | |
| 水道施設利用権 | 755 | － | 3 | 434 | 317 | |
| 工業用水道施設利用権 | 634 | － | － | 460 | 174 | |
| 電気通信施設利用権 | 256 | － | 0 | 60 | 195 | |
| 電話加入権 | 339 | － | － | － | 339 | |
| 地上権 | 239 | － | 0 | － | 239 | |
| 地役権 | 65 | 17 | － | － | 82 | |
| 土地賃借権 | 1,164 | 53 | － | － | 1,217 | |
| 合計 | 33,283 | 6,809 | 52 | 27,963 | 12,076 | |

【（その３）減価償却費等明細表】

2018年４月１日から2019年３月31日まで

| 区分 | | | 期末取得価額（百万円） | 当期償却額（百万円） | 償却累計額（百万円） | 期末帳簿価額（百万円） | 償却累計率［%］ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気事業固定資産 | 有形固定資産 | 建物 | 762,171 | 15,356 | 614,716 | 147,455 | 80.7 |
| | | 水力発電設備 | 53,431 | 631 | 45,422 | 8,009 | 85.0 |
| | | 原子力発電設備 | 699,921 | 14,468 | 563,198 | 136,722 | 80.5 |
| | | 新エネルギー等発電設備 | 6 | 0 | 0 | 6 | 2.2 |
| | | 業務設備 | 8,811 | 256 | 6,095 | 2,716 | 69.2 |
| | | 構築物 | 1,351,517 | 22,344 | 859,341 | 492,175 | 63.6 |
| | | 水力発電設備 | 936,012 | 11,920 | 642,965 | 293,046 | 68.7 |
| | | 原子力発電設備 | 415,476 | 10,422 | 216,365 | 199,111 | 52.1 |
| | | 新エネルギー等発電設備 | 28 | 1 | 10 | 17 | 37.9 |
| | | 機械装置 | 5,147,888 | 76,011 | 4,649,612 | 498,276 | 90.3 |
| | | 水力発電設備 | 631,700 | 8,303 | 555,533 | 76,166 | 87.9 |
| | | 原子力発電設備 | 4,490,102 | 66,460 | 4,077,679 | 412,422 | 90.8 |
| | | 新エネルギー等発電設備 | 14,392 | 950 | 6,559 | 7,832 | 45.6 |
| | | 業務設備 | 11,693 | 297 | 9,838 | 1,854 | 84.1 |
| | | 備品 | 110,988 | 6,514 | 75,597 | 35,390 | 68.1 |
| | | 水力発電設備 | 2,421 | 43 | 2,243 | 178 | 92.6 |
| | | 原子力発電設備 | 96,871 | 5,878 | 64,126 | 32,745 | 66.2 |
| | | 新エネルギー等発電設備 | 5 | 0 | 4 | 1 | 70.6 |
| | | 業務設備 | 11,688 | 592 | 9,223 | 2,465 | 78.9 |
| | | リース資産 | 22,197 | 2,468 | 8,256 | 13,941 | 37.2 |
| | | 原子力発電設備 | 22,185 | 2,467 | 8,248 | 13,936 | 37.2 |
| | | 業務設備 | 12 | 1 | 8 | 4 | 65.6 |
| | | 計 | 7,394,763 | 122,695 | 6,207,524 | 1,187,239 | 83.9 |
| | 無形固定資産 | ダム使用権 | 2,414 | 45 | 1,634 | 780 | 67.7 |
| | | 水利権 | 9,860 | 315 | 9,857 | 2 | 100.0 |
| | | 商標権 | 69 | 6 | 22 | 46 | 32.6 |
| | | ソフトウェア | 8,012 | 737 | 838 | 7,174 | 10.5 |
| | | 電気ガス供給施設利用権 | 16,161 | 1,063 | 14,655 | 1,506 | 90.7 |
| | | 水道施設利用権 | 752 | 50 | 434 | 317 | 57.7 |
| | | 工業用水道施設利用権 | 634 | 42 | 460 | 174 | 72.6 |
| | | 電気通信施設利用権 | 256 | 12 | 60 | 195 | 23.8 |
| | | 計 | 38,161 | 2,273 | 27,963 | 10,197 | 73.3 |
| | 合計 | | 7,432,924 | 124,969 | 6,235,488 | 1,197,436 | 83.9 |
| 附帯事業固定資産 | | | 40 | 0 | 0 | 40 | 1.0 |
| 事業外固定資産 | | | 14,028 | 1,143 | 6,573 | 7,455 | 46.9 |

（注）　期末取得価額及び期末帳簿価額には、土地等の非償却資産は含まれていない。

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

2019年３月31日現在

| | | | 銘柄 | 株式数 | 取得価額（百万円） | 貸借対照表計上額(百万円) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期投資 | その他有価証券 | 株式 | ㈱日本製鋼所 | 742,800 | 5,864 | 1,514 | |
| | | | 海外ウラン資源開発㈱ | 1,642,874 | 821 | 821 | |
| | | | 関西国際空港土地保有㈱ | 11,660 | 583 | 583 | |
| | | | 東京湾横断道路㈱ | 10,800 | 540 | 540 | |
| | | | 横浜高速鉄道㈱ | 8,360 | 418 | 418 | |
| | | | 首都圏新都市鉄道㈱ | 6,000 | 300 | 300 | |
| | | | 中部国際空港㈱ | 4,112 | 205 | 205 | |
| | | | ㈱インテリジェント・コスモス研究機構 | 4,000 | 200 | 200 | |
| | | | サウディ石油化学㈱ | 67,036 | 167 | 167 | |
| | | | ㈱茨城ポートオーソリティ | 2,370 | 155 | 155 | |
| | | | ほか70銘柄 | 1,088,906 | 2,280 | 1,627 | |
| | | | 計 | 3,588,918 | 11,535 | 6,533 | |
| | | 諸有価証券 | 種類及び銘柄 | 取得価額又は出資総額（百万円） | 貸借対照表計上額(百万円) | 摘要 | |
| | | | 金銭信託 | 8,904 | 7,620 | | |
| | | | 出資金 | 1,966 | 1,893 | | |
| | | | 出資証券 | 3,329 | 3,329 | | |
| | | | 日本原子力研究開発機構 | 3,329 | 3,329 | | |
| | | | 計 | 14,200 | 12,843 | | |
| | その他の長期投資 | | 種類 | 金額（百万円） | | 摘要 | |
| | | | 出資金 | 2,461 | | | |
| | | | 社内貸付金 | 272 | | | |
| | | | 雑口 | 13,390 | | | |
| | | | 計 | 16,123 | | | |
| | 合計 | | | 35,500 | | | |

【（その５）引当金明細表】

2018年４月１日から2019年３月31日まで

| 区分 | 期首残高（百万円） | 期中増加額（百万円） | 期中減少額 | | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用（百万円） | その他（百万円） | |
| 貸倒引当金 | 915 | 1,602 | 913 | 0 | 1,604 |
| 退職給付引当金 | 105,999 | 6,586 | | 7,091 | 105,494 |
| 特定原子力施設炉心等除去準備引当金 | 1,929 | 6,099 | － | 1,929 | 6,099 |
| 特定原子力施設炉心等除去引当金 | － | 1,929 | 1,423 | － | 505 |
| 災害損失引当金 | 441,890 | 27,434 | 19,585 | 1,377 | 448,362 |
| 原子力損害賠償引当金 | 600,647 | 151,069 | 202,675 | － | 549,042 |
| 原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第27条の３及び同条の29） | 6,895 | 292 | － | － | 7,188 |

（注）１．「貸倒引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

２．「特定原子力施設炉心等除去準備引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去引当金への振替による減少額である。

３．「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去準備引当金への振替による減少額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

仲裁について

当社は、Cameco Inc.（以下「Cameco」という）とウラン精鉱購入契約（以下「本契約」という）を締結してウラン精鉱を購入していたが、2017年１月24日に本契約の条項に基づき本契約を解除した。これに対し、Cameco は同年５月19日、本契約の解除が無効であることの確認及び本契約に基づくウラン精鉱の引取り又は当社がウラン精鉱を引き取らない場合の損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等を求めて国際商業会議所に仲裁を申し立てた。

Cameco は、同年12月15日付の第一主張書面において損害賠償額を総額681.9百万米ドルとして提示していたが、2018年９月14日付の第二主張書面において損害賠償額を変更し、同書面の提出日時点で総額703.1百万米ドルであるとした。

当社は、本契約の条項にしたがい本契約を解除しており、今後の仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張していく。

## 第６【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|---|
| 事業年度 | ４月１日から３月31日まで |
| 定時株主総会 | ６月中 |
| 基準日 | ３月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | ９月30日<br>３月31日 |
| １単元の株式数 | 普通株式　　100株<br>Ａ種優先株式　100株<br>Ｂ種優先株式　　10株 |
| 単元未満株式の買取り・買増し | |
| 取扱場所 | （特別口座）<br>東京都千代田区丸の内１丁目４番５号<br>三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | （特別口座）<br>東京都千代田区丸の内１丁目４番５号<br>三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | ―――――― |
| 買取・買増手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。<br>なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。<br>http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/ |
| 株主に対する特典 | なし |

（注）　当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、同法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

# 第７【提出会社の参考情報】

## １【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はない。

## ２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | （事業年度（第94期） | 自2017年４月１日至2018年３月31日） | 2018年６月28日関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 2018年６月28日関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | （第95期第１四半期 | 自2018年４月１日至2018年６月30日） | 2018年８月７日関東財務局長に提出。 |
| | （第95期第２四半期 | 自2018年７月１日至2018年９月30日） | 2018年11月６日関東財務局長に提出。 |
| | （第95期第３四半期 | 自2018年10月１日至2018年12月31日） | 2019年２月６日関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第15号に基づく臨時報告書） | | 2018年５月９日関東財務局長に提出。 |
| | （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づく臨時報告書） | | 2018年７月４日関東財務局長に提出。 |
| | （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号に基づく臨時報告書） | | 2018年８月29日関東財務局長に提出。 |

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 第１【保証会社情報】

１【保証の対象となっている社債】

| 社債の名称 | 発行年月日 | 券面総額（百万円） | 2018年３月末日までの買入消却額（百万円） | 2018年３月末現在の未償還額（百万円） | 上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力株式会社<br>第448回社債（一般担保付） | 1998年<br>４月17日 | 70,000 | 12,700 | 57,300 | － |
| 東京電力株式会社<br>第455回社債（一般担保付） | 1998年<br>10月23日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第457回社債（一般担保付） | 1998年<br>11月16日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第459回社債（一般担保付） | 1999年<br>１月29日 | 50,000 | 5,500 | 44,500 | － |
| 東京電力株式会社<br>第466回社債（一般担保付） | 1999年<br>９月17日 | 50,000 | 7,500 | 42,500 | － |
| 東京電力株式会社<br>第528回社債（一般担保付） | 2007年<br>６月13日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第534回社債（一般担保付） | 2007年<br>10月29日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第537回社債（一般担保付） | 2008年<br>２月28日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第540回社債（一般担保付） | 2008年<br>４月25日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第542回社債（一般担保付） | 2008年<br>４月25日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第544回社債（一般担保付） | 2008年<br>６月25日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第545回社債（一般担保付） | 2008年<br>７月25日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第547回社債（一般担保付） | 2008年<br>７月24日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第548回社債（一般担保付） | 2008年<br>９月29日 | 60,000 | － | 60,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第549回社債（一般担保付） | 2008年<br>10月17日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第551回社債（一般担保付） | 2008年<br>11月28日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第553回社債（一般担保付） | 2009年<br>２月27日 | 50,000 | － | 50,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第554回社債（一般担保付） | 2009年<br>５月29日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第556回社債（一般担保付） | 2009年<br>７月16日 | 30,000 | － | 30,000 | － |

| 社債の名称 | 発行年月日 | 券面総額<br>（百万円） | 2018年３月末日までの買入消却額<br>（百万円） | 2018年３月末現在の未償還額<br>（百万円） | 上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力株式会社<br>第558回社債（一般担保付） | 2009年<br>９月30日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第559回社債（一般担保付） | 2009年<br>10月29日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第560回社債（一般担保付） | 2009年<br>12月10日 | 35,000 | － | 35,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第562回社債（一般担保付） | 2010年<br>４月28日 | 40,000 | － | 40,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第563回社債（一般担保付） | 2010年<br>５月28日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第564回社債（一般担保付） | 2010年<br>５月28日 | 25,000 | － | 25,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第565回社債（一般担保付） | 2010年<br>６月24日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第566回社債（一般担保付） | 2010年<br>７月29日 | 30,000 | － | 30,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第567回社債（一般担保付） | 2010年<br>７月29日 | 20,000 | － | 20,000 | － |
| 東京電力株式会社<br>第568回社債（一般担保付） | 2010年<br>９月８日 | 30,000 | － | 30,000 | － |

## ２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が2010年９月８日以前に国内で募集により発行し、残存する上記１記載の一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

（既存国内公募社債の権利保護の仕組み）

① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ＩＣＢ」（Inter Company Bond）という）及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ＩＣＢ信託契約」という）。また、本件ＩＣＢ信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。

② 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるＩＣＢの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。

③ 東京電力パワーグリッド株式会社がＩＣＢの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ＩＣＢを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はＩＣＢとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ＩＣＢ信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。

④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ＩＣＢ信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ＩＣＢ信託契約に従いその時点で保有しているＩＣＢを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

［既存国内公募社債の権利保護の仕組み］

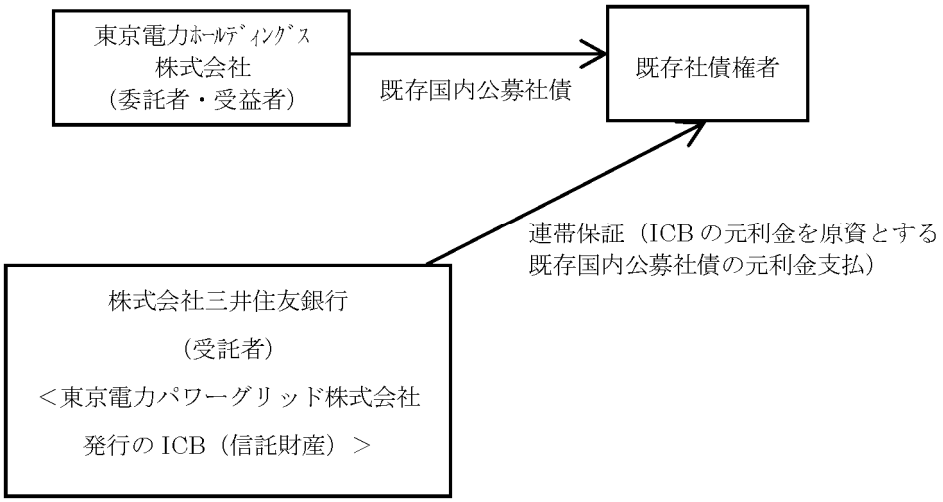


(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産であるＩＣＢの発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度　第３期（自　2017年４月１日　至　2018年３月31日）

2018年６月28日　関東財務局長に提出。

②【臨時報告書】

該当事項なし。

③【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

## 第２【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

## 第３【指数等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年６月26日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 白羽　龍三 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯川　喜雄 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 清水　幹雄 | 印 |

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．「注記事項　連結貸借対照表関係　６．偶発債務　（２）原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務　当連結会計年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

２．「注記事項　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項　（３）重要な引当金の計上基準　ロ　災害損失引当金　追加情報　・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

３．「注記事項　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４．会計方針に関する事項（８）原子力発電施設解体費の計上方法　追加情報　・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の2019年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が2019年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていない。

# 独立監査人の監査報告書

2019年６月26日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 白羽　龍三 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯川　喜雄 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 清水　幹雄 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2019年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．「注記事項　貸借対照表関係　６．偶発債務　（２）原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務　当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日　法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日　法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

２．「注記事項　重要な会計方針　６．引当金の計上基準　（３）災害損失引当金　追加情報　・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。したがって、中長期ロードマップに係る費用または損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

３．「注記事項　重要な会計方針　９．原子力発電施設解体費の計上方法　追加情報　・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていない。